

第1回定例会

平成26年3月5日開会

平成26年3月20日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

平成二十六年 三股町議会議録

第一回定例会

目 次

第 1 回定例会

3月5日(第1号)

| | | |
|-------|--|-----|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第 2 | 会期決定の件について | 3 |
| 日程第 3 | 平成 2 6 年度施政方針表明 | 4 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号から議案第 2 8 号までの 2 8 議案、陳情 1 件及び報告 1 件一括 上程..... | 1 3 |

3月7日(第2号)

| | | |
|-------|-------------------------|-----|
| 日程第 1 | 総括質疑 | 2 4 |
| 日程第 2 | 常任委員会付託 | 3 1 |
| 日程第 3 | 議案第 15 号の質疑・討論・採決 | 3 1 |

3月10日(第3号)

| | | |
|-------|-------------------------|-----|
| 日程第 1 | 議案第 25 号の質疑・討論・採決 | 3 4 |
|-------|-------------------------|-----|

3月18日(第4号)

| | | |
|-------|--------------------|-----|
| 日程第 1 | 一般質問 | 4 2 |
| | 7 番 上西 祐子君 | 4 2 |
| | 1 番 池邊 美紀君 | 5 4 |
| | 3 番 堀内 義郎君 | 7 3 |
| | 1 2 番 桑畑 浩三君 | 8 2 |
| | 6 番 指宿 秋廣君 | 8 7 |

3月19日(第5号)

| | | |
|-------|--------------------|-------|
| 日程第 1 | 一般質問 | 1 0 2 |
| | 5 番 福永 廣文君 | 1 0 2 |
| | 1 0 番 池田 克子君 | 1 0 6 |

3月20日（第6号）

| | | |
|------|--|-----|
| 日程第1 | 追加議案の取扱いについて | 118 |
| 日程第2 | 常任委員会報告 | 119 |
| 日程第3 | 質疑 | 127 |
| 日程第4 | 討論・採決（議案第1号から第11号、第12号から第14号、第16号から第24号、第26号から第28号までの26議案並びに陳情第1号） | 129 |
| 日程第5 | 議案第29号上程 | 141 |
| 日程第6 | 質疑・討論・採決（議案第29号） | 142 |
| 日程第7 | 常任委員会の視察研修報告 | 143 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|-----------------|-------|-------------------------------------|------|-------|
| 平成26年第1回定例会（3月） | 議案第1号 | 三股町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第2号 | 三股町税条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第3号 | 三股町課設置条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第4号 | 三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第5号 | 三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第6号 | 三股町立公園条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第7号 | 三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| 〃 | 議案第8号 | 三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |

| | | | | |
|-------------------------|--------|------------------------------------|------|-------|
| 平成26年 第1回定例会 (3月) | 議案第9号 | 三股町公共下水道条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第10号 | 三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第11号 | 社会教育委員条例の一部を改正する条例 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第12号 | 平成25年度三股町一般会計補正予算(第5号) | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第13号 | 平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第14号 | 平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算(第4号) | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第15号 | 平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 原案可決 | 3月7日 |
| " | 議案第16号 | 平成25年度三股町一般会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第17号 | 平成26年度三股町国民健康保険特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第18号 | 平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第19号 | 平成26年度三股町介護保険特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第20号 | 平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第21号 | 平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第22号 | 平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |

| | | | | |
|-------------------------|--------|--------------------------------|------|-------|
| 平成26年 第1回定例会 (3月) | 議案第23号 | 平成26年度三股町公共下水道事業特別会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第24号 | 平成26年度三股町水道事業会計予算 | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第25号 | 財産の処分について | 原案可決 | 3月10日 |
| " | 議案第26号 | 町道路線の認定について | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第27号 | 都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第28号 | 指定管理者の指定について | 原案可決 | 3月20日 |
| " | 議案第29号 | 副町長の選任について | 同意 | 3月20日 |

一 般 質 問

| 発言 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の要旨 | 質問の相手 |
|----------|-------|-------------------|---|-------|
| 1 | 上西 祐子 | 1 町長の政治姿勢について | <p>国保税の認識について問う 二期目をめざすと決意されましたが、高すぎると言われている国保税についてどう認識されていますか。</p> <p>子供の医療費を小学校卒業まで無料にする取組について 今、格差と貧困が健康や学力にまで影響されるようになったと言われているが、町長は二期目に取り組む福祉のまち、教育のまちをめざすために1日も早く実行するべきではないか。</p> | 町長 |
| | | 2 税の滞納者に対する処分について | <p>今年度滞納者に対して差し押さえをやり競売をされたが経過と効果を聞く</p> | 町長 |

| | | | | |
|---|-------|---------------------|---|-----------------|
| 2 | 池邊 美紀 | 1 子育て支援と教育について | <p>幼児、児童の医療費無料化の範囲の引き上げもしくは一部補助を行ってはどうか。</p> <p>保育所と小学校の一貫教育の可能性は。</p> <p>子育て支援金の創設を考えてはどうか。</p> <p>子ども4人以上の家庭に経済支援措置を考えてはどうか。</p> | 町長 教育長 町長 |
| | | 2 経済活性化対策とはどのようなものか | <p>新しい6次産業化の可能性と施策があるか。</p> <p>陶芸家などクラフトの店舗があるが活用策は。</p> <p>誘致企業対策をどのようにすすめているか。また、今後の対策は。</p> <p>消費税が4月から8%になるが中小企業対策をどのように考えているか。</p> | 町長 |
| | | 3 フェイスブックの現状と今後の活用は | <p>他の行政との比較はどのようなものか。(利用者閲覧状況)</p> <p>今後どのように活用していくのか。</p> | 町長 |
| | | 4 土地利用について | <p>太陽光発電が目立つようになっているが住宅用以外のものに関して市街地での規制をすべきではないか。</p> | 町長 |
| 3 | 内村 立吉 | 1 上米公園について | <p>上米公園をどのように思われているか。また、どのようにしたいと思われているか何う。</p> <p>パークゴルフ場増設について何う。</p> <p>公園内の遊具の点検について何う。</p> <p>公園までの道路整備について何う。</p> | 町長 |
| | | 2 農業について | <p>米の生産調整(減反)の廃止に伴ない、早急に協議の場を設けるといことについて何う。</p> | 町長 |
| | | 3 消防団について | <p>消防団の装備基準について何う。</p> <p>消防団の年額報酬、手当について何う。</p> | 町長 |

| | | | | |
|---|-------|-----------------------|--|------------|
| 4 | 堀内 義郎 | 1 施政方針の具体的な内容について | コミュニティバス・クイマールの運行について、今後利用者の利便性をどう図るか伺う。 | 町 長 |
| | | 2 農業政策について | 宮田池、大谷池、前山池、堂領池の耐震結果について伺う ブロックローテーションの継続に伴い、農地・水で管理する用水路やパイプラインの痛みが激しいが、今後どの様に維持管理していくか伺う。 | 町 長 |
| | | 3 上米公園の生活環境保全林について | 上米公園の生活環境保全林を、新たな観光資源としての活用があるが、具体的な構想について伺う。 | 町 長 |
| 5 | 桑畑 浩三 | 1 公約とは何か | 公約は守らなくていいという風潮がある。実現した公約を述べよ。 | 町 長 |
| | | 2 堆肥工場をつくれ | ごみ減量化のためにも必要だ。 | 町 長 |
| 6 | 指宿 秋廣 | 1 本町の歴史教育について | 小中学校での先人教育の現状はどうなっているか。 小中学校での史跡教育の現状はどうなっているか。 郷土愛を育むための施策をどう考えているか。 | 教育長 町 長 |
| | | 2 旧町立病院について | 現状はどうなっているか。 今後の方向はどうなっているか。 本町として今後について検討する考えはないか。 | 町 長 |
| | | 3 文化会館・元気の杜への道路標識について | 町内外の人が、誰でも行けるような道路標識を設置することはできないか。 | 町 長 |

三股町告示第3号

平成26年第1回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年2月28日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成26年3月5日

2 場 所 三股町議会議場

開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 池邊 美紀君 | 佐澤 靖彦君 |
| 堀内 義郎君 | 内村 立吉君 |
| 福永 廣文君 | 指宿 秋廣君 |
| 上西 祐子君 | 大久保義直君 |
| 重久 邦仁君 | 池田 克子君 |
| 山中 則夫君 | 桑畑 浩三君 |

3月7日に応招した議員

3月10日に応招した議員

3月18日に応招した議員

3月19日に応招した議員

3月20日に応招した議員

応招しなかった議員

平成26年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成26年3月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成26年3月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件について
- 日程第3 平成26年度施政方針表明
- 日程第4 議案第1号から議案第28号までの28議案、陳情1件及び報告1件一括上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期決定の件について
- 日程第3 平成26年度施政方針表明
- 日程第4 議案第1号から議案第28号までの28議案、陳情1件及び報告1件一括上程

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 重信 和人君 | 補佐 久寿米木和明君 |
| | 係長 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 宮内浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 税務財政課長 | 山元 宏一君 | 地域政策室長 | 西村 尚彦君 |
| 町民保健課長 | 上村 陽一君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | 鍋倉 祐三君 | 教育課長 | 山元 道弥君 |
| 会計課長 | 財部 一美君 | | |

午前10時00分開会

議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまから平成26年第1回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

・ ・

日程第1．会議録署名議員の氏名

議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において2番、佐澤君、7番、上西さんの2名を指名します。

・ ・

日程第2．会期決定の件

議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

まず、今期定例会の会期日程にかかわる議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

議会運営委員長（福永 廣文君） それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る2月28日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年第1回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に提案されます議案は、合計28件、その内訳は、補正・当初予算案13件、条例11件、予算・条例以外4件であります。このほか、陳情1件、報告1件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、会期については、本

日から20日までの16日間とすることに決定しました。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第15号については委員会付託を省略し、第3日目の7日に、議案第25号につきましては、第6日目の10日の委員会前に全体審議で措置することと決定しました。日程の詳細については、お手元に配付されております会期日程案のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月20日までの16日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間とすることに決しました。

日程第3 . 平成26年度施政方針表明

議長（山中 則夫君） 日程第3、平成26年度施政方針の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） おはようございます。本日、ここに平成26年第1回三股町議会定例会の開会に当たり、平成26年度の町政運営の方針につきまして、私の所信の一端を申し上げます。

私は、平成22年9月に町長に就任いたしまして、早くも町長任期の最終となる4年目を迎えたところでございます。この間、常に多くの先人たちが築いてこられた伝統ある自然豊かな「ふるさと三股町」の町政を担う責任の重大さを痛感しつつ、身の引き締まる思いで今日に至りましたが、議員の皆様を初め、町民の皆様からいただきました温かいご理解とご指導及び力強いご支援に対し、心から感謝申し上げます。

そして、ことしは、これまでの成果を踏まえ、残された課題、新たな課題に積極的に挑戦し、町の将来像「自立と協働で創る元気な町 三股町」の実現に取り組む決意であります。

今後とも、議会からのご意見や町民の皆様からの声をいただきながら、全身全霊をかけて町政運営に取り組んでまいり所存でございますので、皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国では長引くデフレ状況から脱却を期待され、安倍内閣が誕生してからはや1年が過ぎましたが、個人消費は堅調な動きを見せるとともに、雇用情勢を見ましても、失業率や有効求人倍率がほぼリーマン・ショック前の水準まで回復傾向にあり、民間給与でもベースアップの動きが見られるなど、ようやく20年近くに及ぶデフレを乗り越え、国レベルでは、景気回復の兆しも見られるようになってきたのではと感じております。また、2020年のオリンピック・

パラリンピック大会の東京開催といった明るいニュースが経済の先行きに希望をもたらしているような気がしております。

4月から消費税率が上がりますが、国は万全の転嫁対策を講じることに加え、経済対策により持続的な経済成長を確保するとしております。本町としましても、国の動向を注視しながら、地域経済の活性化に向けて取り組んでまいります。

本町を取り巻く環境につきましては、少子高齢化に伴う医療、福祉、介護の負担増や支部加入促進、空き家対策、中心市街地の活性化、過疎対策、ごみ減量化、6次産業化、TTP問題、さらにクリーンセンターや医師会病院建設に伴う財政負担など多くの課題があります。私は、これまで、マニフェストや総合計画に基づき、さまざまな施策を進めてまいりましたが、これまでの施策を継続・発展させながら町の課題解決に取り組むとともに、町制施行70周年に向けて、さらに三股町のカラー、よさをアピールできるまちづくりが必要であると考えます。

そこで、次の3点を中心テーマとしてまちづくりに取り組みたいと考えます。

一つ目は「子育てと教育」であります。

本町は教育に熱心な町で、「米の倉」より「頭の倉」と言われるほど、子弟の教育に意欲的で、多くの有為な人材を輩出してきました。「まちづくりは人づくり」と言われます。そして、「人づくりは教育から」との思いで、さらなる子育て環境、教育環境の整備・充実に努めてまいります。

二つ目は「スポーツ環境の整備」であります。

本町には、アスリートとして全国で活躍したスポーツ選手が大勢います。中でも三股中学校の駅伝部、剣道部などは全国大会の常連であります。これらの伝統を引き継ぎ、さらなる発展を目指して「アスリートタウンみまた」づくりに取り組みます。健康は宝物です。「健康づくりは、スポーツから」のスローガンで、気軽にスポーツに親しむ場づくりやスポーツイベントの充実・発展、そしてスポーツ施設の整備を計画的に実施したいと考えています。

三つ目は「災害対策の強化」であります。

昨年、この管内では大きな自然災害はありませんでしたが、全国では、台風、地震、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発しています。防災・減災対策、自主防災組織や防災士の育成、災害時要援護者などの災害弱者対策など、取り組むべき課題があります。町民の安全・安心、信頼に伝えるため、常在危機の覚悟でふだんから備えます。

また、昨年6月施行の「まちづくり基本条例」を踏まえ、ことしも町民の皆様との交流・対話を重ねながら、真に町民が満足するまちづくりを推進し、町民の負託に応えてまいりたいと考えています。

以上、私の町政運営に当たっての直な思いを申し上げますが、これに基づき、平成26年度

の町政運営の柱となる主な施策について、第5次三股町総合計画の5つのまちづくりの基本方針に沿って概要を申し上げます。

まず、「豊かな自然と調和し、快適に暮らせる定住のまちづくり」であります。

本町は水と緑の豊かな自然環境に恵まれておりますが、資源やエネルギーを大量に消費する現代の社会経済活動は、豊かな生活をもたらす一方で、環境への負荷も増大させており、本町の豊かな自然への影響も懸念されるところです。このため、「環境基本条例の基本理念」で掲げた人と自然との共生を確保し、環境への負荷軽減を図る循環型社会の形成を推進していきます。事業としましては、引き続き、ごみ減量化事業、剪定くず堆肥化事業、住宅用太陽光発電システム設置事業などに取り組んでまいります。

なお、平成27年3月には、都城市山田町に整備を進めているクリーンセンターが供用開始の予定となっており、このことから、ごみの収集体制の見直し、そして運搬費用の増加が見込まれることから、町民総参加によるごみ減量化に向けて一層力を注いでまいりる所存でございます。

また、蓼池都市下水路につきましては、水質悪化が懸念されておりますので、工場排水や家庭雑排水対策とともに、年次的に下水路のしゅんせつを実施し、水質の浄化に取り組んでまいります。

公営住宅については、入居者の健康で文化的な生活ができ、安心して暮らすことができるよう、住宅の修繕や屋根防水工事などの維持補修に努めてまいります。建設につきましては、町営住宅用地の有効活用を図るため、五本松、榎堀、射場前団地の一体的な建てかえの検討を進めてまいりたいと考えております。民間の借家や持ち家についても、公営住宅同様、快適で安心して住み続けられる住環境は誰もが必要としていいると考えます。耐震診断における耐震性の向上やバリアフリー化などの住宅リフォームに対する補助を行い、生活環境の向上のため既存住宅の改善を促進してまいります。

町道の整備については、町民の生活に密着した道路の利便性・安全性の向上を年次的に図るとともに、高速道路・高規格道路へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園・切寄線及び蓼池南・三原3号線の整備や児童・生徒の通学における通学路対策として歩道整備や雨水対策整備を計画的に推進してまいります。

また、橋梁につきましては、長寿命化計画に沿った修繕などを行ってまいります。

さらに、上米公園パークゴルフ場のコース増設に着手するとともに、町立公園や広場のトイレの水洗化、下水道接続についても推進してまいります。

コミュニティバス・くいまーの運行については、中学生などの通学支援や高齢者などの生活支援として、利用者の利便性の向上を図ってまいります。

上水道については、町内ほぼ100%普及しており、今後も整備された水道施設や設備を維持していくことが重要となっております。また現在、さらに安定した供給を行うため、平成23年

度より取り組んでいる新配水池施設整備関連事業では、平成25年度より2カ年で1,000トンの配水池2基の整備を進めており、平成26年度で事業は完了する予定です。これらの事業のほか、以前から継続して整備しております老朽管の更新や施設の耐震化を実施し、地震などの災害対策を柱とする危機管理の充実に努めてまいります。そして、上水道の安全で良質な水の確保と安定的な供給に努めてまいります。

公共下水道については、河川・水路などの公共用水域の水質保全と快適な生活環境をつくり出すために、町の重点施策として取り組んでおります。しかしながら、厳しい財政状況や少子高齢化社会などの社会情勢の変化に対応するため、平成25年度に整備地域の見直しを行い、当初計画564ヘクタールのうち62ヘクタールを排水地域から削除したところです。平成26年度は、引き続き、認可区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に積極的に取り組むほか、次の認可区域の申請に向けて準備を進めていく予定です。

農業集落排水事業におきましても、公共用水域の水質保全のため、排水施設へのさらなる接続を推進してまいります。また、公共下水道や農業集落排水による生活排水処理ができない地域においては、合併処理浄化槽の設置に対し補助していますが、単独浄化槽からの切りかえをさらに促進するため、浄化槽撤去費用を新たに補助することにより公共用水域の水質保全に努めてまいります。

防災体制については、引き続き、防災行政無線同報システムのデジタル化に取り組むとともに、J・A・L・E・R・Tの有効活用及びインターネット、スマートフォンなどに対しても多様な災害情報、行政情報を収集・配信できるよう町単独のW・I・M・A・X網を構築し、総合災害連携システムを整備してまいります。

また、大災害が発生した際は、子供から高齢者まで、さらには障がいのある人など、さまざまな方が避難所などで長期間にわたり避難生活を強いられることから、災害備蓄品の充実と支援物資の調達についても計画的に進めてまいります。あわせて、予期せぬ危機に直面した際に迅速かつ的確に対応できる体制づくりと防災教育、防災士の育成・訓練や自主防災組織の育成・支援に取り組んでまいります。

防犯対策についても、平成26年度中に、町が設置した全ての防犯灯をLED化し、安全・安心なまちづくりに努めるとともに、省エネルギー対策としての消費電力の節減などにも努めてまいりたいと考えております。また、火災時の対策として、計画的に消火栓などの設置に取り組んでまいります。

次に、「歴史と伝統を尊び、豊かな人間性を育む文教のまちづくり」であります。

本町に伝わる歴史、伝統、文化を通して郷土に愛着と誇りを持つ心豊かな人を育む、「文教の町みまた」にふさわしいまちづくりを推進してまいります。

まず、生涯学習環境については、多様化した町民のニーズに対応できる学習の場の整備を図るため、各地区での活動の拠点となる地区分館の補修を年次的に行ってまいります。また、町民の意識や要望を把握し、各種団体や自治公民館活動に対する支援を引き続き行ってまいります。

国際理解教育については、小学校での英語教育必須化を踏まえ、今後も外国語指導助手などを活用し、外国の言語や文化についての理解を体験的に深め、国際社会に対応することのできる能力育成に努めます。

青少年教育については、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割分担を明確にして連携しながら、「地域の子どもは、地域で守り育てる」を理念として、地域ぐるみの教育に努めてまいります。

学校教育については、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む特色のある教育・学校づくりに取り組むとともに、体験的学習や問題解決的学習などの手法を取り入れ、児童・生徒が意欲的・主体的に取り組む、豊かな思考力や表現力、創造力を育成できる学習体制づくりを推進してまいります。また、教育課程や学習指導などの専門的指導を行う指導主事の配置や特別支援学級への支援も充実させてまいります。さらに、平成26年度より学校支援地域本部事業を実施し、学校、家庭及び地域の連携・協力を進め、地域の教育力の向上を図ってまいります。

学校施設については、小学校の外壁・屋根の改修、トイレの洋式化、防球ネットの整備に着手する予定にしております。情報教育についても、全教職員がその必要性・重要性を十分認識し、創意工夫を生かした書画カメラなどICT機器の導入を進めるとともに、教育の質の向上に取り組んでまいります。

また、町内6小学校の児童全員が同じ中学校に進学するという本町の特性を生かし、全小・中学校が連携して、挨拶活動や無言清掃活動、郷土学習の充実など、「三股町児童生徒憲章」の定着を図り、小中一貫教育をさらに充実・推進してまいります。

芸能・文化活動の振興については、文化会館と図書館について、町民が芸術・文化・情報に触れ、みずから活動する機会を広げるため「まちドラ」を初めとする自主文化事業の充実、読み聞かせによる読書活動の推進、窓口サービスのさらなる向上に努め、町民に親しまれる町民の芸術文化活動の拠点として効率的な活用を図ります。

町制施行70周年に向けては、「三股町史」の作成に取り組めます。また、文化財保護については、町民の文化財に対する愛護意識の高揚を図るため、史跡めぐりや広報紙などで周知・PR活動をしてまいります。

スポーツ振興については、スポーツ振興計画のスローガンである「アスリートタウンみまたの創造」の実現のため、平成25年度策定します「アグレッシブタウン構想」の着実な実現を図っ

てまいります。体育施設については、武道体育館の耐震補強工事及び西部地区体育館建設の実施設計を行ってまいります。さらに、スポーツ振興のために専任の係を設置することとしております。

次に、「やさしさとぬくもりにあふれる健康・福祉のまちづくり」であります。

子どもから高齢者まで、全ての町民が生涯を通して健康で安心して暮らすことができるよう、子育て支援、介護予防、健康づくりなどの保健・医療・福祉の連携による総合的なサービスの提供及び現在策定中の子ども・子育て支援事業計画、地域福祉計画、障害者基本計画、自殺対策行動計画や平成26年度策定予定の第4期障害福祉計画に基づき、心の通い合う福祉のまちづくりに努めてまいります。

まず、子育て支援策として、町民との協働によるファミリーサポートセンター事業を推進するとともに、子育てサークルや各種団体などといった地域全体で子育てを支援するネットワークづくりに努めてまいります。また、乳幼児の医療費の無料化、保育料の上乗せ支援など継続してまいります。老朽化が進んでいる三保育園、わかば保育園、稗田保育園、ひまわり保育園の園舎改築に対し補助を行い、安全な保育環境を推進してまいります。

次に、高齢者及び障害者福祉については、認知症医療疾患医療センターなどと連携し、地域における認知症の人を支援するネットワークを構築するため、認知症地域支援推進員を配置し、認知症対策等総合支援事業を推進してまいります。また、要介護高齢者や生活機能が低下し、近い将来に介護が必要となるおそれがある特定高齢者、障がい者の住宅改修などに引続き取り組んでまいります。新規事業としまして、土曜日と日曜日に、元気の杜の温泉を65歳以上の一般高齢者の方々に開放してまいります。

全国での大災害を教訓に、社会的弱者と言われる方々に対して、災害時に迅速な支援を行うため、災害時要援護者リストの更新を行い、関係者によるサポート体制の構築に努めてまいります。

また、悪質商法、振り込め詐欺など消費生活に関する問題が増加しており、町民が安心して暮らせるように、基金終了後も引き続き、三股町福祉、消費生活相談センターにより被害防止や自殺の未然防止に努め、これまで整備した体制を維持し、継続した事業展開を行ってまいります。

障害者総合支援法の施行に伴い、障がい児（者）への相談体制の充実が求められておりますので、委託事業により、社会福祉協議会に相談窓口を拡充いたします。ひとり親家庭等福祉については、医療費の助成など継続してまいります。

健康づくりの推進については、近年増加するがんや循環器病などの生活習慣病は、個人が継続的に生活習慣を改善し病気を予防していくなど、積極的に健康を増進していくことが重要な課題になっております。このため、生活習慣病予防に向けた特定健診及び特定保健指導を推進し、働く世代の女性支援のためのがん検診、人間ドックなどの充実、また健康の保持増進のため、各種

健康教育や健康相談の充実を図ってまいります。また、インフルエンザなどの感染症予防事業、妊娠・出産から乳幼児期・学童期・思春期までの母子保健対策についても充実を図ってまいります。

地域医療の充実については、平成27年6月の開業に向けて、本町と都城市、医師会との三者で都城市郡医師会病院、都城救急医療センター及び都城健康サービスセンターの一体的な新築移転に取り組んでおり、安心して診療が受けられる広域的な救急医療体制の充実を努めてまいります。

次に、「活力ある未来を拓くたくましい産業のまちづくり」であります。

本町の基幹産業であります農畜産業は、本町の経済にとって重要な位置を占めています。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生は、本県の農畜産業のみならず、社会経済に大きな影響を及ぼしました。また、このような悪性伝染病がいつ発生してもおかしくない状況となっています。そのため、伝染病の進入を未然に防止すること、初動の防疫体制を確立すること、畜産農家の防疫知識・認識を深める啓発活動など、関係機関との連携・強化を図ってまいります。なお、今回の豚流行性下痢（PED）の消毒に際し、車両の両サイド及び下部の三方から噴霧できる移動式ゲート型消毒機を完備したことで、防疫体制がさらに強化されております。

本町の農業粗生産額の主軸を占める畜産業は、生産者の高齢化や後継者不足から飼養戸数が減少していますが、担い手農家の規模拡大や飼養頭数の増加で現状を維持している状況です。本町では、畜産農家の経営安定、所得確保のため、優良家畜の導入を進めるとともに、受精卵移植技術を推進することにより、効率のよい家畜改良を実現し、能力の高い家畜を生産することを支援してまいりました。今後も当地域の畜産物の銘柄確立を図り、農家経営の安定に資するとともに、日本一種雄牛造成事業などの新たな事業を展開することで、質・量ともにさらなる能力の向上を行い、消費者ニーズの高い畜産物の生産に取り組んでまいります。

水田農業においては、国は平成26年度から新たな農業政策を打ち出していることから、町農業再生協議会や人・農地プラン町検討部会を中心に、地域農家と十分に意思疎通できる体制づくりを行っていきます。特に、人・農地プランの推進役として地域連携推進員を配置し、人・農地プランの変更計画策定や新規就農者の掘り起こしを進めるとともに、平成26年度から設置される宮崎県農地中間管理機構と連携し、地域内及び地域間の農地集積などを強化してまいります。

また、本町の特徴でありますブロックローテーションを今後も引き続き推進しながら、新規制度を活用し、需要に即した商品価値の高い売れる米づくりに取り組みます。そして、各地区ごとに策定した「地域農業マスタープラン」に基づき、農地流動化や集積を通じて、新規就農者や認定農家、集落営農の育成・支援を図りながら、地域の特色を生かした作物の生産振興を推進し、農業経営の安定・確立を推進してまいります。

さらに農道・用排水路など土地基盤の整備、畑地かんがい事業などとともに、地場農畜産物利用地域活性化推進協議会による地産地消事業の推進や特産品の開発など、県のフードビジネス展開プログラムに沿った民間企業との連携などによるフードビジネスの創出を推進し、多様な担い手・経営体の育成や、農業の持続的な発展を支える生産基盤の整備に努めるとともに、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいります。

TTP（環太平洋パートナーシップ協定）については、国内の農畜産物はもとより、地域経済に与える影響が大きいことから、今後の動向を注視してまいります。

商工業の振興については、近年の厳しい経済・雇用環境は本町の地域経済の活性化にも影を落としております。大型小売店舗の町内出店に対しましては、商工団体との定期的な意見交換会を行い、官民連携を重視した施策を展開するとともに、購買力の町外への流出を抑制し、町内指向への消費拡大を推進することとしています。特に三股駅周辺から旧中心市街にかけての空き店舗に、小売業・飲食業・サービス業のいずれかを営もうとされる事業者に対し、店舗改装費または店舗家賃を補助する空き店舗対策事業補助金を新たに創設し、取り組んでまいります。

また、物産館を含めた産業会館については、本町の基幹産業である農業と連携した特産品の開発を進めることで、農業の6次産業化を進める役割とともに農商工連携及び観光情報発信の拠点施設としての活用を促進してまいります。また、昨年2件目となる「どぶろく製造」が認可され、新しいどぶろくが販売されています。加えて、三股産ゴマを県内外に発信するプロジェクトも進行しており、都城東高校調理科のレシピによる「黒ごまプリン」などの発売も計画されています。さらに、新しい野菜プチヴェールなどを利用した特産品の開発・販路拡大にも取り組んでまいります。なお、これらを含む各種特産品や町内物産品に関しましては、ふるさと納税のお礼の品として活用することで、販路拡大・PRに努めてまいります。

一方、既存の地場産業の振興を初めとした雇用の場の確保に努め、企業立地奨励制度の充実、産業立地関連情報の発信などを進め、企業の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

物産・観光の振興については、本町は陶芸に代表されるアトリエロードを設けるなど、ものづくりに携わる工芸家の多い町でもあります。そこで昨年は、九州初となる陶芸だけではなく、工芸全般の作家を集めた「ものづくりフェア」を開催し、町内飲食店や小売店など商工業や農業を連携させることで、県内はもとより九州一円からの集客があったことから、町内の活力再生及び三股町の物産・観光PRを図る上から、今後も継続して取り組んでまいります。

また、上米公園の桜まつりでスタートする三股ん春まつりなども引き続き開催していくとともに、園路が整備されつつある上米公園の生活環境保全林を新たな観光資源として、その活用を検討してまいります。

次に、「人々の英知で支える自主自立のまちづくり」であります。

自主自立のまちづくりのためには、町民と行政の新たなパートナーシップを確立し、町民の視点に立った行政改革や健全財政の確立、広域的連携の強化などの取り組みが必要です。そのために、町民の積極的な参加のもと、町民の創意工夫により、「明日の三股を築くまちづくり」を進めてまいります。町民のまちづくりへの参加については、町民との協働を方針とし、自治公民館組織や各種団体の参画を促し、各団体が協働による達成感を得られるノウハウの構築を進めるとともに、昨年6月から施行された「まちづくり基本条例」を踏まえ、積極的な参加を促進し、町民が参画しやすい体制を推進してまいります。

さらに、ホームページ、フェイスブックなどを通して全国に三股の情報発信を行うとともに、ふるさと納税を通じて本町の魅力・よさを発信してまいります。また、町民の審議会などへの登用のほか、パブリックコメントの実施など、町民の意向や創意と工夫が生かされた行政運営に努めてまいります。なお、審議会などの委員へは女性の登用を進め、地域・社会活動団体における意思決定の場への女性の参画促進を図るため、平成26年度は男女共同参画の条例の制定や基本計画の策定に取り組んでまいります。

行政改革の推進については、毎年、事務事業について外部評価を実施しておりますが、よりの確な事業の選択、一層の改革改善及び職員の意識改革と町民の協働の推進を図るため、今後も外部評価を行ってまいります。また、町政の課題や町民ニーズに対応した組織見直しや人員の適正配置を行うとともに、コンプライアンスの一層の徹底を図ってまいります。加えて、平成26年度からは第5次三股町総合計画の後期基本計画の策定に取り組んでまいります。また、マイナンバー制への対応も含め、情報システムのリプレースを実施してまいります。

健全な財政運営については、経費の削減に取り組むとともに、町税などの収入の確保に積極的に取り組んでまいります。具体的には、平成24年度に税務財政課内に設置した特別収納対策係を中心に、悪質な滞納者に対しては、財産の差し押さえ公売の実施などにより、収納率の向上と公平性の確保に努めてまいります。

広域行政については、都城市、曽於市、志布志市と都城広域定住自立圏を形成し、救急医療の充実や産業の振興、観光振興、人材育成、教育・文化についてお互いに連携協力して圏域の活性化を図ります。また、平成28年度に完成予定の山之口スマートインターについては、ETC取り付けの助成など利活用を促進してまいります。

今後、さらに本町が担う役割を認識し、住みよい三股町の実現を目指してまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べましたが、身の丈に合った行財政運営を心がけるとともに、町民の目線、感覚で町民参加のもと、町民の皆様との交流、対話を重ねながら、積極的（アグレッシブ）に活力と魅力あるまちづくりに誠心誠意努力してまいります。

議員の皆様を初め、町民各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

針といたします。

議長（山中 則夫君） ここで、本会議を 11 時まで休憩いたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第 4 . 議案第 1 号から議案第 2 8 号までの 2 8 議案、陳情 1 件及び報告

議長（山中 則夫君） 日程第 4、議案第 1 号から議案第 2 8 号までの 2 8 議案、陳情 1 件及び報告 1 件を一括して議題とします。

ここで提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） 平成 2 6 年第 1 回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第 1 号「三股町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、電算の自庁処理を開始するに当たり、本条例を制定したものでありますが、多様化する個人情報の適正な取り扱いについて具体的に定めるとともに、国の番号制度の実施などに伴い、全部を改正するものであります。

次に、議案第 2 号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 7 3 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年総務省令第 6 6 号）が平成 2 5 年 6 月 1 2 日にそれぞれ公布されたことに伴い、三股町税条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、居住用財産の買いかえ等による措置の見直しや、法令・条例改正に伴う条項のずれによる変更であります。

次に、議案第 3 号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、組織機構の見直しに伴い、一部を改正するものであります。

内容としましては、総務課の情報システム係を行政情報化及び地域情報化に対応するため、地域政策室の情報政策係として配置を変更するものでございます。

次に、議案第 4 号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第 5 号

「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」、議案第6号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」、議案第7号「三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例」、議案第8号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」、議案第9号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」、議案第10号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の7議案については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これら7議案は、消費税の税率改正に伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

次に、議案第11号「社会教育委員条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、第三次地域主権改革一括法による社会教育法の改正により、社会教育委員の委嘱の基準について条例を定めることとなったために所要の改正をするものであります。

次に、議案第12号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度の会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額93億8,571万8,000円から歳入歳出それぞれ1,129万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,442万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。

地方交付税は、交付決定により増額補正するものであり、分担金及び負担金は、常設保育所の保育料の収入見込み、使用料及び手数料は、自動販売機の設置契約に基づき、国庫支出金は、常設保育所運営費負担金の交付見込み、地域の元気臨時交付金の交付決定によりそれぞれ増額補正し、県支出金は、青年就農給付金事業補助金、森林整備地域活動支援交付金などの交付決定により減額補正するものです。

財産収入は、町有地売払収入により増額補正するものです。

寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金を増額補正するものです。

繰入金及び町債は、地域の元気交付金の交付決定を受けて財源が確保できたため、それぞれ減額補正するものです。

諸収入は、児童手当国庫交付金の前年度清算や、オータムジャンボ宝くじ交付金の交付決定により増額補正するものです。

次に歳出について、主なものをご説明申し上げます。

総務費は、財源の組み替えを行ったものです。

民生費は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計のシステム改修により繰出金を、乳幼児医療費、保育所運営費負担金を見込みによりそれぞれ増額補正し、障害者住宅改造助成事業補助金や後期高齢者広域連合に対する負担金を執行残により減額補正するものです。

衛生費は、都城地域健康医療ゾーン整備事業負担金・補助金、予防接種委託料、健康管理センター防水工事、リサイクルプラザ管理費負担金などを執行残により減額補正するものです。

農林水産業費は、青年就農給付金事業補助金や森林整備地域活動支援交付金など執行残により減額補正するものです。

土木費は、島津紅茶園切寄線道路整備事業費や住宅リフォーム助成事業補助金など執行残により減額補正し、公共下水道事業繰出金（建設改良費）を増額補正するものです。

消防費は、軽四輪駆動消防自動車購入を国の無償貸与車両導入に切りかえたため不要となった費用を減額補正するものです。

教育費は、燃料費・光熱水費等の高騰により増額補正するものです。

諸支出金は、公共施設等整備基金に町有地売払収入分を、ふるさと未来基金にふるさと納税による収入分をそれぞれ増額補正し、予備費は、収支調整額として増額補正するものです。

次に、「第2表繰越明許費」は、森林整備加速化・林業再生事業ほか2事業をあわせて5,275万2,000円繰り越すものです。

次に、議案第13号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額32億6,528万5,000円から歳入歳出それぞれ9,821万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,706万7,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、療養給付費等交付金を減額補正し、ほか国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を交付決定により増減補正するものであります。

また、歳出の主なものについては、保険給付費の退職者療養給付費を減額補正し、共同事業拠出金を拠出確定に伴い減額補正するものであります。

次に、議案第14号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億1,405万1,000円に歳入歳出それぞれ123万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,528万3,000円とするものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金、繰入金を増額補正し、歳出の主なものについては、介護報酬改定等システム改修事業業務委託料を増額補正するものであります。

次に、議案第15号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3億1,980万8,000円に歳入歳出それぞれ4,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,410万8,000円とするものであります。これは、国の経済対策に対応した工事の追加等によるもので、歳入の主なものについては、下水道使用料、国庫補助金及び町債を増額補正するものであります。

歳出につきましては、公共下水道事業費の工事請負費を増額するものであります。

次に、議案第16号「平成26年度三股町一般会計予算」についてご説明申し上げます。

平成26年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

最近の我が国の経済を見ると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」による一体的な取り組みの政策効果から、消費者の購買意欲や企業の設備投資、雇用などが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりつつあります。反面、景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済にはいまだ十分浸透しておらず、デフレ脱却も道半ばであります。

こうした中、政府は平成26年4月に実施する消費税率引き上げに際しては、平成25年10月1日閣議決定した「経済政策パッケージ」に基づき、反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、好循環実現のための経済対策を閣議決定し、平成25年度補正予算を編成したところであります。

平成26年度当初予算は、平成25年度補正予算と一体的に編成され、消費税導入による景気の下振れリスク対応、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指しています。

地方財政については、歳入歳出総額を対前年度比1.8%増とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額は、前年度当初予算と比べ1.0%の減額となっています。

本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源の割合は基金繰り入れにより伸びているものの、町税等ほかの収入においては増収は余り見込めず、歳出において義務的経費や経常的経費はますます増加しており、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。このため、行財政改革を推進しつつ、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など起債事業の抑制や基金残高の減少に歯止めをかけるなど財政健全化に向けて取り組むという方針で編成いたしました。

まず、「第1表、歳入歳出予算」の概要についてご説明申し上げます。

平成26年度の歳入歳出予算額は9億4,000万円で、対前年度比4.8%、4億4,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源は3億5,654万8,000円で、構成比32.7%、依存財源は6億4,345万2,000円で、構成比67.3%となっており、前年度より自主財源の割合が3.5%増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況においては、義務的経費が4億4,631万6,000円で、構成比45.7%、経常的経費が3億4,390万8,000円で、構成比が35.8%、投資的経費が1億7,977万6,000円で、構成比が18.5%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が若干減り、投資的経費の割合が若干伸びています。

次に「第2表、債務負担行為」については、情報システムリプレイス事業（平成26年次）ほか5件について、数年にわたり債務が発生することから、債務負担行為をそれぞれ設定するものであります。

次に「第3表、地方債」については、一般廃棄物処理事業債のほか、総額で1億7,211万8,000円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的事業の主なものについてご説明申し上げます。

都城地域健康医療ゾーン整備事業として3億5,656万9,000円、クリーンセンター整備事業2億6,583万3,000円、防災行政無線（同報系）整備事業2億7,711万2,000円、島津紅茶園切寄線道路改良事業ほか道路整備事業6,238万4,000円、新規事業として保育園施設整備事業3億1,831万5,000円、上米公園パークゴルフ場整備事業4,800万円、西部地区体育館建設事業2,750万円、武道体育館耐震補強改修事業6,255万6,000円など、総額で1億7,977万6,000円の投資的事業の予算となっています。

また、投資的事業以外の重点取り組み実施事業の主なものについてご説明申し上げます。

総務費においては、番号制度構築事業として1,640万円、例規集精査事業として8,133万3,000円、ふるさと納税推進事業として8,267万7,000円などが主なものです。

民生費においては、障害者相談支援事業4,306万6,000円、保育士等処遇改善臨時特例事業2,566万9,000円などが主なものです。

衛生費においては、水痘予防接種事業5,283,000円、後期高齢者肺炎球菌予防接種事業2,855,200円、公共下水道事業1億3,579万5,000円などが主なものです。

農林水産業費においては、三股町で育む日本一種雄牛造成事業3,520万円、商工費においては、地場産品販路開拓支援事業6,550万円、土木費においては、都市計画道路見直し検討事業3,065,000円、消防費においては、防災行政無線IP電話設置調査事業3,463,000円

などが主なものです。教育費においては、町史編さん事業246万5,000円、学校支援地域本部事業88万1,000円などが主なものです。

次に、議案第17号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30億7,544万4,000円とするもので、対前年度比2.2%、6,984万円の減であります。

歳入の主なものについては、対前年比で保険税が前年とほぼ同額、国庫支出金が4.5%、県支出金が9.1%、繰入金が45.8%、繰越金が109.7%の増、療養給付費等交付金が45.7%、前期高齢者交付金が17.3%、共同事業交付金が1.6%の減となっております。

歳出の主なものについては、対前年比で保険給付費が2.8%、後期高齢者支援金等が1.1%、共同事業拠出金が1.6%の減、介護納付金が前年とほぼ同額となっております。

次に、議案第18号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,954万5,000円とするもので、対前年比10.5%、2,281万9,000円の増となっております。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものであります。

次に、議案第19号「平成26年度三股町介護保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,538万円とするもので、対前年度比、3.1%、6,175万6,000円の増となっております。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の増が主なものであります。

歳出につきましては、保険給付費が3.4%、6,215万1,000円の増となっております。

次に、議案第20号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,223万5,000円とするもので、対前年度比、1.4%、17万7,000円の減となっております。

次に、議案第21号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,970万8,000円とするもので、対

前年度比15.9%、680万5,000円の増であります。

歳入の主なものについては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものについては、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第22号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,724万1,000円とするもので、対前年度比0.4%、15万5,000円の減であります。

歳入の主なものについては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものについては、処理施設維持管理委託料及び公債費であります。

次に、議案第23号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

本町は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため本事業の推進をしているところであります。今年度に整備地域の見直しを行い、計画区域564ヘクタールのうち62ヘクタールを削除しましたが、引き続き、認可区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上に努めるほか、次の認可区域の申請に向けて準備を進めていく所存であります。

したがいまして、平成26年度公共下水道事業特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億397万7,000円とするものであり、対前年度比29.7%、9,239万7,000円の増であります。これは国の平成24年度大型補正予算により平成25年度の当初予算を大幅に減額したため、結果的に前年度と比較して大幅にふえたものであります。

歳入の主なものについては、施設使用料が5,951万7,000円、国庫支出金が9,650万円、繰入金が1億3,579万5,000円、町債が1億140万円であり、歳出の主なものについては、実施設計委託料等が2,651万6,000円、下水道管渠工事費が1億9,900万円、公債費が1億1,405万2,000円であります。

次に、議案第24号「平成26年度三股町水道事業会計予算」についてご説明申し上げます。

水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、平成23年度より新配水池施設整備関連事業を継続事業で取り組んでいるところであります。

平成26年度の業務の予定量は、給水戸数1万952戸、年間総給水量278万4,977立方メートル、1日平均給水量7,630立方メートルと予定しています。

収益的収入及び支出についての予算における事業収益は、4億2,652万7,000円を予定し、このうち主な収益は水道料金の3億8,966万4,000円であり、収入全体に占める割合は91.3%となります。また水道事業費用は3億8,159万3,000円を予定し、こ

のうち主な費用は職員給与費、減価償却費、施設の維持管理等であります。

次に、資本的収入及び支出予算における収入は1億3,170万2,000円予定し、このうち主なものは企業債であります。

一方、支出の総額は3億5,626万5,000円を予定しております。主なものとしては、施設整備更新事業費、施設費、企業債元金の償還であります。

施設整備更新事業費においては、配水池の築造工事及び場内配管工事であり、施設費においては老朽管の布設がえ工事が主なものであります。

なお、第4条予算の収支不足額2億2,456万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものであります。

次に、議案第25号「財産の処分について」ご説明申し上げます。

本案は、一般住宅用地の分譲を目的として町有地を売却するものであります。

去る1月30日において一般競争入札を執行した結果、株式会社グリーン商事が6,570万円で落札しましたので、これにより不動産売買契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第26号「町道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、道路台帳の詳細な点検による変更、また、県営畑地帯総合整備事業完了に伴う農道から町道へ、さらに開発行為に伴う新規路線の認定を行うものです。

次に、議案第27号「都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について」ご説明申し上げます。

本案は、都城市道街区三股線において、町道と重複する部分の管理を都城市が行うこととするものです。

次に、議案第28号「指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町在宅ディ・サービスセンターの指定管理者の指定期間が今年度をもって満了することに伴い、公募しないで、現在の指定管理者であります社会福祉協議会を1年間指定しようとするものであります。

以上、28議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

報告第1号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許します。環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） 先議をお願いしております議案第15号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明を申し上げます。

本議案は、国の大型補正予算に伴いまして補正するものであり、議会の承認を得まして、予算を確定させた上で3月中旬までに国のほうへ申請する必要があるため先議をお願いするものでございます。

当初予算の場合、交付決定が遅くなりまして、工事着工が6月から7月ごろになるために、未支給団体である本町におきましては、この補正予算を繰り越して早期の着工を使用とするものでございます。

予算書の1ページ目をごらんください。歳入歳出予算の総額3億1,980万8,000円に歳入歳出それぞれ4,430万円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億6,410万8,000円とするものでございます。

4ページの繰越明許費をごらんください。工事につきましては、4月以降に行うために、事業費7,190万円を26年度へ繰り越すものでございます。

歳入について説明します。8ページをごらんください。

まず、受益者負担金が増等によりまして148万6,000円の増であります。次の施設使用料が300万円の増であります。次の国庫補助金が2,300万円の増となっております。実際は7,000万円の工事費の半額の3,500万円なのですが、当初予算のほうで1,200万円減額されておりますので、トータルで2,300万円の増となっているところでございます。

9ページをごらんください。一般会計繰入金で50万8,000円の増、基金繰入金を88万7,000円の減、消費税関連の雑入を55万7,000円の減となっております。

最後に10ページをごらんください。町債が1,775万円の増となっております。

続いて歳出について説明いたします。11ページをごらんください。

公共下水道事業費の委託料60万円減額しまして、工事請負費を4,490万円増額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） それでは、議案第16号をごらんください。

議運の中でご指摘がありまして、使用料及び手数料についてどのくらい消費税が上がったことで影響額があるのかということでありますので、ここで補足説明していきます。ページは3ページをごらんください。

3ページの款で12であります。使用料及び手数料、使用料についてですね、消費税のかか

るものであります。これは予算額1億2,205万5,000円に対しまして、非課税不課税のものが1億289万円あります。課税されるものが1,916万5,000円ありまして、これにかかる5%から8%分になる3%分の増額は53万2,000円程度となります。以上です。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 議案第25号「財産の処分について」補足説明をいたします。

本案は、塚原団地建てかえに伴います残地7621.21平米について、公売により不動産売買契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

当該地については、その活用について各課で検討してきたところであり、昨年9月に普通財産といたしまして、一般住宅用地の分譲を条件として、ことし1月30日に一般競争入札を実施したところでございます。

予定価格につきましては、鑑定評価を依頼し、総額6550万円、1平方当たり8,600円、1坪当たり約2万8,380円の評価を受けたところでありまして、この鑑定評価額を予定価格としたところでございます。

入札の結果、都城市の株式会社グリーン商事が6,570万円で落札したところでございます。

以上、補足説明を終わります。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時43分休憩

〔全員協議会〕

午前11時59分再開

議長（山中 則夫君） 休憩を閉じ本会議を再開いたします。

議長（山中 則夫君） 以上で本日の全日程を終了しましたので、これで散会いたします。

午後0時00分散会

平成26年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成26年3月7日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成26年3月7日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑
- 日程第2 常任委員会付託
- 日程第3 議案第15号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
- 日程第2 常任委員会付託
- 日程第3 議案第15号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 重信 和人君 | 補佐 久寿米木和明君 |
| | 係長 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 宮内浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 税務財政課長 | 山元 宏一君 | 地域政策室長 | 西村 尚彦君 |
| 町民保健課長 | 上村 陽一君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |
| 産業振興課長 | 丸山浩一郎君 | 都市整備課長 | 下沖 常美君 |
| 環境水道課長 | 鍋倉 祐三君 | 教育課長 | 山元 道弥君 |
| 会計課長 | 財部 一美君 | | |

午前10時00分開会

議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1．総括質疑

議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今会期に提案された全ての議案に対しての質疑であります。議案数が多いので、議案番号順に4つに分けて行います。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題外にわたったり、自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、常任委員会の場で行ってください。

それでは、まず、議案第1号から第11号までの条例制定等に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 議案第4号から第10号ですか、消費税関係を一括して、ちょっと私の委員会に属するものもあるんですが、消費税が今回一括してこれは大体値上げする、改正する条例なんですが、この一括した消費税、今度5%が8%に上がるこの町民負担を、後のほうにも関係するものですかからお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 4号から7号につきましては、私のほうでお答えいたします。

使用料が一般会計に属するもので、使用料の予算総額が1億2,205万5,000円であり、これに使用料の予算額1億2,205万円のうち、非課税・不課税のものが1億289万円であり、課税対象になるものが1,916万5,000円、これに係る3%増の金額が5

3万2,000円となっております。

以上です。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） それは4号から7号までの分ですね。そしたら、8号、9号は私の委員会なんですけど、この分は調べてはないんでしょうか。

議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） お答えします。まず、水道料金なんですけど、水道料金の見込み額が、収入が3億6,080万円でありまして、それに対する影響額で3%分、これが約1,082万円です。

続きまして、下水道料金なんですけど、収入が5,476万9,000円に對しまして、3%の影響額で164万円です。梶山地区農業集落排水なんですけど、使用料が911万5,000円で、影響額が約27万円です。宮村南部地区農業集落排水なんですけど、こちらが収入見込み額が950万円で、影響額3%が約28万円となります。

以上です。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第1号から第11号までの条例改正等に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第12号から第15号までの平成25年度補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第12号から第15号までの平成25年度補正予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第16号から第24号までの平成26年度当初予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 16号、一般会計予算なんですけど、今、消費税の額をお尋ねしたところ、約2,800万円ぐらい町民負担がふえるということです。それで、国によると、地方消費税の分は地方交付金で、今まで地方交付税が来てたんですけど、地方消費税交付金というのが来るということを聞いていますが、この地方交付税交付金は今年度は620万8,000円減らされております。それに対して地方消費税分は85万8,000円ふえているんですけど、この町民の負担は2,800万円ぐらいふえて、地方交付税も減らされるということは、すごい影響が大きいと思うんです。そのあたり、ちょっとどういうふうになっているのかお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 今の、私のほうからいいですか。2,800万円じゃなくて、それは全部を合わせた金額、わかりました。

地方消費税がふえて交付税が減らされるというような形になっております、実際は。これは基準財政需要額と収入額の差で交付税は交付されるんですが、地方消費税はこの収入の中に入ってきております。当然、収入がふえると交付税が減っていくと。需要額もふえているんですが、それ以上に消費税の交付額がふえるということで交付税が減っていくということでありまして、ただ予算書15ページも本年度と前年度のを比較してもらおうと、85万8,000円しかふえていない形になっております。ただ、これは25年度の予算の見積もりのときに、地方財政計画に従って計算して、25年度は景気もよくなるだろうということで予想して2億3,650万1,000円、地方消費税を計上したものであります、実際は25年度に入っても、金額は確定したんですけど、地方消費税交付金は1億9,040万4,000円しか入ってこないことになりました。だから、当初予算で比較すると、ちょっとしか上がっていないことになるんですけど、本年度の当初予算と25年度の実績からすると大分上がっているということになります。

そして、少ないのではないかという気もするんですけど、3%ふえるのは4月からでありまして、これが実際交付されてくるのは後半あたりからに影響が出てくると思うんです。だから、27年度の当初予算とすると、また27年度は上がってくるのかなと思います。

それと、25年度までは地方消費税の交付金は人口割と従業者数割に交付されているようであります。26年度からは社会保障費に使うということで、従業者数に関係なく人口で交付するというようになっております。

以上です。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） ちょっと私、疑問に思ったんですが、この消費税が値上げした分は町の収入に入るということですか、2,800万円。水道とか公共下水道とかはプラスされますよね。それは、消費税として国に納めないといけないんじゃないですか。そのあたり、ちょっとわからない。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 基本的には、一般会計については消費税を取ってますけど、これは国に納めておりません。一般会計はそういう状況であります。

議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） 水道料金とか下水関係、こちらについては消費税をちゃんと支払っています。ただ、今は工事の事業費が多いもんですから、どちらかですと払っている分が多

いので、逆に還付がある場合があります。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 16号の一般会計予算についてお聞きいたします。

まず町長に、これは1年前にも聞いたと思うんですが、その説明資料の中で重点取り組みの実施事業ということに、聞きたいのは保育園の保育料の低減化を重点項目に入れてほしいということとを1年前に言ったと思っています。金額はどれぐらいか、間違っていましたらすいませんけども。まず、支出が70ページの款の3、民生費の中の保育所運営負担金で10億1,078万2,000円ですか。この支出を保育園に支払う。今度はお金、返ってくるのが、国庫が21ページで、款の13の保育所運営費で3億9,160万7,000円。次、県、24ページの款の14、県支出金で保育所運営費が1億9,580万3,000円。そして、次は料金です。料金は、17ページの負担金の中の民生費負担金で、児童福祉費の負担金で、常設保育料というところで1億6,229万8,000円というのが出てきて、それを全部、支出の10億1,000万円の中から引くと、お金が2億6,107万4,000円ですか。これは町が制度上、出さないといかんから、多分県と同じだと思うんです。それを引くと、6,527万1,000円というお金が、三股町が保育料の低減化に使ったお金というふうになるのではないのかなと。であれば、それを三股町は重点施策で保育料の低減をやってますよというのを書いてほしいと、1年前は要請要望したはずなんですよ。今回、抜けてるんですよ、また。どういう趣旨で抜かされたのか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 議員の言われるその件につきましては、広報とかホームページ上では広報に努めておるんですけども、ここに挙げてないということにつきましてはおわびをするということしかございません。来年から気をつけたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、三股町に若い人が来てほしいということ、だから長田にも住宅をつくったりということをしているんだろうと思うんです。6,500万円ですよ。650万円ならまだこっちへ置いて、6,500万円のお金を税から、関係ない人もひっくるめた、固定資産やらそういうところも含めたところの税金から負担して低減化策をやっているわけですよ。それを1年前には言ったんですよ。今説明されるように、いや、広報でやっているんだと。広報をやるなら議会は要らんですよ。そうではなくて、ここでぴしゃっとした上で、その中から抜粋して町民にお知らせをする、町外にもお知らせをするというのが筋だというふう思うんですが、私自身はこれ説明資料なんで、差しかえをしてでもやってほしいと思うのですが、町長、説明をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） この26年度の一般会計の方針と、そして、またこの予算の内容、これについて、これが原案どおり可決されれば、この内容等を住民に知らせるということが言われるとおり、町のPR、町が情報発信をするということになるかと思います。それで、もう既に広報関係のところはまとめております。今言われるように6,500万円程度、それとまた乳幼児の医療の町の単独助成、これ約3,500万円ぐらい、これは既に広報みまたの中で出そうということとまとめておりますが、今回、この中に入れなかったということは本当に申しわけないです。その件につきましては、すぐにでもまた出していきますので、ご理解いただきたいと思いません。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 再度、2年越しになってもまだ直ってないわけですから、そこら辺は、町としては広く訴えるためにも、この前の牛何頭分というのは、早速新聞に載っていました。やっぱりそういう打って出るというのが必要ではないのかなと思いますので、お願いをしておきたいと思いません。

以上です。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 議案第18号、後期高齢者医療保険なんですが、この後期高齢者に属する人数と、今年度、何か値上げになるとかというようなことを聞いたもんですから、どれぐらいこの人たちの保険料が値上げになるのかお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

町民保健課長（上村 陽一君） まず、後期高齢者特別会計の被保険者数ですけれども、これは25年4月1日現在になりますが、2,959名でございます。

それと、後期高齢者医療の保険料についてのお尋ねですけれども、この制度は平成20年度に制度創設されまして、6年経過しております。この保険料については、広域連合において2年ごとに改定がされているところなんですけど、今回、平成26年度、27年度が改定されました。申し上げますが、基本の所得割率、これが8.4%が9.16%ということで0.68ポイントの増です。それから、もう一つの均等割のほうですけれども、4万5,500円が4万8,400円ということで2,900円の増、6.4%の増になっております。

なお、この保険料率については、去る2月17日に広域連合の議会、こちらのほうで可決されたということで通知をもらっております。

以上でございます。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。福永君。

議員（５番 福永 廣文君） 議案の番号のどれに該当するか、一般会計に該当するかもしれません。ふるさと納税についてちょっとよろしいでしょうか。議案の番号はちょっと、一般会計のところですよ。

昨日も質問いたしましたけど、３００万円に対してゴールドメダルコースということで２００万円相当の牛１頭分ということで、その送付については納税者の希望に応えるというような答弁がされたように思いますけど、例えば、枝牛が５００キロの牛だったら、小肉にしたときに４００キロ弱になるんです。それを１０等分ならいいけど、例えば１キロずつこん包して送ってくれとか、いろいろな要望に全て応えるのか。幾ら以上はもう受け取り側の経費でみてもらうか、そこはどこまで配送するのに対して町としては考えているのか。今あったらお教えください。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） 今のご質問の話については、実は提供していただく事業者の中村食肉さんのほうなんですけど、実は話をしまして、そういうパターンの経費も考えて、１キロから２キロぐらいの塊を送りますよということで、全て対応するということで了解を得ております。何回でも分けて送る。希望に沿って。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（５番 福永 廣文君） 例えば１キロずつを１カ所に送付するのはいいけど、何カ所かに分けて送付先を変えて、向こうから、ここにこれだけ送ってくれというような提案があった場合にも応えてやるのか。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） 送付先は１カ所に限定しておりますが、送付の仕方については全て希望に沿って送るということにしております。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（５番 福永 廣文君） 回数についても、１カ所に送るとしても、例えば１キロ包みを１月ずつとか、いろいろな向こうからの希望があると思うんだけど、それに全て対応してたら相当なコストがかかるような気がするんですね。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） そのコストも含めて事業者さんと話をして、了解をいただいて実施をしたいと思っております。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。池邊君。

議員（１番 池邊 美紀君） 議案第１６号、一般会計予算のほうです。

まず４６ページです。研修費の報償費、職員研修講師謝礼金２０万円、これは何回予定しているか、どういったことをするのかということが１つ。

それから47ページ、交通安全対策費の交通指導員報酬126万6,000円、これに何人かということが1つ。

続きまして69ページ、児童福祉総務費の扶助費のところ6,180万円、乳幼児医療費、これがどういうふう到现在までなっているのかという、ふえてずっと来ているのか、子どもたちがふえているのでふえているのか、抑えられているのかということが1つ。

続きまして116ページ、エレベーターメンテナンス委託料関係です。400万円ちょっとのところ、それがどこから入ってくるのか、このお金がですね。

116ページです。116ページの委託料、学校管理費の委託料です。エレベーターメンテナンス委託料。これが、要するに町のお金を持ち出したのか、どっから入ってくるお金なのかということ。

以上です。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） まずは総務費の中の研修費ということで、職員研修の講師謝礼金ということで2万円がくまれているということでございます。大体4回程度です。5,000円の4回ということで考えています。

議長（山中 則夫君） 答弁をお願いします。総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） すいません。交通指導員につきましては、ここに資料を持ってきておりませんので申しわけないんですけども、予算決算のときにお願いいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 69ページの乳幼児医療費の6,180万円が年次的にどうなっているかということでございますが、私も資料を持ってきてないんですけども、今、子ども・子育て支援法ということで、ニーズ調査とか分析を行っているんですけども、その資料では三股町の6歳以下の子どもさんの数が右肩上がりですとふえてきているという情報を得ておりますので、年次的にふえてきているだろうというふうには思っております。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） 116ページです。13の委託料402万8,000円、エレベーターメンテナンス委託料ですが、町の持ち出しとなっております。

以上です。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第16号から第24号までの平成26年度当初予算に対する総括質疑を終結します。

次に、議案第25号から第28号までの4議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） ないようですので、議案第25号から第28号までの4議案に対する総括質疑を終結します。

日程第2．常任委員会付託

議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案はそれぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、きょうじゅうに事務局に提出してください。

日程第3．議案第15号の質疑・討論・採決

議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第15号の質疑・討論・採決を行います。

議案第15号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時30分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時30分再開

議長（山中 則夫君） 休息を閉じ、本会議を再開します。

・ ・

議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時31分散会

平成26年 第1回(定例) 三股町議会 会議録 (第3日)

平成26年3月10日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成26年3月10日 午前10時00分開議

日程第1 議案第25号の質疑・討論・採決

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第25号の質疑・討論・採決

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 重信 和人君 | 補佐 久寿米木和明君 |
| | 係長 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 宮内浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 税務財政課長 | 山元 宏一君 | 地域政策室長 | 西村 尚彦君 |
| 町民保健課長 | 上村 陽一君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |

産業振興課長 丸山浩一郎君 都市整備課長 下沖 常美君
環境水道課長 鍋倉 祐三君 教育課長 山元 道弥君
会計課長 財部 一美君

午前10時00分開会

議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 議案第25号の質疑・討論・採決

議長（山中 則夫君） 日程第1、議案第25号の質疑・討論・採決を行います。

議案第25号「財産の処分について」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。福永君。

議員（5番 福永 廣文君） 議案第25号につきまして、この財産処分についてでございますけれども、活用の方法等について内部でいろいろ検討をされたというようなことも話ございましたけれども、それは庁内の職員だけでやったのか、また外部の意見を聞き入れるようなことはされなかったかということをお聞きしたいと思います。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 役場の庁舎内に町有財産処分検討委員会というのがございまして、副町長がトップでございまして、課長が9名で構成しております。その中での検討なんですけれども、ただ総合計画等に照らし合わせながら検討してまいりますので、各課から公有財産について、今後どのような活用があるかというのを持ち寄った上での今回の結果ということで、ご理解願いたいと思います。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 議題になっております第25号ですけども、先ほど5番議員も言われましたが、町としてまとまった土地を買うというのはそんなに揚々にできるものではありません。処分は簡単なんですけどね。今、答弁の中で処分検討委員会というふうに言われましたので、活用検討委員会の間違いではないのかなと思ったわけで、私自身も向こうの、この前、イベント広場をつくったときに、あそこはもうサッカーもできないというふうなようでしたけども、あそこの広さ的に言うと、例えばサッカー場とかというのは無理だったのかどうか、検討されたのかお聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 具体的にサッカー場という検討は、そこではしてありません。ただ、

サッカー場というのは、私もたまたまネットで見たんですけれども、縦が南北で90メートル以上というのを見たことがあるんですけれども、現地が95メートルというところで、その後ろにバックネットがつくという形になりますので、非常に難しいのかなというところでは個人的には思っております。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 一番聞きたいところが聞き取りづらかったんですが、95メートル、あの面にはもう無理なんですよということだったのか、要するに入れるけども少し使いづらいということだったのか、ちょっと聞き取りにくかったのでよろしくお願いします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 委員会の中では、サッカー場についての検討はございませんでした。以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 私も現場は見てきたわけですが、大分広いよな、とれないのかな、南北にって思いながら、巻尺を持って行ってませんでしたから、もうそれをはかることはできなかったんですが、今、あそこを追い出されたサッカーをしている人たちは、多分不便を感じているのではないのかなというふうに思うので、そこはやっぱり検討すべきだったのではないのかなと。処分というのは最後の最後の討議内容で、町として約7,600平米ですか。そういう土地を買おうと思ったら、とても坪2万8,000円ぐらいでは買えないわけで、多分5万円とかという話になってくるでしょう。ということであると、有効利用について何かもう少し検討した結果、処分せざるを得ないという答弁のほうが欲しかったなと思うのですが、そこら辺、もう一回答弁をお願いします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 先ほども言いましたけれども、処分検討委員会という名前ではございますけれども、同時に各課に置いていて活用を検討しているところでございます。その中であって、サッカー場という話は出ませんでしたけれども、逆に三股小学校区の児童が減少している中で、隣の塚原住宅とともに一戸建ての分譲地ということで今回条件を出して、業者に出したところでございますけれども、そちらのほうの活性化というところで協議がなされたところでございます。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 三股中学校を何かやろうと思えば、全部三股小学校区ですよ。要するに三股中学校が三股小学校区に建ってるわけだから、小学校を何か、三股中学校を何かグレードアップしようと思ったら、全て三股小学校区の中に多分入るんだらうと思いますね。例え

ば、五本松住宅のどこへ何かします、あれも三股小学校区ですよ。そういうことから言うと、私はこうされて民間が家を建てて、三股小学校がある一定児童数がふえればそれにこしたことはないと思うんですけども、しかし、一步こうひくと、本当に処分してしまって、約7,600平米を三股町は今から買いますよと言ったら、物すごく高く買わざるを得ないわけで、買うときは高く、売るときは安くというふうに多分なるんだろうと思うんですが、そこら辺が総務課長レベルなのか、教育委員会なのかわかりませんが、そこら辺の検討は、まるっきりなされなかった。私たちには物すごく懐疑的に思ってるんですけども、1回行政処分一般処分にして、それからもう一回、別な行政にやり直すということは可能だったわけですから、そこら辺がどうも検討がうまくいってなかったのかな。ただ、もう最初から処分ということで走っていった節があるんじゃないのかなと思うんですが、教育委員会ではそういうことは話が出てなかったんですか、お答えください。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） 教育委員会の回答をいたします。教育委員会では、サッカー場については検討いたしておりません。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） であれば、今からサッカー場をどこかへつくるという話は多分出てくるんだろうと思うんですが、要するに別のところに考えて、また買うとなったら、いかほど買うんだろうかなと。2万8,500円ぐらいですかね、今この計算をしてみると、坪。それぐらいで買えるところがどこかあるんですかね。大丈夫なのかなというふうには心配ですよ。要するに、あそこにもし入るとすれば、それが一番よかったんではないのかなと。いや、心配されなくていいですよ、別にまた考えてますよということならそれはそれでいいです。ただし、新たに買うといたら、これに近い買い値で買わないとおかしいですからね。要するに、プロ鑑定に出した結果こうでしたということなんで、そうであれば、今度はこれ近くの金で、3万円弱の金で坪当たりを買うということになるのか、いや、もう今の行政の持っている土地の中だけでそれは事足りるんですよというふうになっているのか、すいません、もう一度お願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 先ほど総務課長から回答いたしましたように、要するに処分検討委員会とありますけれども、要するにこの土地を処分していいのかどうか、総合計画、いろんな計画等に照らし合わせて、その各課のほうで活用する、あるいは町民の声等を踏まえながら、そのあたりがないかどうか、そういうところを皆さんで協議して、これだったらこういう目的に基づいて処分しようというようなことで今回もあそこについては、三股小学校の活性化というようなもの

ございました。といいますのも、ちょうど塚原住宅をつくりまして、あそここのところで子育て支援関係ということで入居を限定しながらやってきたわけなんです。そういう意味合いで少しは児童数の増に貢献したのかなというふうに思います。今後もまた貢献する、そういう意味合で、まだこの塚原団地の残地について、要するに子育ての宅地分譲というのが発生すれば、三股小学校に貢献するんだ、そういう視点もございました。

そして、また今言われましたように、サッカー場、これについてはアグレッシブタウン構想の中でも検討していただきましたけれども、実際は具体的には載ってませんが、私の個人的な考えで、今、畜産センターがございませうけれども、その近辺あたりに将来的にはどうか。要するに中学校から近い距離であることがまず1つの条件、そして日常的に使えるということ。ただ、この畜産センターを、こう見てみますと、約1ヘクタールぐらいの土地がございませう。あそこもコンパクトに今の畜産状況を踏まえながらやっていくと、それなりの土地が確保できるという思いがあるんですけれども、今回、アグレッシブタウンの中では旭ヶ丘、そしてまたいろいろな計画がございませう。そういう中で、これからの5年間についてはこういうふうなところを現実的にやりましょうと。その先の5年間について、ひとつこのサッカー場というのが大きなテーマかなというふうに考えているところです。言われるように、この値段以下で買うようなかたちというか、農地ですから、そういうことで若干土地を広げていくという、そういう観点の中から思いとしてはございませう。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 先ほど私も言ったんですが、新たに土地を買い求めるといえば、要するにもう来れに近い金でないと、議会としても認めるわけにはいかんというふうに思っています。だから、今現有の町有地を、例えば住宅をもう一回建てかえることによって、また空き地が出てきますよねということで進むという話をしてもらわないとおかしいのかなと。今の土地は南北に長いんですね。だから、サッカーというのは南北に長いほうが、西東に長いよりも太陽光の話もあっていいのかなというふうに思いながら現場を見たんですが、そこら辺を町長に、いや、もう現有の土地、新たな土地を買い求めることなく、そういうものについてはやりませうというふうに言っただけだとありがたい。

本当に必要なものを造設するんで新たに土地が必要だ、それはそれですよね。だけど、まとまっている中で処分して、新たに次を買い求めるといっては本末転倒というふうに思いますので、再度町長に答弁をしていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 言われるとおり、持ってる土地、その有効活用というのがまず前提で

ございます。その中で何ができるかというのを十分検討をして、これはこの目的だったら別の目的のためにはどうするかというときに、現有地とともに、その拡大みたいな形での有効活用、それも視点に起きながら、いわゆる趣旨にのっとったところの取り組みは今後させていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） 町なかで広い土地というのは、そんなにはないんですね。だから、町なかに広い土地というのは十分検討する必要があると。これは貴重な土地なんですよ。三股小学校が減少してるから云々とおっしゃるが、一体あそこに住宅で埋めて何人生徒がふえる、知れた数だと思うんですよ。やっぱり三股小学校の減少の問題は、西小校区を再編すべきだと。何でこれをやらないのかと。もう西小はいっぱいっばいでプレハブまで建てる。三股小はどんどん減って400何名になる。長年放置したまんまだと。これ教育長、町長、ひとつ腹をくくって校区再編をすべきだと思うんですよ。そうしない限り、この問題は解決しないと思います。指宿議員が言うように、ああいう町なかで便利なところに広い土地があるというのは、よくよく考えて処分しないと、住宅で埋め尽くされた町は決していいことではないんですね。空間も必要ですよ。なら多目的広場とか、あるいはサッカー場とか、そう活用できんかどうか、そういうのを検討すべきだと思います。ただ住宅がふえて人口さえふえればいいというものではない、まちづくりは、そう思っています。校区再編について質問します、一体どのように考えているのか。

以上です。

議長（山中 則夫君） 質問の趣旨がちょっと。

議員（12番 桑畑 浩三君） 町長がそう言ったから。理由が三股小学校の減少だと言うから。そしたら、校区を再編すれば解決するわけですから、その問題は。だから処分の理由にならんわけよ。それをちょっと問いたいなと思います。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 町なかにある土地の有効活用、本当これについては重要な課題だろうというふうに思います。特に今回に置きまして、五本松、射場前、そして榎堀というような町の中心地でございます。このあたりをどういう活用をするか、これについては十分議会の声、また町民の声を聞きながら検討をさせていただくと。単なる処分という形ではなくて、有効活用という観点から考えさせていただきたいと思います。

今回のこの塚原団地につきましては、あそこは線路に近いという部分もございまして、そしてまたこの残地ということもあって、今回この三股小学校との観点から検討、処分をさせていただくということになりますが、言われるように校区再編、このあたりを考えないと、この西小学校と三股小学校のアンバランスというのは解決できないというのは重々わかっておりますので、こ

れについて前回、プレハブのときにご意見等がございましたので、その点を踏まえながら26年度中、その間に十分検討させていただきまして、また議会との意見交換もさせていただくと。それについては、やはり町民の理解、また西小学校区の皆さん、三股小学校の皆さんの保護者の理解、公民館の理解、大変大きな課題がございますので、ぜひ皆さん方もいろんな形でこの理解を得られるような協力をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議長（山中 則夫君） 桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） やっぱり行政が勇断を持ってやってほしいと。行政が腹を固めない、それはだめですよ、住民がどうのこうの言っただけ。断固としてやるんだと決めれば、町民は協力しますよ。だから、ぜひやってほしいと思っています。

以上です。

議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。

議長（山中 則夫君） 佐澤君。

議員（2番 佐澤 靖彦君） この広さの面積なんですけど、業者のほうの話を聞かないとわからないと思うんですけど、この面積で大体何区画ぐらいの家が建てられるのか、それは業者のほうは今から線引きしてすると思いますけど、それが若干わかれば教えていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） うちのほうでイメージ的につくったものがございまして、それによりますと、大体20から25の間かなと思います。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第25号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

議案第25号は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時19分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時19分再開

議長（山中 則夫君） 休息を閉じ、本会議を開きます。

・ ・

議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時19分散会

平成26年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成26年3月18日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成26年3月18日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 重信 和人君 | 補佐 久寿米木和明君 |
| | 係長 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 宮内浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 税務財政課長 | 山元 宏一君 | 地域政策室長 | 西村 尚彦君 |
| 町民保健課長 | 上村 陽一君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |

産業振興課長 丸山浩一郎君 都市整備課長 下沖 常美君
環境水道課長 鍋倉 祐三君 教育課長 山元 道弥君
会計課長 財部 一美君

午前10時00分開議

議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに、申し合わせ事項を遵守して発言してください。お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

発言順位1番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

議員（7番 上西 祐子君） おはようございます。7番、上西です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、2期目を目指すと言われる町長の政治姿勢について質問していきます。

最初の国保に関する質問です。

国保加入者の大多数の方々が年金引き下げ、消費税のアップ、商店街の売れ行き不振などで、生活のやりくりで悲鳴を上げております。国民健康保険税は、保険法第1条が規定するように、社会保障及び国民保健の向上を目的とし、国民に医療を保障しているものです。ところが、今日、国民の生活に追い打ちをかけるものとなっております。

払うに払えないほどの高い国保税になっている原因は、第1に、1984年当時の自民政権が、医療費の45%とされていた国の負担を38.5%に引き下げ、その後も国保事務費や保険税軽減措置などへの国の負担を縮小・廃止してきたことにあります。その結果、国保の総会計に占める国の負担率の割合は、1984年、昭和59年の50%から、2008年、平成20年には24.1%に半減されました。

第2は、小泉政権が進めた構造改革によって国民所得が減少するにとどまらず、派遣労働法が改悪されて、社会保険に加入している正規の労働者が削減され、大量の非正規労働者と失業者が作り出され、国民健康保険に加入したことによるものです。国の負担削減、雇用関係の破壊が、国保世帯の貧困と一体となって進んできました。

低所得者の多くが加入している国保は、保険料に事業者負担がある社会保険などと違って、国

の必要な負担なしには成り立つことができないものです。国保財政のマイナス要因は、医療費の高騰があると行政側は言いますが、年をとると病気がふえるのは仕方のないことであります。

もう一つの要因に、所得の減少が挙げられると思います。

県の平均で言いますと、所得100万円以下の世帯は60%、所得なしが約30%となっております。本町でも同じような傾向だと思いますが、150万円の所得で4人家族、固定資産税5万円ぐらいのモデル家庭の計算をしたとき、この数年間の国保税がどう変化したのか、お尋ねいたします。

また、その金額は所得の何%ぐらいだと考えますか。払える限界をはるかに超えていると思いますが、町長はこの高過ぎる国保税をどう認識されていらっしゃるでしょうか、お尋ねいたします。

あとは、自席から質問してまいります。

議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

ただいまご質問がございました町長の政治姿勢について、そして国保税の認識について問うというご質問について回答をさせていただきます。

国民健康保険法制度、この制度の目的に触れますけれども、法第1条に「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する」というふうにございます。そして、市町村が保険者となって給付に係る費用負担を行うものでございます。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の最後のとりでと言われるように、我が国の社会保険制度の中で重要な地位、役割を担っており、病気やけがをしたとき、国民の皆様が安心して医療機関にかかれるようにすることが、私ども医療保険者に課せられた重要な責務であるというふうな認識を持っております。過去に数多くの制度の改正を経て現在の制度になっているわけですが、医療給付費が増大すれば、比例して保険税の負担が大きくなっていくということになります。

厚生労働省が、ことし1月に発表をしました平成24年度の全市町村の財政状況は、法定外繰入を除いた実質収支は3,055億円の赤字と、前年度より増加となっているところでございます。長引く景気低迷による所得水準が応能割額に影響して、国民健康保険税が伸び悩むといったことも起因しております。

また、国民健康保険は、ご指摘のようにですね、高齢者や相対的に所得の低い方が多いという構造的な問題を抱えており、これまでも全国町村会等を通じ、抜本的な制度見直しと財政基盤の充実・強化をするため、国による財政措置を講ずるよう要望しているところでございます。

このような制度を取り巻く厳しい状況を考慮いたしますと、公費負担、あるいは保険者間の負

担調整など、さらなる改善がない限り、国保の運営主体として運営存続に対し厳しい認識を持っているところでございます。

いずれにしましても、国保加入者の所得水準からすれば、保険料負担は限界に達しつつあるのが現行制度の実情ではないかと認識しており、引き続き、国に対して抜本的な制度改正を求めていくこととしております。

先ほど、モデル世帯のお話もございました。その点を踏まえ、その点と本町の国保財政の現状について担当課長から報告いたします。

議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

町民保健課長（上村 陽一君） それでは、町の国保財政の現況について、まず今議会の総務厚生常任委員会のほうで説明させていただきましたその内容について、まず概略報告をいたします。

まず、国保会計の25年度の収支見込みですが、約2.5億円の繰越金を見込んでおります。これは、前年比7,000万円の増ですけれども、その要因としましては、交付金の精算 23年度概算交付金に対する精算で、収入の前期高齢者交付金が約5,000万円算入されるなどで、繰越金がふえる見込みであります。

それから、新年度26年度当初予算の収支見込みにつきましては、表面上の歳入不足見込み額を2億3,000万円と、大きい数字を予算に計上しております。これは、前々年度24年度前期高齢者交付金の精算、これで返す金額が5,000万円ほどありまして、少なく交付金が入るといったようなことにより、厳しい不足額が生じております。そういった交付金の精算に係る額等を控除した26年度単年度のみの収支に係る実質的な不足額の算定としては、7,000万円というふうに見込んでおります。

当初予算ではこのように見込んでおりますが、この予算、そして国保税については6月の見直しの時期に再度推計して、補正、あるいは国保税の改正について検討するようというふうなことで委員会のほうで決めていただいておりますので、そのように進めたいというふう考えております。

それと、質問中にありましたモデル例についてですけども、事前に現年と10年前の国保税の比較ということで通告をいただいておりますので、その内容についてお答えします。

モデルの設定としては、世帯主が40歳代の夫婦、所得額が150万円、固定資産税が5万円と、そして子供2人の計4人家族で試算してみたところです。

まず、平成15年度ですが、医療分と介護分、後期高齢者支援分については平成20年度からですので、これは入っておりませんが、計算しますと、24万9,700円、そして25年度が医療分、後期高齢者支援金分、介護分、合計しますと36万300円ということで、額にして11万600円、率にして44.3%の伸びとなっております。医療費分についてのみで見ますと、

15年度が21万8,000円、25年度が21万9,900円ということで、伸びの額としては1,900円、率としては0.9%の額となります。

以上です。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） このように、国保ですとね、12、3年前から介護保険ができて、介護支援分、それから5年前ですか、5、6年前に後期高齢者医療制度ができて後期高齢者支援分というふうな形で、その支援分が加算されることによって、それこそ15年度と比べて12万円も上がる。その間、所得は減ってきているわけですね。だから、本当に払えないような状況が続くのは、もう明らかではないかなと思います。

国保税には、減免制度というのがありますが、本町の場合、国保世帯が3,793世帯ですね。それで7割軽減、5割軽減、2割軽減の方々はどれぐらいいらっしゃるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

町民保健課長（上村 陽一君） 医療分の7割軽減につきましては2,258名、それから5割軽減につきましては715名、そして2割軽減が1,126名の数字です。

以上です。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） これでいきますと、減免されている人が約4,000ですか、4,000世帯ぐらいということで、とにかく私の調べたところによりますと、本町の場合、64%ぐらいの方々が減免、法定減免の措置を受けているというふうな、この市町村別のアンケートのまとめから引き出したんですが。

この数年来、小林、国富、三股町、門川、諸塚村、日之影町、法定減免世帯がふえているということが言われておりますが、やはりこのことは三股町の所得が減って所得の少ない人がふえているということではないかなと思うんですが、町長はこういうことに関して、本当に、今、法定外繰入とか、そういうふうなことは考えたことはございませんでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 県内の国保税の状況等、資料があろうかと思えますけれども、本町の場合ですね、この26市町村ございますが、その中で国保税が県の平均が9万9,000円ということでありまして、その中で本町は9万7,000円、県内で14番目の状況でございます。そういう意味合いもありまして、そしてまた、現在、国保に一般会計から繰り入れている市町村等の状況等も把握してはおりますけれども、そういうところを踏まえて、本町として現在のところですね、国保会計の中、あるいは基金、そういう等も踏まえながらやりくりしようということで努力して

いるところでございます。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 今、町長は法定外支出は行わないというふうなことでありますが、今、本町の場合、基金が去年までは1億9,000万円ありましたよね。その基金取り崩しというふうなことは考えられないのでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

町民保健課長（上村 陽一君） 26年度の当初予算の中で、財源不足をするというようなことで、1億円を超える金額を計上してあります。実際、取り崩さないといけないかどうかということにつきましては、6月期に再度の見直しを行いますので、そういったところの中で判断していきたいというふうに思っています。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） それと、年度途中で失業したりとか、そういうふうな方々がいて収入がわっと落ちたときに、申請減免という制度があると思うんですが、申請減免が今のところ大体どれくらいあったか、つかんでいませんか。

議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

町民保健課長（上村 陽一君） 申請減免の申請者数については、ちょっと把握しておりません。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） この市町村の社会保障推進協議会が、今まで何年間かのアンケートをとって、市町村に対してですね。それによると、三股町の場合は12世帯というふうなことが書いてあるんですね。やはりそれだけ生活が苦しくなっている、失業者がふえているということではないかなと思います。

それで、昨年度は国保の値上げとかというふうな案件も否決されたわけで、やはり本当にこれ以上上がったらやっていけないというふうな状況じゃないかなと思います。今、県内で法定外支出を行った自治体がですね、平成21年度は2自治体だったんですが、22年度が4自治体、23年度が10自治体となっています。やはりこれ以上、国保財政の悪化を防ぐためにも一般会計からの法定外支出に努力していただきたいと思いますが、もう一度、町長の考えをお聞かせください。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 今、法定外繰入の件についてのお話がございます、私が持っている資料によりますと、ことしですね、25年度の法定外繰入、4市町村ございます。その中で、本町よりも保険料が高いところが2市ございます。ということを考えていきますと、法定外繰入をしても、まだ本町よりも高いところがございます。ですから、町としまして、今のところ基金等も

視野に入れながら、まずは国保財政の中で努力するというふうに考えています。

それと、今後、国保関係につきましては、財政基盤の強化とともに広域化というのが一つの解決策になるんじゃないかなというふうに思います。

それとともに、本町としましては、医療給付費はできるだけ減らすために、ジェネリック医薬品の利用啓発とか、コンビニ受診なんかの抑制とか、そういう努力とともに、また払えるのに払わない悪質な滞納者、こういうところにも適正な納付の推進というようなところで、できるだけ歳入の確保、まずは努力したいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） まずは、その基金取り崩しが先じゃないかなというふうに思うんですが、本町と同じような人口、今、串間市は人口が本町よりも減ってきておりますが、この串間市が今年の12月議会で国保税に対する答弁をされておられますが、それによると、23年度に1億円、24年度に1億2,000万円を繰り入れたというふうなことを答弁されております。

だから、今、ほとんどの自治体が基金取り崩しで努力しておられますが、本町の場合もですね、本当にこれ以上税金が上がったら、本町の場合はアベノミクスの影響はほとんど受けていないわけで、所得がふえる人はほとんどいらないと思うんですね。そして、国保世帯というのは、農家の方、年金生活者、それから商店の方々、そういう人たちがほとんどです。やっぱり組合の人たちと比べて倍以上の保険料、それと倍以上の医療費がかかっているわけで、そこら辺はやっぱりもう少し財政面のところでですね、国からの予算の計上もしていただきたいと思いますし、また何かこの前の国保の研修会に行ったときに、ことしは5割軽減、2割軽減のあたりで何か財政出動があるというふうなことを講師の先生がおっしゃったんですが、それはもうきておるんでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

町民保健課長（上村 陽一君） 今年の12月に厚労省のほうからの通知がありました内容で、今、言われた国保税の軽減措置ということで、7割、5割、2割のうち5割と2割についての軽減が予定されております。

それで、5割につきましては軽減判定所得の算定において世帯主を含めると。これまでは被保険者数の中に世帯主は含めてなかったんですが、含めるといったような形での軽減対象数の拡大ということになるんですけども。そして、2割軽減について、現行被保険者1人当たり35万円というのが45万円に拡大されると。そういったようなことで、改正（案）の内容は来ております。

ただ、これに係る実際税条例の改正ということにつきましては、中身が、数値がはっきりしたものは出ていませんので、3月31日現在での専決処分というような形になろうかと思っております。

ども、そういったことで今後予定しております。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） とにかく6月の保険料を決めるときには、ぜひそういうことも勘案してですね、引き下げの方向でしていただきたいというふうに思います。

それでは、国保の問題は、やっぱり町長、今度、選挙でいろいろ地域を回ると、やはり国保税が高い、介護保険代が高いというふうなことは聞かれると思いますので、ぜひそのことを頭に入れてですね、少しでも値下げの方向で考えていただきたいというふうなことを申し添えておきます。

次、2番目の質問に移ります。

今、格差と貧困が広がっていると言われていています。宮日新聞にも子供の貧困の特集記事が掲載されましたが、子供たちの間での貧困の広がり、健康面、学力にも影響します。子供の医療費は、小学校入学前まで無料ですが、小学校入学と同時に3割負担となります。特に、生命の危機にはほとんど直結しない歯科での受診抑制は、ほかの医療よりも大きな影響が出ていると言われております。かかりたくてもかかれない状況が生まれ、口腔内の健康、口の中ですね、急激に失われていると言われております。

日本は、表面的には豊かに見えますが、見えないところで貧困が広がっております。生活保護の受給者が209万人に上り、特に20代から30代の若者の生活保護受給者は15万5,000人に上ります。また、3人に1人が非正規雇用で、年収125万円未満で生活する人が100人中16人に上る状況と言われております。小学生の子供を持つ親の年代です。

お父さんが非正規なので、お母さんが昼も夜も働いているという家庭もあるということを経験した先生からお聞きしました。不安定な経済状況のために、自己負担に耐えられないとあって、特に歯医者は受診できない人が多くいると聞きました。どの子ども等しく伸び伸びと成長できるようにするのが、大人の務めだと考えます。

子どもの権利条約には、子供の命と健康が守られること、暴力や虐待を受けないこと、身体的・精神的・道徳的・社会的発達のための十分な生活水準を保障しますとあります。本当に、これ小学校までの医療費の助成を町長に求めてまいりたいと思います。町長のお考えをお聞かせください。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 子供の医療費を小学校卒業まで無料にするということについてのご質問でございますが、昨年の12月議会でも同様のご質問がございまして回答をしたところですが、15歳以下の子供に対する医療費の助成について、県内の全ての市町村でそれぞれの方法で実施がされております。

本町におきましては、平成19年の4月から、小学校入学前までの乳幼児を対象に完全無料化を実施しているところでございます。平成24年度の決算額で申し上げますと、約6,200万円を助成額として給付しておりまして、町の負担額は約3,600万円でございます。仮に小学生まで拡充したと試算しますと、入院で1,200万円、通院で6,300万円、合計額7,500万円程度が新たに必要となります。

また、小学生以上については、県からの2分の1の補助がありませんので、給付総額が全て町の負担というふうになりますので、財源をどうするかという課題がありますので、さらに検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 今、子どもの権利条約というふうなことで言いましたが、子育て支援というのは、単なる財政援助だけではないと思うんですね。やはり、いわば日本の国の将来にかかわる問題だと思います。それでこそ、今、県内7つの自治体で中学校卒業まで、3つの自治体で小学校を卒業するまで助成しております。これは、各自治体も財源があるからしているのではないのではないかと、やはりやらなければ日本の将来が危ぶまれるというふうなことでやったんじゃないかなというふうに考えるわけです。

だから、町長もですね、ぜひ、9月の町長選に向けて、もっとそういう、今、ひとり親家庭とか、それから生活保護の家庭では医療費補助があると思うんですね。何か、ことしの今度の予算書を見ると、そうですね、教育課長ですか、ちょっとお尋ねしますけど。ひとり親家庭とか。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） 要保護、それから準要保護についてはですね、申請のほうがたくさんきておりますけども、26年度につきましては、中学校においては13人減、小学校においては人数がかなり多く増加している状況であります。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） やはりですね、私、歯医者さんから聞いたんですが、子供たちの貧困が大人になって歯の健康に物すごく影響すると。私もそういうふうなことを聞いたもんですから、そういう格差と貧困、歯医者さんが調べたこれをインターネットで取り出して見たんですけど、本当に子供たちの歯が悪くなれば、大人になってからすごい医療費がかかると。これは歯医者さんからもらったんですけど、口腔内の細菌が高齢者の肺炎などの呼吸器疾患の原因となることもあるとか、歯周病にかかっている妊婦は、未熟児出産・早産のリスクが高くなるとかですね、だからやはりそういう特定のところだけでも、一日も早く医療助成をしていただけないかなというふうなことを思っております。町長のお考えをお聞かせください。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 本町はですね、子育て支援に力を入れようということで、いろんな取り組みをさせていただいております。保育料の上乗せ助成に対しても、約6,000万円以上の町独自の負担を実施しています。そしてまた、本年26年につきましては、保育園の改築支援ということで3つの園舎を改築するということは、子供たち、乳幼児の安全面の配慮と。また、ファミリーサポートセンターの充実と、いろんな面での取り組みをさせていただいているところでございます。その中の一つが、この乳幼児の医療費の無料化ということ。これの拡大についても、ぜひやりたいという気持ちは持っています。

ただ、先ほど申し上げましたように、多大な財源も必要でございますので、やはり町の多くの施策を全体的に見直して、選択と集中と申しますか、そういう選別等をしながらですね、この財源の確保に努力したいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） ぜひですね、一步進めて、小学生までの助成を取り組むようお願いしておきます。

次の質問に移ります。

税金の滞納問題なのですが、構造改革政治によって大企業や富裕層には減税が行われている一方で、低所得者世帯や高齢者世帯には増税、配偶者特別控除の廃止、老齢者控除、公的年金等の控除縮小・縮減、住民税の同居の妻にかかる均等割非課税制度の廃止、住民税老齢者非課税措置の廃止などが強行されました。さらに、三位一体改革により、2007年度より住民税率が一律10%へととなりました。

結果、低所得者世帯や高齢者世帯に対する課税が強化され、国保税、介護保険料、保育料などに反映して、二重、三重の負担強化が押しつけられ、税金や公金を払いたくても払えない住民が急増しました。その上に、毎日の買い物にも消費税がかかります。全国的に滞納がふえておりますが、この滞納となる原因は、憲法の応能負担に反しているからです。

本町でも、25年度滞納者に対して、差し押さえをやり競売を実施されましたが、本当に悪質な滞納者のみに対して行われたのか、そのあたりの経緯をお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 税の滞納者に対する処分ということで、今年度の滞納者に対して差し押さえをやり競売されたが、経過と効果ということのご質問でございますけれども、平成24年の4月に、税務財政課内に特別収納係を設置しまして、税を中心に、国民健康保険、住宅料、保育料、上下水道料金、そして奨学金などの滞納に対し、各課連携をして、その解消に取り組んでいこうということで、この特別収納対策係を設置したところでございます。

これは、支払い能力があるにもかかわらず、税・料金等を納付しない住民もあり、そのために

町民負担の公平性、公正性が保ていない現状があるからです。また、資力がなく納付が困難な方や生活困窮者に対しては納税相談等を実施し、分割納付や執行停止、徴収猶予、また災害などに遭遇した場合などには延滞金の減免などを行っているところでございます。

このような状況を踏まえながら、差し押さえや公売を今回実施したところでございます。今年度の差し押さえや競売の経過と効果については、税務財政課長に答弁をさせます。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 今年度ですね、差し押さえ、競売の経過と効果についてお答えいたします。

平成25年度、タイヤロックを2回、搜索を3回実施しております。また、搜索によって差し押さえた物品については、2回の公売会を行っております。

まず、タイヤロックであります。平成25年8月29日に実施し、その日のうちにですね、滞納額12万7,200円が一括納入されております。これについては、午前7時ごろに行きまして、実際話をして、すぐ即答がありましたので、実際タイヤロックは実施しておりません。

続きまして、平成26年3月6日に実施しております。これも、その日のうちに滞納額20万7,750円が一括納入されております。これはですね、実際タイヤロックを実施して、納入があった後、即解除ということになっております。

続きまして、搜索のほうであります。平成25年10月29日に実施しまして、38点の物品を押収しております。このうちですね、15点を平成26年1月12日、九州合同公売会これは熊本県の御船町でありましたけどここに出席しまして、4万7,972円を税に充当しております。残りのものをですね、26年1月20日から24日に役場のロビーのところで開催しました公売会、ここに出席しまして3万4,425円を税に充当しております。

続きまして、平成25年11月29日に実施しまして、これは搜索のほうですね、59点の物品を押収しております。平成26年1月20日から24日、先ほど言いました役場のロビーで実施した公売会であります。ここに出席しまして、12万6,227円を税に充当しております。

最後にですね、平成26年2月27日に搜索を実施しました。これは、現場で相手と話し合いを持ちまして、その中で、本日中に滞納額90万6,900円を納入するということで、実際は搜索を中止いたしまして、その日のうちに90万6,900円の納入がっております。

そのほかにですね、給与差し押さえが132万5,000円充当、そして預金差し押さえが181万8,756円充当がっております。

以上が、今年度の経過と効果であります。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 最初に、本町の今の滞納金額はどれくらいあるんですか。そのの

何%ぐらいが、この差し押さえとかタイヤロックとかで回収されたのか。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 今、滞納額全体でいきますとですね、町税が1億1,113万6,199円です。国保税が1億4,882万7,621円、合計2億5,996万3,820円です。これは、平成26年度2月末現在の状況であります。率については、ちょっと計算しておりませんので。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） この滞納、どれぐらい払わないと督促状がたって、差し押さえとなるのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 督促状につきましては、納期から20日以内に発送することになっております。これは滞納が発生したら、すぐ発送いたします。

それと、どのくらいの期間があれば差し押さえということになるかというのはですね、これは一概には言えません。というのは、督促状を送って、その後、いろいろ税務相談なんかに来てくださいと呼び出しなんかもしておるんですけど、実際なかなかというか、全く反応がないとか誠意が見られないときにですね、財産なんかの内定を行いまして、資力があるということが判断されれば、その後の差し押さえと、またタイヤロック、また預金、保険ですかね、ああいうものの差し押さえに移っていくという状況であります。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 私がちょっと心配するのはですね、熊本県で営業車の車をタイヤロックされて、それでそのまま家族を乗せて、天草ですか、海に飛び込んで自殺をしたという事例が三、四年前にあったんですね。だから、今は本町では悪質な滞納者しかしていないとおっしゃられました、やはり職員の方もすごくやっぱりストレスを、滞納者に対して督促をして取りに行くとかいうのは大変な心労じゃないかなと思うんですね。そこら辺は本町の場合はどうなっているのか、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 一応、先ほど町長の答弁でもありましたように、納付が困難な方とか、そういう場合には分割納付とかいろいろ対処しております。

それと、以前は職員が例えば国保税を担当、町税を担当というふうに、その税目ごとに担当がおったんですけど、賦課がそれぞれ違うんですね。それで、24年度の特別収納対策係を設けた時点です、滞納の担当を地区制に分けました。みんなで同じ税目を担当して、地区でそれぞれやるということで心の負担というのを軽減しまして、そして問題があれば、みんなで解決して

いくというように考えております。

そのほかにですね、定期的にそれぞれミーティングを行いまして、何が、今、困難なのか、大変なのかというのをみんなで話し合っ、それをみんなで、チームで取り組むということで仕事をやっております。現状の確認もそれでできると。

それとですね、係長は係のコミュニケーションを時間外にもとったりして、いろいろやっております。

以上です。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 地方税法の第15条の7というのがありますが、これに基づいてやっているのかどうか、地方税法15条の7をちょっと見ていただけますか。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 今、六法を持ってきておりませんので、ちょっと内容が確認できないんですけど。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 滞納処分の対象となる財産がないときに、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときに適用されるというふうなことが書いてあるんですけど、これは、今、本当に生活が困難な人たち、そういう人たちに対してですね、納税者に一定の理由があるときに滞納処分の執行を停止させて、最終的に納税義務を消滅させるという制度を置いているという、これは自治体の長の権限でできるというようなことを聞いたんですが、そのあたり町長いかがお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 先ほどから申し上げてますようにですね、町としましては悪質な滞納者、そしてまた何回も呼び出しても全く誠意がないというような方々に対して、そしてるんな預金調査、そしてまた資産調査をしまして、これだったら執行すべきだと、搜索すべきだという判断に基づいておりますので、そしてまた生活困窮者に対しては、執行停止、あるいは徴収猶予、そういう形で、できるだけその方々の生活を困難にさせないような配慮はしているところでございます。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 差し押さえには、制約があるというふうなことを聞いているんですが、この前、ちょっと物品を見たときに、お米とかあったもんですから、そのあたりがですね、どうなっているのかなと。差し押さえを禁止している財産があるというふうなことが書いてあるんですが、洋服、寝具、台所用品、畳や建具、3カ月分の食糧とか燃料、農業・漁業に必要なも

の、給与・退職金の一定額、社会保険制度に基づく年金、これらは差し押さえをしたらいけないというんですか、制約があるというふうなことなんですが、これに基づいてされているのかどうか、もう一回お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 税務財政課長。

税務財政課長（山元 宏一君） 地方税法の中で、国税徴収法の例によるということで差し押さえの禁止財産が列記されております。今、言われたようにですね、この中でですね、今回11月29日に実施しました差し押さえの中で米が実際ありました。

国税徴収法の中でですね、生活に必要な3カ月分の食料とありました。米が幾らあったかというところと8俵あって、そのうち3カ月分ということで、3俵残して5俵を押さえたという状況であります。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 本町の場合ですね、血の通った、あるべく徴収行政を行ってほしいと思います。分納制度適用の方法か、生活困窮者、無財産等による滞納処分の停止か、悪徳滞納と判断して強制処分の方向か、このことをきちっと実情調査をして、血の通った徴収行政をやっていただきたいと思ひまして、私の質問を終わります。

議長（山中 則夫君） ここで、11時5分まで本会議を休憩いたします。

午前10時55分休憩

.....

午前11時05分再開

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位2番、池邊君。

〔1番 池邊 美紀君 登壇〕

議員（1番 池邊 美紀君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告に従いまして一般質問を行っていきます。

まず、子育て支援と教育についてであります。

幼児、児童の医療費無料化の範囲の引き上げ、もしくは一部補助を行ってはどうかという質問です。この質問は、先ほど議員のほうも質問をしたんですけども、確認したいこともございますので、重ねて質問をしたいというふうに思います。

本町三股町は、福祉のまちづくりを推進し、次年度平成26年度の予算案ベースで、扶助費の比率が総予算の25%に達するほどであり、人にやさしいまちづくりが推進されているのが予算からもわかります。

現在、町単独事業として小学校入学までの医療費無料化を行っていますが、さらなる子育てし

やすいまちの構築を目指して、医療費無料化の拡充、もしくは、もう少し上の年齢までの医療費一部補助ができないかというのが質問の本旨でございます。回答のほど、よろしく申し上げます。

続きは、質問席から行います。

議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） 子育て支援と教育についてのご質問でございます。

幼児、児童の医療費無料化の範囲の引き上げ、もしくは一部補助を行ってはどうかということでございますが、先ほど上西議員にお答えをしましたとおり、医療費無料化の範囲の引き上げ、小学校卒業まで拡充しますと、入院で1,200万円、通院で6,300万円の合計7,500万円の財源が必要となります。

仮に小学校3年生までを無料化にしますと、3,800万円の財源が必要かと思っております。また、個人に500円を負担してもらうことで試算しますと、小学校卒業までの入院・通院で約6,000万円の財源が必要というふうになります。

先ほどお話ししましたように、できるだけ本町は子育て支援に力を入れているまちということで力を入れておりますので、ぜひこの拡大というのをしたいわけなんですけれども、この財源の確保というのが非常に大きなテーマでございまして、この無料化拡充についてもさらに検討を重ねていきたいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 扶助費ベースで見ますと、5年前より4億円の上昇になっていきます。つまり、一般財源から見ますと、扶助費のほうですね、比率が非常に高くなっているという状況も見えますけれども、一方で、やはり小学校という団体生活を送る。そして、いろんな病気が蔓延する比率も非常に高い時期ですので、やはり一部補助、これは無料化になっていきますとですね、医療費の上昇というのを招いて国保税にもはね返ってくるおそれがありますので、無料化をもしできないまでも、やはり一部補助とか、そういったところは踏み込んでいてもいいのではないかと思いますけれども、その辺は町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 先ほどお話ししました、先ほどの上西議員の質問でもありましたけれども、各自治体それぞれ独自な方法での医療費の無料化に取り組んでおります。小学校卒業まで、あるいは中学校というところまでされておるところもございます。そういう内容を見ますと、言われるように、一部負担というのもしていただくところもございますので、そういうところを踏まえながらですね、本町としてはどうあるべきなのか、財源等を見ながら、そして本町のセールスポイントであります子育て支援、これとどう関連づけるか、そういう視点から検討をさせていた

だきたいと思っています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 今、町長は検討をさせていただきたいというふうにおっしゃいましたが、それは前向きな検討、いわゆる次の4年の公約に入ってくるというふうにも考えてもよろしいのでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） これについてはですね、今回、まだ次のマニフェスト等については具体化しておりませんが、この子育て支援の拡充・充実、これについてはぜひやりたい。その中の一つは、この医療費の無料化の拡大というふうにも考えています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 違う視点から、ちょっとお話をさせてください。

ホームページを見たところですね、ホームページのほうには、扶助費がこれだけ高いような福祉に厚いまちづくりとしての表記はないように思うんですけども、なぜそういったものが書いてないのかということ、担当課でもいいですけども、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） ホームページ上に福祉に手厚いまちづくりというのを入っていないということでございますけれども、実際そのような状況でございますけれども、扶助費がこのように伸びておりますのは障害者への扶助費がそのくらい伸びているという状況でございます。高齢者、子育て関係の伸びよりは、物すごい額で障害者の方々への扶助費が伸びているという状況で、先ほど議員の言われます4億円程度はふえているという状況でございますので、こういう情報等は町民の皆様方にわかっていただくように進めていきたいというふうに思います。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） この福祉に限ったことではなくてですね、やはりホームページ上には、三股町はどんなまちなんだということを明確に記する必要があるというふうに思っています。

というのはなぜかと申しますと、今、ふるさと納税というのに町のほうも力を入れようとしているところがございます。三股町のホームページを見る人が今後ふえてくることを考えますと、三股町がどんなまちを目指してやっているのかということを明確に記するというのは、これは絶対しなければならないというふうに思いますけれども、この辺は町長どのお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 言われるように、いかに町を発信していくかということが非常に重要

になってくるのかな、これからというふうに考えています。そういう意味合いでは、三股町のカラーという、方向性というのを明確に出していく、そういうふうな取り組みが大事なかなという意味合いでは、言われるように、今後ですね、そういう視点からホームページ等の内容等を検討させていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） それからですね、町民はいろんな形で、この役場、庁舎内に訪れます。いろんな用事で来られたときに、待ち時間があったりするわけですね。それで、待ち時間の間というのは、これは絶好PRの場なんですね。

そう考えますと、今、パソコンでポスターも簡単に印刷できます。例えば、三股町は全国でもトップランクの福祉に厚いまちづくりでありますとか、そういうふうなキャッチコピーでイラストをつけて三股町の取り組みを列挙するとかですね、そういうものを課の一番、待ち時間に一番目のつく場所に張るとか、チラシを配布するとか、そういうふうなことをやるべきだというふうに思います。

町のほうとしては、ちゃんと広報紙に載せていますよというふうなことをおっしゃいますけれども、なかなか町民には伝わっていないのが実情でありますので、町民の視点に立った考え方に基づいて行政を行っていただきたいというふうに思います。

やっぱり、そういった中では、木佐貫町政というのは、どのようなまちの未来像を持っているんだというようなことを明確に掲げていただきたいというふうに思います。このあたりについては、町長どのようにお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 私、22年に町政を担わせていただきまして、それから4年もたつわけなんですけれども、これまで前町長の施策を中心にしながら、そして、それを確実に一歩ずつ前に進めていくという取り組みをさせていただきました。

そういう中で、だんだん三股町のカラーという、方向性というのが見えてきております。そして、今から何をすべきかということも明確に打ち出せるような状況になりつつあるのではなからうかというふうに思います。

そういう意味合いでは、先ほど言いましたが、発信していくことが大事でございますので、また町民の皆様方にもどういう方向へ向かっているのかということも明確に示すことも大事だろうというふうに思いますので、いろいろと検討をさせていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 町長はよく協働のまち、「自立と協働で創る三股町」というようなことをよく言われます。アスリートタウンもありますし、いろいろな三股町が元気になる5つ

のプロジェクトも出していただきましたけれども、やはりそれは町民に対してどこまで周知できているのかなというふうな気持ちが私の中にもありますので、ぜひPR方法、いろいろ視覚的にも訴えて考えていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

続きまして、保育所と小学校の一貫教育の可能性という質問ですが、これは長田地区の話になります。回答をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 保育所と小学校の一貫教育の可能性ということで、本町の保育所ですけども、町立と民間がございますので、所管する福祉課と、そして教育の観点からは教育委員会に回答させます。

議長（山中 則夫君） 教育長。

教育長（宮内浩二郎君） 保育所と小学校の一貫教育の可能性ということでございますが、今、全国的に保育園や幼稚園から小学校へ入学した子供たちの中には、環境の変化に対応できずに集団行動がとれないとか、授業中に静かに座ってられないなど、いわゆる「小1プロブレム」と言われる問題が深刻化している状況にあります。本町におきましても、そのような傾向の子供たちが見受けられます。

そこで、教育委員会としましては、平成26年度から、仮称ではありますが、幼保・小連携協議会を立ち上げまして、町内の全ての保育園及び幼稚園と小学校が連携して情報交換等を行うことで、子供たちが戸惑うことなくスムーズに小学校生活に移行できるよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） それでは、福祉課のほうで長田へき地保育所を担当いたしておりますので答弁をさせていただきます。

へき地保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に市町村が単独で設置する施設であります。

長田へき地保育所は、昭和48年4月1日に開設し、過疎化が進行する長田地区の中核施設として現在に至っているところであります。しかしながら、園舎は築41年を経過するところでありまして、各所に老朽化が見られる状況でもございます。

また、土砂災害警戒区域に位置しておりますことから、移転できないかの話が随分以前から出ておりますが、町の単独事業であることと等から、現在まで来ている状況でございます。

また、長田児童館につきましても、昭和42年度に建設され築後47年が経過しており、老朽化やトイレも汲み取りであるなどの問題もありますので、保育所と同様に適当な場所に移転でき

ないかなど、懸案を抱えている状況でございます。

来年4月1日に子ども・子育て支援法が施行されますので、新たな補助制度が創設されないかと県のほうに問い合わせをしましたところ、公立のへき地保育所には補助制度はないということでした。児童館につきましても補助金は現在ございませんので、どちらとも単独ということになるわけでございますけども、しかし保育所については安全性、児童館については環境・衛生面のこともありますので、今後も種々検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） なぜこの問題を取り上げたかといいますと、今回、長田の住宅です、今、1戸数、過疎化対策とまでは、まだ全然言えない状況なんですけど、児童館のところは今後つくる予定というの也被えられているというふうなことを考えますと、児童館の移転がいずれ考えられると。

そう考えますと、保育所のところもどうなんだろうというふうなことだったんですけども、保育所のほうもですね、トイレの関係で一昨年でしたですか、今まで汲み取りだったものを簡易水洗にした。簡易水洗にする理由というのは、いずれ施設も、今、言われましたように老朽化しているということ、そして小学校に移転するというふうなことも検討できるというようなことで、そのときは簡易水洗というような形になったというふうに私は聞いておりますが、そう考えたときに、どこまでこの議論が進んでいるのかということ。また、どういった方向性で今後進んでいくのかというようなことを聞いたかったわけですけども、町長はこのあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 町としましては、この児童館関係につきましては放課後児童対策との関係で、統廃合を含めて検討をしているところでございます。

三股小学校の校舎内というか、あの敷地内に放課後児童対策の教室を設けましたけれども、それぞれの学校区に1つか2つというような形での集約化を図りたいなというふうに思いますけれども、ただその施設の、児童館の施設がいろいろ補助事業等で絡んでおりますので、そしてまた児童館としての位置づけでございますので、そこで働く人たちのこともございますので、ちょっと時間をかけながら町全体の児童館の集約化というのを考えています。

そういう中で、長田地域につきましては、学校、そしてまた児童館、そしてまた、このへき地保育所、これが3カ所に分散しているわけなんですけれども、これを先ほど言いました新たな住宅施策との関連で統合できないかというのも一つの課題でございます。まだ具体化していませんが。

といいますのも、今回ですね、この長田地域に公営住宅をつくりましたけれども、しかしまだ入居が決まっていないという状況で、今後、その方向性について、状況を踏まえながら公営住宅については検討すべきかなというように考えています。そうなりますと、そういう公営住宅の拡大ということになりますと、当然、児童館はどうあるべきか、そして保育所等も危険区域にございますので、そういうところも入れて、そして学校と、そして保育園、そして放課後児童を一体的にできるような環境整備というのも大事だろうというふうに考えますので、そのあたりはちょっと時間をかけながら検討をさせていただきたいと思っています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 保育所と小学校の連携教育というのは隣になりますけども日南市の北郷町のほうでは行われているということでありますので、ぜひ参考にさせていただきたいなというふうに思います。小規模の学校ではですね、これはすごく有益に働いているというふうな話も聞いておりますので、ぜひご検討をさせていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

子育て支援金の創設を考えてはどうか、それから子供4人以上の家庭に経済支援措置を考えてはどうかという質問、同系列ですので一緒に回答をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 子育て支援金の創設、そしてまた4番目の子供4人以上の家庭への経済支援ということでございますが、一括して回答をさせていただきます。

現在、高齢者の増加による社会保障費の増大や労働力人口の減少により、社会の活力は低下することへの懸念などから、抜本的な対策を講じるべきだとの議論が活発化しておりますが、国も少子化対策を大きな課題として捉え、平成7年からさまざまな対策を行っております。子供を産み育てやすく、安心して子供ができる環境づくりをさらに加速させるため、子ども・子育て支援法が来年4月1日から施行され、消費税増税の財源が充当される予定でございます。

ご提案の件につきましては、これらの国の子育て支援策の取り組み状況を見ながら、子育て支援策として何が求められており、何が有効なのか、そして町の施策として魅力的なのか、そして町の財政状況等も考慮しながらですね、多角的、総合的に検討して考えていきたいというふうに考えております。

4人以上の家庭への支援策もですね、同様の観点から検討をさせていただきたいと思っています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） インターネットで調べますとですね、全国いろいろ子育てに関する支援制度がたくさんあります。中でもですね、地域の商店と連動した取り組みでいいますと、

京都の子育て応援パスポート、これはパスポートを提示して協賛店舗で買い物をすると割引されるという仕組みであります。

また、宮崎県内で言いますと、西米良村の「すくすく子育て支援金」では、未就学児を持つ世帯に対し、村内の商店などで生活必需品を購入した場合、金額の2割を助成する制度というふうながあります。商店街活性化にもつながっており、1世帯当たり月8,000円、年間9万6,000円分の金券をですね、こちら配布している、そういった支援策というのもございます。

また、一方で、支援金、出生祝い金とでもいいかもしれませんが、支援金のほうでいいますと、高千穂町ではですね、第2子は5万円、第3子以降は10万円を出生時と小学校就学時、中学校就学時に3回支給しているというのが、これは高千穂町でございます。

それから、出生祝い金で注目度が高い椎葉村の場合は、第1子・第2子は10万円、第3子は50万円、第4子に至ってはですね、第4子以上に至っては100万円、出生祝い金がわたる。こういうふうな注目度が高い取り組みもありますけれども、これを聞いて町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） それぞれの町の実態に応じた取り組みが、それぞれされておるんだなというふうに理解しますが、例えば子供が非常に少ない、そして人を呼び込もうとするときに、そういう魅力ある施策を打つということも大事。そしてまた、子供たちをたくさん産んでいただくといえますか、そういうところにはそれなりの支援をしていくということも大事であろうと思いますが、本町の場合は、医療費の無料化、また保育料の上乗せ、助成そしてファミリーサポート、そしてまた放課後児童対策、いろんな対策をとっています。

ですから、今、提案されるものを本町の財源の中でできるのかどうかを含めてですね、本町としての本当の魅力ある施策は何なのか、総合的に検討をさせていただきたいなというふうに考えます。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 地域の商店と連携した取り組みに関してはどうでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） これも、大変魅力ある取り組みかなというふうには考えます。やはり地域の活性化とそういう子育てがどう結びつくのか、これも大事な関連かなと思います。ふるさと納税で、今回ですね、地域の特産品と、それを町外に発信していくということで、寄附金をふやすということだけではなくて、地域の活性化と結びつけたのが功を奏しているのかなというふうにも思いますので、そういう視点も今後検討をさせていただきたいなと思います。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 次に進みます。

次はですね、経済活性化対策とはどのようなものかというような質問です。

まず、通告の質問に入る前に町長にお尋ねをいたします。

三股町における経済活性化対策、必要だと思っていられるかどうか、経済活性化をどのように考えておられますか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 質問に入る前の質問でありますね。

やはり地域が元気になるところは、やはり経済基盤がきちっとしていることが大事じゃなかろうかというふうに思います。そういう意味合いでは、まず本町は、基幹産業は農業ということで農業の活性化ということで、いろんな施策をさせていただきます。

そしてまた、農林商工業の農業、そして商工業の活性化、サービス業の活性化、それぞれ元気であることは大事でございます。その中で、特にですね、本町の従業者の占める産業となりますと、3次産業等が大変多いわけでございますので、そういう意味合いから、商工関係の団体でございます商工会と連携をしながら、また農業関係については国の関係機関と連携しながら活性化策をいろいろと検討させて取り組んでいるところでございます。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 私は、三股町の経済活性化対策とはですね、町民の豊かな生活につながる重要問題であるというふうに思っておりますし、また全ての産業が衰退すると仮定すれば、三股町の存続にかかわる問題だというふうに思っています。

なぜこのような話をするかといいますと、私の住んでいる長田、大八重地区であります。今、7戸数しかもうないんです。先日ですね、長老から大八重地区の歴史の話を聞きました。戦後、林業が盛んだった昭和20年後半から昭和30年代前半には、あの大八重地区に200人を超す人がいたんだと。活気があって飯場というのがあってですね、劇団一座が来ると、そこに所狭しと、みんながわいわい集まってですね、にぎやかだったと。劇や踊りをですね、わいわい楽しんでいたということでありました。

そのような話を聞きますとですね、やはり働く場所の確保、それから、もろもろの産業の活性化というのは地区を守っていくんだなというようなことを強くやっぱり感じました。九州内でも、やはり三池炭鉱とか長崎の軍艦島という炭鉱のまちが、炭鉱が、そういう産業が消えてまちがなくなったというのは今まで私も見ておりましたけれども、まさかですね、自分の三股町の、しかも自分が住んでいるところで、そういうふうに産業がなくなって衰退して、自分たちの足元でこういうふうな状況になっていたということは、私、非常に驚きました。

そう考えるとですね、今の状況で言うと、都城に働く場所があってベッドタウンとして三股町

というのは人口も微増していますが、裏を返せば都城における産業の衰退が始まれば三股町の衰退につながるというふうに、そのように考えてもおかしくないというふうに思っています。

そう考えると、経済の活性を行ってですね、自主自立のまちとして永続的に発展するためにも、町としてやはり経済活性化、しっかりとした準備が必要だというふうに思いますけれども、そのあたりを町長はどのようにお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） できたらですね、質問の趣旨に応じたところで質問していただければ、その中で議論をさせていただければと思いますけれども。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） それでは、6次産業の可能性と施策のところに入りたいというふうに思います。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） では、6次産業化の可能性と施策があるかということでございますけれども、県内でも農村地域の活力を取り戻すために地域の特産物に着目し、その付加価値を高める取り組みを創出することで、地域内に所得と雇用を生み出し、地域経済を活性化していくことが求められているというふうに考えています。そのために、本町でも農商工連携や6次産業化に取り組んでいるところでございます。

本町においては、平成16年度「どぶろく特区」の認定を受けまして、平成17年度に「どぶろく」の製造販売が始まっており、これこそが6次産業化の第1号というふうに言えるのではないかと思います。以来、農商工連携を中心に、さまざまな取り組みを行ってきました。現況について、担当課長のほうが回答いたします。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 新しい6次産業はということでございますが、現在進行中の作物に関して申し上げますと、「みまたんごま」と新しい野菜プチヴェールでございます。ゴマにつきましては、三股町商工会が主催しております地域新産業雇用創出推進事業、本年度まででございましたけど、その中において、「『ん』のつく町 三股町・開けゴマ大作戦」として展開しております。ゴマ生産団体でございます霧島会が栽培・収穫した三股産ゴマを扱い、そのゴマそのもやスイーツなど、三股ブランドとして全国に発信することもあり、本町の活性化につながるものと期待しておるところでございます。

また、プチヴェールにつきましては、県内の生産が少ないこともありまして、青果として需要もありますし、プチヴェールを粉末して加工していくなど、これからが期待できるものもございます。

ほかにも、町内に農場を持つ雪印種苗の恋姫という枝豆、これは大豆にしてみそを加工しても大変おいしい品種でございます。そしてまた、バイオ茶を飼料として与えた豚肉など、加工品として可能性のある6次産業化を検討しております。

これらは、三股町農畜産物利用地域活性化推進協議会の年間行事の中に加え、それぞれの部会において検証や協議を重ね、形づくりを行っていくとともに、商工会やJAを含めた民間団体との協議の場を設定することで、現実的な産業化を目指していきたいというふうに考えているところです。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 今、ゴマの話が出ておりますが、ゴマの作付面積等、こちらのほうで調べたんですけれども、1位は鹿児島県で172ヘクタール、2位が沖縄県で11ヘクタール、3位が茨城県で7.2ヘクタール、生産量が1位、鹿児島県73トン、2位は茨城県で5.4トン、3位が沖縄県で5.1トン、三股の環境をですね、先日、聞きましたら、10ヘクタール以上あって、今、7トンとれているということで、これは県ベースと言っても、三股町のほうがかなり上のほうに入っているというふうな状況になっています。ですから、町村ベースで言うそうですね、かなりいいところまでいっているというふうなところなんですね。

もっと調べてみました。鹿児島県の喜界島、徳之島がかなり大きくやっているんですけれども、その作付の種類を見ますと、ここは白ゴマが中心でありました。今、三股町が推進している金ゴマでありますけども、これはまだまだこれから1位になる要素を非常に持っているなというふうに私も思ったところでありまして、ぜひこういったものを、ブロックローテーションとか、そういったものに取り込んでいただきまして、産地として日本一のゴマのまち、開けゴマ大作戦というのをやっておりますけれども、そういったところで日本一の称号を手に入れて6次産業化というのを進めたいというふうに思いますけれども、そのあたりは担当課長でもいいですけども、いかがでしょうか。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） そのあたりにつきましてですね、私のほうでも、基本的に霧島会さんがやっちらっしゃるのは10ヘクタールの8トンというふうに把握しておりましたけれど、数字的に見れば確かに日本一になる可能性もあると。ただ、その8トンにつきましてはですね、今までほとんどが精油会社のほうに運ばれていたと。そのあたりの弱さというのは、非常に懸念しているところでございました。

ですから、今、商工会さんのほうがやっております開けゴマ大作戦の中で、できるだけ本町にゴマを残して、そのゴマそのもの、あるいはゴマの加工品として、それに生かされるような取り組みですね、仕組みが作り上げていければ、三股をゴマのまちとして売り出していけると。確

かに、議員おっしゃるとおりですね、数字的には負けておりませんので、その可能性は十分にあるというふうに考えております。

また、ブロックローテーション等につきましてはですね、転作そのものは残っていきますし、その中でブロックローテーションを使って転作を進めていくと、そういうところにゴマをとという考えということだと思いますが、それぞれのそのあたり、農家の皆さん方との相談、あるいは霧島会の皆さん方の、こういう農作物の計画の段階での参入であったりですね、そういったことが必要になってくるかと思っています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） せっかく始まった、いい施策ですので、これでどんどん終わっていくようなことに、補助とか、そういった施策が終わって、この事業が終わるということではなくてですね、ますます伸びるように事業展開ができるように協力していただきたいというふうに思います。

ほかに、それ以外のところでは6次産業化はないのでしょうか。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど言いましたプチヴェールにつきましてはですね、青果そのものが県内では日向と三股町というところが特定化していますので、青果としても出せますし、洋食等に関する添え物ということで非常に需要はあるようでございます。

また、そのプチヴェールを粉末化して加工品に持っていくと、きれいな緑色が出てきますので、そういったもので実際試作品としてですね、町内のお菓子屋さんでシュークリーム等に利用させていただいたこともあります。そういったものもまだ今から出るだろうと思いますし、先ほど言いました豚肉にしてもですね、バイオ茶を飼料として与えられた豚についてもですね、食味が非常にいいということで今後期待されているところです。それらも、いずれ加工品として出していきたいというふうには考えています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 現在、宮崎県のほうではですね、「みやざきフードビジネス振興構想」というのを策定してまして、平成32年度までの計画をまとめております。目指す姿を食を通じた産業競争力の強化と雇用創出による地域の活性化ということを打ち出しておりまして、中でも農商工連携、それから6次産業化というのは事業展開の一つになっておりまして、事業展開の視点の一つに組み込まれていました。

つまり、6次産業化というのは、今が一番大事な時期でありまして、後でやろうと思ってもなかなか予算もつかなかったりする状態でありますので、ぜひ総動員してですね、もっともっと掘り起こしをやっていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

続きまして、陶芸家などクラフトの店舗がありますけれども、活用策はどのようなものがあるかというふうなご質問であります。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 本町には、業として陶芸窯元が、長田地区を中心に5カ所、生楽陶苑、宮陶さん、そして紫麓窯、むかひ窯、そして、旭ヶ丘のほうに陶工房ころがございます。また、家具や遊具などの木工製品の店舗としまして、けいかお、ウッドガーデン、そして藍染工房としてLEVEL INDIGOなどもあります。

活用策についてでございますけど、担当課のほうで検討していますので、回答させます。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） アトリエロードに関しましてはですね、平成23年度に産業振興課より、アトリエロードを活用したイベントの企画案というのを観光協会のほうに提案させていただいております。それを受けて観光協会さんのほうで、平成24年1月から3月にかけて「初窯開きスタンプラリー」として実施されております。

本町には、町長が申し上げましたように、陶芸家などクラフトの店舗があることから、昨年度、「みまたものづくりフェア～つくりびとのかたち～」を開催しております。これは、商工業の振興と活性化を図り、三股町をPRする場として開催されたもので、九州内でも初めての工芸だけの展示販売会として高評価をいただいております。本年度26年度もですね、引き続き開催できるよう当初予算にも計上しているところでございます。

今後につきましてですが、アトリエロードとしてのイベント企画、あるいは、ものづくりフェア期間中とその後における宿泊先としての活用をご相談したり、観光としての案内などを検討していきたいというふうに考えています。

また、九州内で三股町ものづくりフェアの認知度を高めることでですね、今ある工房、先ほど町長も申し上げました工房などへのですね行政支援とか、新規工房の誘致なども検討課題にのせていきたいというふうには考えております。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） ことしも、ものづくりフェアをやるわけですけども、去年、増額で600万円という金で進めるような案が出ておりますが、このものづくりフェアの最終点といいますが、どういう方向性でこれを開催していくのかというようなことですね、延長線上に何を見出しているのかなというふうに思っておりますけども、そのあたりをちょっとお聞かせください。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 先ほど言いましたように、九州内において、工芸そのものを扱ったこういう展示会、販売会というのがないということ。非常に珍しい形であるところからですね、三股町イコール工芸のまちという、あるいはクラフトのまちだという、そういう印象づけというのを今のところ図ろうとしております。

そういったことを図ることによって、先ほども申し上げましたように、工芸の店舗のクラフトの店舗なんかが三股町を目指してくるようになれば、三股町に誘致できていくと。そういった工芸のまちとしても非常に目指すものとして価値があるんじゃないかというふうに考えています。

また、先ほどちょっと言いました藍染関係の工房についても、国際的なレベルを持っていますので、そういったところも十分アピールできる点になるんじゃないかというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） そういう店舗がですね、工芸の方が三股町から流出しないように、そういうふうな施策もですね、しっかりと連携してとっていただきたいというふうに思います。

また、せっかく三股町に九州中から来るわけですので、新しくやろうという方がですね、この三股町に住もうと思うような、そういうPRもこれは必要じゃないかなというふうに思っておりますので、その辺は重ねてお願いを申し上げます。

次に進みます。

次はですね、企業の誘致対策、どのように現在進めているかというようなことであります。回答をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 企業誘致に対するご質問ですけれども、本町では平成2年に三股町企業立地促進条例を制定しまして、立地企業に対し企業立地奨励金や土地取得補助金制度を創設し、平成16年には雇用奨励金制度、新たに企業誘致に取り組んでまいりました。

そして、町の組織としては、企業立地対策監のポストを設けまして、町のPRや情報収集に努めてまいったところでございます。

県との連携としましては、随時担当課を訪問するとともに、工場空き地や空き工場などの情報を県に報告することで、企業立地に関する物件情報データベースの更新を毎年行っております。

また、都城定住自立圏事業の中で、都城市、曽於市、志布志市と本町の3市1町合同で企業誘致に取り組み、企業誘致パンフレットを作成しているほか、東京での企業展示会などの開催に合わせ、観光と企業誘致のPRを行っているところでございます。

さらには、在京三股会や近畿三股会におきまして、企業立地の情報交換を行うとともに、県事務所を訪問し情報収集を行ってきたところでございます。

しかしながら、現在のところですね、企業立地に結びついていないというのが現状でございます。

す。いろいろ具体的な取り組みもあります。そういう意味合いでは、担当課長に回答させます。
議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 本年度もですね、既存誘致企業の一つに新規工場の増設という形で交渉しておりました。ただし、条件に合う土地が確保できず保留になっております。

また、東海地方から本町に移転したいという企業の申し出がございましたので、土地の紹介、あるいは確保ということで動いておりましたけど、この企業においては地下水の大量確保という条件がついておまして、それがクリアできず、決定までに今のところ至っていないところです。

さらには、最近でございますが、都城市から本町に移転希望のあった企業もございます。それにつきましては、郊外に2ヘクタール近い土地を欲しいということがございましたので、探しておりましたけど、土地所有企業とかと調整ができず保留となっております。

また、今後の対策はというご質問でございます。

ご承知のとおり、企業誘致は雇用の創出と地域経済の活性化という大きな目的がございます。町民の雇用の場が確保され町民の所得向上やまちの活性化につながることからですね、今ある既存企業については規模拡大を支援していこうと。そして、企業誘致については、県や定住自立圏との連携、あるいは本町としても人脈ネットワークを使った広報と制度説明を繰り返すという形で、粘り強く誘致に努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 以前、町長も1年に1社ぐらいはというふうな考えを申し述べられていたと思いますけれども、ぜひ熱意を持って担当課にハッパをかけていただきましてやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、消費税に関してでございます。

4月から3%増の8%になりますけれども、中小企業対策、どのように考えておられますでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 4月からの消費税増税に対する中小企業対策に関する質問でございますが、三股町商工会から年末に提出された要望書の中に、消費税対策の実施についての項目があり、庁内で検討をさせていただいたところでございます。

要望の趣旨は、消費税引き上げに伴う消費の落ち込みを緩和する対策と、消費税の適正な転嫁を確保するための取り組みについてございました。

町としましては、現在実施している各種事業、イベント、そして農商工連携などで景気の活性化を図りたいと。また、ふるさと納税での地場企業の活性化、そしてまた中小企業の資金繰りの

ため、新たな中小企業特別融資制度の創設を検討しているところでございます。

もう一つの要望であります消費税転嫁法に基づく消費税の適正な転嫁を確保するための監視体制の充実につきましては、商工会と連携をいたしまして、注視、監視してまいりたいというふうに考えています。

そして、国・県の動向等を踏まえながらですね、必要に応じて景気対策、監視体制について対処してまいりたいというふうに考えています。

詳細については担当課長に回答させます。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 現行5%消費税につきましては、この4月から8%となります。1年半後の来年10月には、10%ということになっております。

このことにつきましては、復調気配にある景気の減退を心配する声もあります。全てに広く課税される消費税の引き上げは、当然企業の活動に大きな影響をもたらす、特に企業対応という側面から見ますと、中小企業には大きなダメージ、負担になるのではないかと心配しております。

また、昨年度、帝国データバンクが実施しました消費税引き上げに対する企業の意識調査というのがございます。それによりますと、半数以上の企業は業績に影響が出ると懸念しておりまして、業種別に見ると、消費者に最も近い小売業や食料品の生産を担う農林水産業で影響を懸念する企業の割合が高いというふうに報告されております。

議員のご質問では、特に町内の中小企業への対策はどのように考えているかということだろうと思います。県内だけでなく、本町においても平成22年の口蹄疫発生のときから厳しい経済状況となっております。商工会関係の会議などで中小企業の経営者の皆さんからですね、さまざまなご苦勞をお聞きしておりますし、特に、大型小売店舗の進出があったところからは、町内小売業の皆様のご心配は大きくなったように感じております。

消費税増額への対策として考えられることの一つに、それぞれの企業体による財務会計や販売会議など、基幹システムへの開始があると言われております。また、経理システムには消費税転嫁に対応した取引先との取り決めであるとか、商品サービス関連の対策があるというふうに聞いております。

業種によっては、駆け込み需要や反動による減収の緩和策も勘案する必要がありますし、顧客との関係強化であったり経費の削減など、通常の企業体質強化のための対策も必要であろうかというふうに考えます。

また、先ほど町長が答弁されましたように、農商工連携や6次産業化を推進するために、町の物産館「よかもんや」を中心とした地場産品販路開拓支援事業を実施し、地場産品の確保開発及び商品化と販路開拓の支援対策や朝市の支援などを本年度、26年度も行っていく考えであります。

す。さらに、中小企業特別融資制度を設けるなど、金融面の対策も検討しております。

これらの対策を講じるために、町内各中小企業の皆様の研修や顧客との関係を良好に保つサービス向上への取り組みが必要になるかと思っております。

なお、県の商業振興の担当課に確認しましたところ、県も含め消費税増税の対策を講じている市町村は、今のところ見当たらないという報告をいただいております。

よって、本町としましては、商工会との関係を強化し、さまざまな情報交換を密にして意見交換会であるとか研修の場をふやしていくことで、消費税税率の引き上げに伴う消費の落ち込みを緩和する対策であったり消費税の適正な転嫁を確保する対策などを、商工会とともに協議・検討していきたいというふうに考えております。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 足並みをそろえて何もしないということではなくてですね、やはり零細企業の場合は転嫁できずに自分のとこでかぶるという場合が、これあるんですね。やっぱりそういった声を聞くとですね、4月になって消費税導入が始まってからでもいいですので、補正予算で何か講ずる手だてがあれば、そういったことも検討して対策としてとっていただきたいというふうに思います。

次に進みます。

12月に、三股町のフェイスブックが立ち上がっておりますけれども、現状と今後の活用、また他の行政との比較、どのように今後活用していくのかといった点を一括して回答をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） このフェイスブックの関係につきましては、今、委員会を設けまして取り組んでますが、その委員長であります丸山課長に回答させます。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） フェイスブックの現状と今後の活用ということで、利用者閲覧状況等、ほかの行政との比較ということでございました。

閲覧状況でございますけど、本日3月18日ですが、確認しましたところ、役場フェイスブックページにですね、「いいね！」つまりファンとして三股町役場フェイスブックページに登録している人は349件でございました。閲覧者数につきましては、通常であれば平均すると、およそ350名程度、イベント開催時で1つの記事に600から700名、投稿をほかのユーザーがシェアした場合には、1,000名を越すという形になっております。一つの投稿に対する最高閲覧者数は、3,620名という数が出ております。

フェイスブックページを開設している近隣自治体のいいね！の数なんですが、現在ですね、一

番多いのが日南市の2,309件ということになります。ほかにも都城市が、きょう現在で1,488件、小林市がきょう現在で214件、高原町がきょうで677件、えびの市が357件というふうになっております。三股町はというと、349件と言いましたけど、今、県内で8番目の順位をとっております。

次に、今後どのように活用していくかということでございますが、ほかの自治体の閲覧状況を参考にしますと、全職員がアカウントを取得しております川南町フェイスブックページの「いいね！」は、2,278という、先ほど言いましたけれど、また現在、県内の日南市と串間市が合同で「！いいね！を押してプレゼントをもらおう！」というキャンペーンを行っております。そのため、串間市におきましては1週間で「いいね！」が1,000件を超えて、現在で1,940件という形になっております。

このようにですね、本町におきまして、ほかの自治体を参考にしながら、一人でも多くの職員のアカウント取得を目指すつもりで、いろんな企画や各イベントのコラボレーションなどで、さらなる活用を図り三股町をPRしていきたいというふうに考えております。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） 行政のフェイスブックページの横綱というふうに言われますけれども、武雄市は2万9,559、きょう現在ですね、上がっております。これはやっていない人には、何やらわからない話になってしまうんですが、今ですねもともとポケベルの時代から携帯電話の時代になって、10年前ぐらいから携帯電話は当たり前、今はスマホでインターネットがいつでも見れる状況。フェイスブックもですね、よく皆さんが使われる状況になって現在がある。今後を考えていくと、フェイスブックというのが、もっともっと活用される時期になってくる。

今、三股町は始まったばかりですけども、まだまだ活用の度合いというのがあるんじゃないかなというふうに思います。ちなみに、川南町あたりのフェイスブックのページを見ますと、電柱の電燈が切れていますよとかですね、やっぱり地元の情報というのはすぐ反映されるような形になってきています。そのあたりで、まだまだ三股町は弱いのかなというふうに思っておりますので、今後また期待していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

続きまして、土地利用についてであります。

太陽光発電が目立つようになってきておりますが、住宅以外のものに関して市街地での規制をすべきではないかという質問であります。

これは、質問の趣旨をですね、ちょっと先に申し述べたいというふうに思います。

これは、土地利用の観点であります。太陽光発電になると、20年、30年というふうに、それが限定されて、その場が使われてしまうという、ほかの活用ができなくなってしまうというふうなこと。また、道路とかの端にする場合にですね、保障の問題というのが大きな問題になって

くるということを考えますと、ある程度、都市計画を組む段階で、このあたりは太陽光発電はできないというような地域に指定してもいいんじゃないかなというふうにですね、これはほかのどこではまだやってないですので、三股町がやるとなれば独自のものになりますけれども、その辺をどのようにお考えでしょうか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 太陽光発電の設置に対する規制についてのご質問でございますが、ご承知のように、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成24年の7月から開始されておりますけれども、それ以来、太陽光発電システムの設置件数が。

議長（山中 則夫君） 町長、答弁を少々お待ちください。

答弁をお願いします。

町長（木佐貫辰生君） それ以来ですね、太陽光発電システムの設置件数が、企業のみならず一般家庭でも急速にふえているところでございます。

本町の住宅用の太陽光発電設置補助事業につきましては、平成23年度から開始しておりますが、本年度末で173件、874キロワット分の太陽光発電システムが設置される予定となっております。特に、最近は事業用として全量買取制度を利用し、遊休地に10キロワット以上の設置をする事業者や個人がふえております。これは、20年間、固定価格で買い取られることと太陽光パネルの値段が安くなりまして、設置費用が7年ぐらいで回収できるようになったためというふうに思われます。

住宅等の建設が可能な市街地の土地に20年間、太陽光発電設備の設置がふえていくことは、土地の有効活用の点から非常に危惧されるところでございます。しかしながら、土地に自立して設置する太陽光発電設備は建築物には該当せず、建築基準法の適用もなく、都市計画法や国土利用計画法でも特段の規制がないのが現状であります。

ただし、農地につきましては、農地法の農地転用許可基準や農業振興地域の整備に関する法律に基づき対応処理をいたしているところであります。

ただ、実際によりましては、要綱等により指導できるところもあるようです。今後は、国が法律等により市街地への設置については規制するのが一番だというふうに思いますが、自治体によってそれぞれ事情が違ふこともありますので、どのような不都合や支障があるか十分に調査した上で、必要があれば、この要綱等による指導というのも検討していきたいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 池邊君。

議員（1番 池邊 美紀君） ぜひ、土地の有効活用、また三股町全体の活性化ということを考えてですね、やっていただきたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（山中 則夫君） ここで、昼食のため１時３０分まで本会議を休憩いたします。

午後０時０３分休憩

午後１時３０分再開

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位３番、内村君については一般質問の取り下げの申し出がありました。

発言順位４番、堀内君。

〔３番 堀内 義郎君 登壇〕

議員（３番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。３番、堀内です。

先月２月１１日に行われたＪＲ三股駅開業１００周年記念式典、イベントですね、三股駅１００周年は寒かったものの、天気にも恵まれ大勢の来客でにぎわい、チケットが足りなくなるという予想以上の反響ですね、町内外の方々に親しんで、楽しんでもらったのではないかと思っております。議会広報としても、たくさんの写真を撮らせていただきました。どこかの紙面にＰＲできたらいいかと思っております。

その中で、会場を回っていると、コミュニティバス・くいまーるですか、これの車内見学のコーナーがありまして、ちょっとのぞいてみに行くそうですね、運転手の方々が子供を相手に懇切丁寧に説明しながら、触れ合っておりました。車の周りでは、くいまーるにスケッチなどができるようになっていまして、子供たちが思い思いの絵を描いて、触れ合い楽しんでいたのが印象的で、おもしろい企画だなと思ったところでした。

こういったイベントとあわせて、くいまーるについても少しでもＰＲに努めているように伺いますが、施政方針で話されたように、運行について町民の足として今後利用者の利便性をどのように図っていくのか、お聞きいたします。

あとの質問については、質問席に着いて伺いますので、よろしく申し上げます。

議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） くいまーるの運行についてのご質問でございますが、前段としまして、２月１１日の三股駅開業１００周年についてのご感想が述べられましたけれども、大変多くの方々にご参加いただきまして、盛会にできました。議会を初め、皆様方に感謝を申し上げたいというふうに思います。

では、コミュニティバス・くいまーるの運行についてのご質問にお答えいたします。

コミュニティバス・くいまーるは、平成１９年度から運行を開始しており、今月で丸７年が経

過します。この間、地域の要望等をお聞きしながら、通行路線や運行時刻の見直し等を行い、利用者の利便性の向上を図ってきたところであります。

また、平成21年度に三股町コミュニティ拠点施設みまたん駅が開設したことに伴い、施設内にバス事務所を移転し、あわせて駅をバスの発着点に変更したところであります。

運行につきましては、交通弱者と言われる高齢者等には買い物や通院のための移動手段として、また、中学生には安全な通学手段として定着しており、利用者は少しずつではありますが、増加している状況でございます。

利用者の利便性を図るための運行路線等の見直しにつきましては、今までと同様、まずは地区全体の要望を基本とし、運行の安全性、収益性、そして地域の理解、協力等を総合的に判断いたしまして、最終的には国・県の関係機関、旅客運送事業者及び住民代表で組織する地域公共交通会議で決定することになっております。

今後も、地域住民の足として誰もが利用しやすい運行に努めてまいりますので、くいまーの活用とともに、運行に関する積極的な要望、意見をお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） まずですね、コースについては、通学支援と生活支援の2コースがあるということでございます。先ほど町長がおっしゃったように、利用者の年代層は、ほとんどが通学支援は小中学生ですか、生活支援については生活弱者というか高齢者の方が多いかと思いますが、その中でですね、ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、以前、質問の中で中野地区と寺柱地区ですか、走れないのかなという要望があったんですが、その件はどうなったのか、わかればお願いします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 中野地区はですね、公民館長より文書で要望という形、それから宮村地区については座談会でお一人の方が発言をされたと、要望を言われたという状況でございます。宮村につきましては、地域でまとめて、またご意見等、要望等を上げていただければということをお願いしましたがけれども、その後、何も上がってきておりません。

梶山4地区についてはですね、今、言われたように、中野地区をというところで、ただ、ほかの地域と比べて中野地区の方々の調査というか、住民を対象としたまとめができていなかったというのがございまして、それについてもこちらからお願いをしたところでございます。利用者のニーズ調査といいますか、こちらのほうを提案、うちのほうから呼びかけたところでございまして、それについては回答が得られなかったというところで、そのままの状態でございます。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 地区の要望と採算があれば、運行できるということによろしいで

しょうか。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） どちらの地域につきましてもですね、3地区、4地区の全体的な意見として町のほうへ上がってくると、うちのほうも前向きに検討していきたいというふうに思っております。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） この中でですね、通学支援についてでございますが、このコースにちょっと時刻表をもらったんですが、夕方の1と2とあるんですけど、夕方2については中学校の部活動に合わせてということで時間の設定がずれていくんですが、休日によってですね。それについて利便性が図れないかなということをお聞きしたいんですが、路線に11番路線の長田・梶山コースと、21番に田上・蓼池コース、31番線に梶山・宮村・植木コースとあるんですが、ちょっと話が余談になるかもしれませんが、この数字の意味は何かあるわけですか。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 11とか21のですか。これは、コースを分けているだけの番号でございます。夕方1便の方向とですね。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） そういうことでございますけど、11番の長田・梶山コースはですね、中学校よりも地域的に距離が遠いもので、いろんな自転車通学、あるいは車の利用で生徒の乗車も結構あるかと思いますが、その中でですね、31番の梶山・宮村・植木コースですけど、中学校を通過して上米、中米、谷ですね、そのコースなんですけれども、それをちょっと調査したんですが、要望等もあってですね。

これについては、先ほど言いました三股中学校前から中米、2地区分館、谷、宮村のほうに行くんですね。その他の路線もちょっとあるかもしれませんが、このコースがなかなか利用者がいないということでありまして、というのは、距離的なことも中学校からありましてですね、この地域が大体2キロぐらいかなと、自転車通の許可ができるかできないかという範囲にあるかと思えます。

この前もちょっと保護者に話を聞いてみると、今のところ1人だけ利用したという経緯があつてですね、過去も1人あつて、ほとんどないということでありました。できれば、今、家が建っている長友ストアですか、あちらのほうがちよっと見込めるんじゃないかということで、そういった利用者もいるということをお伺いしたんですけども。

その中で、その利用者の話を聞くとですね、今いろいろ家が建っているんですが、今後も見込まれるということで、来年、うちの子供が部活に入るとということで、中学校に入つてですね、そ

の中で歩いて帰るか自転車通かちょっとわからないんですけども、できれば、くいまーるがあればくいまーるを利用したいということでありまして。

というのは、部活で帰るときに、冬は暗いですよね、まだ、夕方ですね。途中まで2、3人女子生徒が連れ立って帰るんですが、途中で納骨堂のあのあたりから1人、2人、友達が減って1人になって、櫛田地区まで行くのに、なかなか街灯ですが、蛍光灯の整備はあるんだけど、暗くて人家もないということですね。大変ちょっと危険な、危険というか、危ないんじゃないかという心配がありまして、その付近は人家もないし、田畑がいっぱいですね、そのあたりに街灯もないわけですね、その路線で宮村そのあたりで、そっちのほうにちょっと運行できないかということがありまして、確認ですけども、教育委員会の教育長にですね、自転車通学は2キロ以上ということで聞いているんですけども、その2キロの付近ですが、1.7キロあたりの子供については自転車通を申請すれば許可が取れるんかどうか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） 中学校のほうに確認をしましたところですね、中学校のほうでは直線距離の2キロではなくて道路で確認をします。ただし、これについては本人申請ということで、新しく中学校に入った段階で申請書を出していただいて、それを確認して、そして許可を出しているという現状でございまして、道路の距離によって先生のほうで確認をして出すということでございます。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 例えば、谷については、時任タイヤあたりが限度かなということを考えておりますが、車についてはですね、こういった既存の利用されていないところを走るより、今後見込めるところにちょっと路線変更とかできないかなということをお伺いしますが、いかがでしょうか。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 先ほどの町長の答弁にもありましたとおり、今の路線を見直すということになりますと、やはりほかに影響があるおそれもありますので、地区全体のご意見、ご要望として対応させていただきたいというふうに思っております。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 地区全体の要望ということで、あと生活支援の件ですけども、コースですけども、これについてもちょっとお聞きしたいんですけども、一応、事務処理等もあるかと思いますが、年末の運行ですけども、いろいろ役場の業務が大体通常であれば28日が御用納めとなって、くいまーるも28日までということをお聞きしたんですが、いろいろな採算性とかもあるんですが、それが28・29・30日ぐらいまで運行できないかということもお聞きするん

ですけども、可能かどうかお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 今まで、そういった要望等もございませんので、検討したことがまずございませんでした。ただ、今回ですね、こういう形で話があるということであれば、また町のほうで検討はしていきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 長田・梶山コースの利用者からちょっと聞いたんですが、何人かちょっとわからないんですけども、29日、30日まで利用したいかなということでありました。

というのは、スーパーや銀行と病院が、まだその日まであいているということですね、調べてみたんですが、一応病院に関しては、ちょっと調べてみて、一心外科さんが30日まで、とまり外科胃腸科さんが30日の昼ぐらいまでということで、田中内科さんが29日、あさお歯科さんが29日、あとメディカルシティ東部病院ですか、あそこが29日の昼までということで、結構病院があいているということですね、多分、高齢者の方だと思うんですけど、そういった通院も必要かなということに要望できないかということでした。いろいろですね、今後、調査していただいて、こういった採算性もあると思うんですが、要望に応じていただければいいかと思いますので、お願いしたいと思います。

次の質問に入りますが、宮田池、大谷池、前山池、堂領池の耐震結果はどうであったか、お聞きいたします。

その中でもですね、以前にも話したんですが、宮田、前山、堂領池は人家があるということを確認しております。お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 回答いたします。

第2地区内にあるかんがい用ため池の耐震診断の結果についてのお伺いということですが、大谷池につきましては、昭和57年度に漏水対策と補強工事を終了しているところでございます。よって、平成25年度、本年度においては、宮田池、前山池、堂領池の3カ所について耐震診断を実施いたしました。

これらのため池の下手には、広域農道、町道、人家等があり、地震等により決壊した場合は、人命、財産に大きな被害をもたらすものと捉えております。これらのため池の築堤時期は、いずれも古く、漏水等に対する工事は行われてきていますが、耐震性などは不明であり、耐震対策の方策がつかめないままでございました。

このため、本年度25年度耐震性点検調査を実施いたしました。結果及び今後の取り組みについては担当課長が回答いたします。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 本年度実施の耐震性点検・調査によりまして、危険度をまとめたハザードマップとともに耐震に対する方策などを調査しております。今年度の耐震性点検・調査は、調査が終わったばかりですが、各ため池の解析係数ごとの計算結果を見てみますと、震度5強の地震の発生するときには注意しなくてはならない数値が出ております。さらに、地震後に液状化現象が発生した場合、危険な状態に近づく数値というふうになっております。

これからですね、さらに地域防災計画との調整を図り、県や関係機関などと協議・精査していくことで、それぞれのため池に合った耐震対策を検討していくことになるかというふうを考えております。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） ぜひ耐震のほうをですね、よろしくお願ひしたいと思いますが、次の質問にもかかっていくんですが、それに合わせてですね、ため池の土手というか、堤防、あそこに水を田畑に取り入れ口があるんですが、農業用水として下流の田んぼ、畑にパイプラインとか、そういうのが走っているんですが、そういったものを含めて大変傷んでいるということで、地震がくれば、そういったため池の取り入れ口がちょっと壊れるんじゃないかということで、あわせてですね、そのパイプラインとかそういう施設も大変古く傷んでいるということで、町長が施政方針でブロックローテーションは今後も引き続き推進していくということで、その中でですね、米に関しては商品価値の高い米づくりに取り組みますということ掲げております。

さらに、農道、用水路、土地整備などの土地基盤の整備などを進め、地産地消、特産品の開発など、フードビジネスを創出し、農業の持続的な発展を支える生産基盤の整備に努めるとともに、安全で高品質な農畜産物の生産に努め、競争力の強い産地形成を目指してまいりますとうたっているんですけども、水路以外にもいろいろな、農家から農道の補修をしてほしいということでありまして、たぶん26年の当初予算が300万円でしたっけ、組んであるということですが、それでもちょっと足りないかなという感じがしていますが、こういった水を供給するインフラについては、傷んでいるということでの維持管理を今後どうするか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 用水路、そしてパイプライン等の傷みが激しい、今後、どのように維持管理していくかというご質問でございますけども、平成26年度から新しい農業政策が実施されることになっており、その中で水田のフル活用が取り上げられていますが、施政方針で述べましたとおり、本町はブロックローテーションを推進しながら新規制度を活用し、需要に即した商品価値の高い売れる米づくりに取り組むこととしております。

町内の水田地帯における用水路、あるいはパイプラインの補修や軽微な改修につきましては、

それぞれの水系の土地改良区及び各地区の農地・水保全団体に管理をお願いしているところでございます。

ただし、大規模な改修等につきましては、管理している土地改良区等と連携しながら、実態に応じて国・県などの事業を導入いたしまして改修等に取り組んでいきたいというように考えております。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 町長がおっしゃいました新しい施策、26年度からということですが、農地や水路、農道などの多面的機能を維持するために必要な活動を支援するというようなことでちょっとお聞きしたんですが、これは詳しいことがあったらちょっと教えていただけないでしょうか、担当課長、お願いします。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 新しい農業制度の中でのお尋ねかと思えますけれど、そういった中ですね、今度、県のほうに農地の中管理機構というのができ上がります。その中に、地域の農地をまとめて中間管理機構に預けて、そして、またその地域に返していくというパターンが生まれてくるんですが、その中で地域を集積したという協力金の中から出る部分がございます。その中で、地域に対する交付金が出てくるわけですが、そういったものの中で、地域における地域の農業団体といいますか、そういったところでの活用というのは考えられていくかと思っています。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） このようにですね、施設の維持管理や水については、前回あったんですけども、こういった農地・水保全管理ですか、水土里ネットといった活動団体がありますが、例えば2地区においては樺山地域資源保全会という団体がありますが、そのほかにこういった団体がそんなにあるのか、知っていれば教えていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 土地改良区は、ご存じのとおり6団体ですかね、農地・水保全管理団体につきましては、今、町内に7団体あるというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） その団体についても、施設の老朽化もあるかと思いますが、いかな状況か、わかっていますか。

議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

産業振興課長（丸山浩一郎君） 今ある用水路等の管理といいますか、管理そのものは土地改良区のほうをお願いをしているのが主でございます。農地・水保全管理団体につきましては、その

周りの雑草であったり、そういったものが主になっているかと思っています。

先ほど申し上げましたように、用水路の改修等に関してはですね、土地改良区とご相談を申し上げて、それなりの支援という形で思っています。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 土地改良区とあわせてということですが、2地区の先ほど言いました樺山地域資源保全会では、用水路の点検というのを昨年の4月に行ったわけですが、長田峡の取り入れ口から中野地区まで2キロですね、歩いて。いわゆる福留用水路ですか、あそこを歩いていったんですが、その中を点検していくとですね、用水路のひび割れとか、排水門のさびとか、そういったものが見受けられて、今後、どうやって改善していくかということが話題に上がったことだと思います。

またですね、先月3月には、年に2回ぐらいかな、土砂吐きというのをやっているんですけども、パイプラインのですね、その中で、1件、田んぼの水吐きが悪いということで調査したんですけど、その保全会のほうで、そしたら昔30年ぐらい前かな、埋めたパイプラインが排水溝の用水路のほうの上の方を取り上げて50センチぐらい、そこを水が乗り越えられなくて、急遽高さを低くして貫通させて排水路のほうに工事を行ったという修理をしたところだと思いますが、数万で済んだところですね、経費がかからなくてよかったと思いますけども。

その中で、先月というか、昨年10月ですか、この農地・水に関する共同活動交付金が支払われるんですけども、1回ですね、県の農地・水環境保全向上活動推進協議会というところから、その中で昨年の10月、都城市の中央公民館で、そういった交付金に係る事務研修が行われまして、その中でいろいろ提出書類とか、そういった研修の意見交換があって、その中で指摘が出たんですけども、交付金の交付額の時期が遅いということが指摘がありました。

その中で、例えば樺山の保全会については、初年度に交付金が支払われたのが8月29日だったんですね。その間には、もう草刈りとか、そういうのがほとんど終わっておりまして、事業が約20件ぐらいですね、金額にして66万円ぐらい立てかえ、立てかえたというか、未納で行事を行ったわけだと思います。

ほかの団体からもいろいろ遅いというような結果が出ましたので、そういったことも含めて、交付のほうをいろいろ早くしていただけるようお願いしたいかと思っております。

事務局の話によると、いろんな自治公民館のほうから立てかえてやればいんだからというようなことも出たんですが、そういったこともなかなかできないもんですから、特に樺山のほうは事業の交付金も多いわけですから、事業も多いものでありますので、交付金の交付のほうを早くしていただきたいと思えます。

また、2014年度ですか、新しくまた補助金のあれが変わるということだと思いますので、

その点をひとつよろしく願いしながらですね、この件に関してはこれで終わりたいと思いますが、次の質問に入りたいと思います。

上米公園の生活環境保全林をどのようにして観光資源として活用していくのか、具体的な構想をお聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 答弁いたします。

上米公園は、樺山に築造されていた樺山城を都市公園として造成した公園であり、遊具広場やパークゴルフ場等が整備され、地元住民の憩いの場として活用されています。

また、公園内には桜のソメイヨシノが植林されており、三股町春まつりの一つ、上米公園桜まつりが毎年開催され、町内外から多くのお客様が訪れているところでございます。

生活環境保全林につきましては、平成9年から13年度に整備いたしましたが、以後の活用・利用がなく、そして遊歩道も荒廃していましたので、ことし平成25年度は遊歩道の一部を整備したところであります。今後はですね、逐次、杉の間伐等を行いながら、季節感のある樹木の植栽を行い、解放感を演出する計画としております。

観光資源としての活用としましては、観光協会主催の「みまたんよかもんツアー」の中に組み入れ、手軽に森林浴のできるツアーや自然と触れ合うツアーとして活用していきたいと考えています。

また、パークゴルフ場を周遊しながら、背後の低い山と生活環境保全林をめぐるハイキングコースなどを設定できたらというふうに考えているところでございます。

議長（山中 則夫君） 堀内君。

議員（3番 堀内 義郎君） 先ほどおっしゃったとおり、保全林については間伐とか、いろいろ遊歩道の整備もおこなったということで、私もちょっと足を運んでみて、ああ整備されたなという感じを受けたところでございます。

先ほどもおっしゃったとおり、観光資源とすればですね、ウォーキングとかクロスカントリー、そういったことをあわせて、どちらかという、この保全林というだけの森林公園ですか、それだと先ほど話があったように、なかなか利用者がいないということでありまして、今後も見込まれるのがパークゴルフ場の造成に伴いのお客の利用かなということで、先ほどもおっしゃったように、ウォーキングとか散策そういったことに力を入れてもらって、パークゴルフの待ち時間に、ちょっと弁当を持って公園に行くとか、森林公園に。あるいは、子供たちの遠足で遊具とかも近くにありますので、そういったことの中に、こういったレクリエーションの場としても活用してもらおうとか、そういったことも考えられますので、要するに単独の森林公園というだけではちょっと力に欠けるかなということで、パークゴルフ場の開発とあわせて今後進めていけば、町民に

親しまれる保全林というか、公園になるかと思しますので、その辺をよろしく願いしながら、今回の質問を終わらせていただきます。

議長（山中 則夫君） 発言順位 5 番、桑畑君。

〔 1 2 番 桑畑 浩三君 登壇 〕

議員（ 1 2 番 桑畑 浩三君） ことしの秋、町長選挙が行われますが、公約について町長はどういう認識でおられるのか、それを確かめたいと思います。前回の町長選挙のときに、町長はすばらしいたくさんの方の公約を並べ立てて、我々もチラシを読みましたが、さて、この 4 年間、果たしてそのうち何ができたのかなという思いがいたします。

最近ですね、公約は守らなくていいという風潮が、国会にも県にもどこにもあります。公約は守らんでよかちゅう、そういう風潮があります。それがですね、結局、政治不信を招いております。

政治不信を招いて、民主党なんぞは菅や野田がですね、国家予算の倍以上の予算を持つ独立法人に手を入れると、手を入れて金を引きずり出すから消費税を上げなくていいと言っていたのを、見事に裏切って、「シロアリ退治なくして消費税アップはしない」と言っていたのが、官僚の前に全面敗北して、それで消費税を上げると急に言い出してですね、国民の不信を招きました。

「信なくば立たず」というのが論語の言葉ですが、そういうのを言っちゃいかんと思うんですね。

それから、小沢一郎を座敷牢に閉じ込めてですね、それで、みのもんたやら NHK の何ですかね、大越ですか、ニュースセンター 9 時の、彼らを筆頭にマスコミが小沢がいかに悪党みたいにして、国民に小沢は悪党であるというのをすり込んだというようなですね、実に卑劣なやり方が横行したわけです。

自民党もですね、またこの間の選挙で TPP に反対やの潰すのとか言いながら選挙を打って、それで勝ったら積極的に参加して推進役を務めてますね。そういうのを言っている。また、選挙公約にもない集団自衛権を持ち出して、憲法解釈で第 9 条を否定するような、戦争への道をひた走るようなことを言い始めている。

だから、約束を守らないやつらは信用できないんですね。そういう意味で、公約というものについて、どういうふう認識されているのか、これを聞きたいと思います。

もう一つは、堆肥工場をですね、私は前から言っていますが、堆肥工場をつくったらどうかと。家庭残菜、家庭残菜は資源なんですから、それに、牛・豚のし尿ですね、その堆肥工場をつくったらどうだと。それで、完熟堆肥をつくって、その堆肥を無料なり、あるいは安く農民に配って有機農法のまちをつくるという腹を決めてやればどうかと思うんです。

特に、山田町の山奥にクリーンセンターをつくって、あんなへんぴなところにつくって、三股か

ら20何キロあつですか、運ぶのも大変ですね。本当は、ああいうものは盆地の真ん中につくらないかのですね。だから、そういった意味では、都城市議会もだらしなかったし、長峯 誠の言いなりで、長峰 誠は誰かの言いなりで、まことにくだらん地方政治が続いていると思っておりますが、その2点について質問したいと思います。

以上です。

議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） 桑畑議員の質問にお答え申し上げます。

公約とは何か、公約は守らなくていいという風潮があるということで、実現した公約を述べよということですので、お答え申し上げます。これにつきましてはですね、さきの12月議会の一般質問でもお答えしましたが、繰り返しになりますが、ご容赦いただきたいと思います。

私は、平成22年9月の町長就任以来、「自立と協働で創る元気なまち三股町」をスローガンに、マニフェスト、つまり公約として5つのプロジェクト、10のまちづくり、そして具体的には54項目を列挙いたしました。確かに、全国におけるさまざまな選挙で掲げられる公約のうち、実現されないもの、実現できなかったものがあることも事実でございます。

しかしながら、私は掲げたマニフェストにつきましては、一つ一つ確実に、着実に実施・実現することが次への本町の飛躍につながるという思いで、これまで真摯に取り組んできたところでございます。

当選直後には、マニフェストについて職員研修会を実施いたしまして、職員、各課長の理解を求めたところでございます。政策を実現するに当たっては、職員各位の積極的な取り組みを初め、町民の皆様や議員各位のご理解、ご支援のもとに実施をまいりました。

具体的には、「街むら元気わいわいプロジェクト」では、塚原団地A棟B棟や駅周辺整備、眺望台21戸の分譲、長田公営住宅の建設、まちづくり基本条例の制定を行いました。そして、防犯灯のLED化、行政無線のデジタル化は現在実施中でございます。

行政改革では、組織・機構の見直しとして、危機管理係、特別収納対策係を設け、今回、情報政策係、スポーツ振興係を提案しております。また、事務決済規定の見直しなど、事務の効率を図り、町民へのサービス提供としまして、昼休み窓口で証明書等の発行を行っております。

また、自主財源の確保といたしまして、自動販売機の設置を一般競争入札に付するとともに、ふるさと納税制度にふるさと特産品のプレゼントを始めたことにより、大幅な収入増となっております。

「産業いきいきプロジェクト」では、口蹄疫などの防疫対策、学校給食メンチカツの開発や畑

地かんがい事業の推進、プレミアム商品券の発行、夏冬大売出し支援、住宅リフォーム事業の創設、ゴマやプチペールの特産品化や農商工連携などを。

「少子高齢化すくすくプロジェクト」では、子育て支援の継続・充実、放課後児童クラブの時間延長、ファミリーサポートセンターの開設、保育園の改築舎、公共施設のトイレの洋式化、くいまーの路線見直しや停留所の新規設置を。

「スポーツ文化わくわくプロジェクト」では、ふれあい中央広場の整備、弓道場の建設、三股小・梶山小・宮村小体育館の建設、アグレッシブタウン構想の策定や、教育力向上のため教育指導主事及び特別支援教育の充実のため心理士を配置。授業支援機器として、書画カメラ、校務支援システムの導入などを実施してまいりました。

「エコクリーンさわやかプロジェクト」としては、剪定くずの堆肥化、太陽光発電機器の設置補助、環境基本条例の制定、公共下水道事業の区域の見直し、備品等貸し出し事業、道路等環境整備事業を実施するとともに、公共下水道の加入率アップに取り組み、目標の45%は達成しましたが、さらなる加入率アップ推進が必要と考えております。

以上、多くの課題に取り組みましたが、まだ道半ばのものもございますので、残された期間、誠心誠意、実現に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そして、堆肥工場の件でございますので、この場で回答をさせていただきます。

ごみの減量化につきましては、4R運動の推進を図りながら、循環型社会の形成を目指し剪定くずの堆肥化事業などに取り組んできたところです。

また、来年3月には、クリーンセンターが本稼働をすることから、ごみの減量化をさらに推進するため、26年度は生ごみ処理機の購入補助を実施するとともに、生ごみ堆肥化の研修会を実施し、参加者にはコンポストを無償貸与するとともに、その後の実施状況調査を行う予定です。

ご質問の堆肥工場の件については、担当課長に回答させます。

議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） ご質問の堆肥化工場につきましては、昨年3月議会でお答えしたところなんですが、剪定くずの堆肥モニター、この調査を実施しましたので、その実証結果を踏まえながら検討をしていきたいというふうに考えております。

堆肥化事業で難しいのは、良質で均一な堆肥をつくることと、つくった堆肥を商品として流通させていくこと、はかすことであります。これをクリアできなければ、町の財政負担は大きなものになると予想されます。来年度、26年度から新たな取り組みとしまして、シルバー人材センターに剪定くずのリサイクルを依頼しまして、3年後の商品化を目指して実証実験をやっていくというふうに考えております。

以上です。

議長（山中 則夫君） 桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） 町長が、今、いろいろとやったことを述べられましたが、ことしの秋の町長選挙では実績をずらっと並べて、またやってください。だけど、町政ちゅうのはですよ、大きく系統別に分けて幾つありますか。町政は何と何と何と、これが役場の仕事だと、大きく分けて幾つありますか、それを聞きたいと思います。

いいですか、総務系統ですね、まず納税とかいろいろ、総務課長はいるけど、総務系統の仕事があります。それから、教育系統があります。それから、福祉の系統があるですね。それから、産業ですよ。そして、一番隅に座ってるまちづくり、5つなんですね、町政は。だから、その5つの仕事で、それぞれの系統別で、何を最大の目標とするかという5つの目標があってもいいだろうと、そういうのを明確に打ち出したらどうかと。

町長が最大限綱領と、最小限綱領とをご存じですか。最大限綱領と最小限綱領。最大限綱領ちゅうのは、町長が理想とするまちづくり、こういうまちづくりをしたいという公約をするわけです。そうすると、最小限綱領ちゅうのは、自分の与えられた任期は4年ですね。だから、その中で、それに向かって、ここまではやりますと、4年間に。言うなりや行動綱領ですよ。それをやっぱり明確に打ち出してやったらどうかと。

例えば、五本松住宅をどうしようと思っているんですか、自分の五本松住宅をこうしたいという構想を打ち出す。そうすれば、なるほどと。じゃ、それに向かって4年間で、まず更地にするとか、いろいろあるでしょう、住宅の建てかえ問題とか、そういうここまでは4年間でやりますという、そういう公約ですね。明確に打ち出せば、町民もわかりやすく、なるほどそれが行われているかどうか、それもわかるんですよ。だから、さっきみたいにごたごたごたごたと並べるのもいいけど、くちゃくちゃになっちゃうんですね、頭の中が。

そういう意味で、ぜひともすっきりとした、すばらしい公約を立てて選挙戦を戦ってほしいと思います。いかがですか。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 大変、勉強になりました。やはり、町民に何を今後目指すのか、新三股町の方向性ととも、そして、その間に自分は何ができるのか、そのあたりをきちっと整理していく。言われました5つのひとつのまちづくり基本のスタンス、そのあたりも明確にしながら次の選挙に対しては、きちっと方向づけをしたいなというふうに思います。

議長（山中 則夫君） 桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） ぜひよろしくお願いします。

次に、堆肥工場の件ですが、クリーンセンターに持ち込むのは、都城への三股町の負担は人口割と重さですか、持ち込む量の重さによってする計算方法は。

議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） 重さでありまして、今のところ12.8%で計算しています。

議長（山中 則夫君） 桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） 今、都城に幾ら金を払っていますかね、今現在。

議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） 持ち込む量、建設負担金とかいろいろなものがありますので、その総額と個別がありますけど。ごみ全体では、今、2億8,000万円ぐらいかかっているんですね。トータルのごみの処理が、回収から全てですね。

議長（山中 則夫君） 桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） それを山田町まで運ぶとなると、もっと金がかかりますよね。どのぐらい増加を見込んでますか、運賃の、行政に払うお金を。

議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

環境水道課長（鍋倉 祐三君） 今、その方法について業者とずっと話し合いをしているんですが、具体的にはまだ決まっておりません。10月にテスト運行を1週間行いまして、その結果を踏まえて運行方法を決めたいと。三股町は、来年度の3月、1年後から本格稼働に持っていくということに決まりましたので、その方向で調整したいと考えております。

議長（山中 則夫君） 桑畑君。

議員（12番 桑畑 浩三君） 全国では、堆肥工場をつくっているところが幾つもありますね。燃えるごみは、紙類と家庭残菜ですが、重いのは家庭残菜ですね。水がじたじたで重いんですね。あれ。だから、家庭残菜は考えてみると資源なんですよ。有機物質ですから。これをやっぱり分別して、収集して堆肥工場をつくと。そして完熟堆肥をつくって、つくった堆肥を無料、もしくは安く農民にどんどんやって有機農法のまちをつくるんだと、循環型社会を。そういった意気込みがあったほうがいいような気がするんですよ。

そうすると、堆肥工場自体はですね、太陽熱、太陽光発電ですね、風力発電、それからバイオマス、それと燃料電池ですね、そういうのを活用して動力は賄えるだろうと。あとは、つくるときは金かかっても、あとは人件費だけですよ。そういったことで、堆肥工場をぜひつくってほしいと。

この都城盆地は畜産地帯ですから、牛・豚のふん尿を人間に置きかえると、約3,000万人住んでいるそうですね、人間だったら。3,000万人の人間が住んでいるのと同じだと。それが、地下水がもはや汚染して今や大変な状況になっていると、地下水は。そういうことですので、ぜひとも堆肥工場建設に取り組んでほしいと。鹿児島県の大崎町でしたか、あそこもやってますよね。立派にやっているようです。だから、そういうコンポストとかなんとか、ごちゃごちゃし

たことじゃなくて、どんといくということで頑張っていたきたいと思います。

以上です。

終わります。

議長（山中 則夫君） ここで、2時30分まで本会議を休憩します。

午後2時20分休憩

.....
午後2時30分休憩

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発言順位6番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、通告いたしておりました事項について質問をいたします。

まず1番目ですが、本町の歴史教育について質問いたします。

本町の町民憲章の前文、前の文には、「わたくしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるために、この憲章を守ります。」とあります。

改正は平成11年になっているとはいえ、制定は昭和39年となっています。その1年後の昭和40年の国勢調査によると、3,672世帯、人口は1万4,803人です。それから45年後の平成22年の国勢調査では、9,503世帯、2万4,800人となって、5,831世帯の増、9,997名、約1万人の増となっています。

ということは、本町の歴史や先人をほとんど知らずにいる町民がたくさんおられるのではないかと考えられます。三股町は、都城市のベッドタウンということで、夜、帰ってくる、昼は都城にいるという人がいっぱいいらっしゃいます。

そこで、質問いたします。

小中学校での先人教育の現状であります。

あとの質問は、質問席から行います。

議長（山中 則夫君） 教育長。

教育長（宮内浩二郎君） ご質問の小中学校の先人教育、それから史跡教育ということも含めてよろしいでしょうか。

現状でございますが、現在、小学校3学年及び4学年の社会科において、地域の古い道具、文化財や年中行事、地域の発展に尽くした先人の具体的事例を扱うように学習指導要領に位置づけられております。

そこで、本町教育委員会では、「わたしたちの三股町」と題しました社会科副読本を作成しま

して、町内全ての小学校の3年生に配布をして、授業で活用をしております。例えば、先人の具体的事例につきましては、長田峡から梶山の石寺原まで延びる用水路をつくった茨木寿郎や山下糺を取り上げ、子供たちはつくった人の願いや人々の暮らしがどのように変化したかを考える学習をしております。

さらに、早馬神社や腰掛石、寺柱関所跡など、地域にある史跡や盆踊り、大太鼓踊りなどを、地域に伝承される郷土芸能について調べまして、歴史マップにまとめる学習も行ってあります。

そしてまた、中学校では先輩に学ぶ取り組みとして、三股町ふるさと大使の上原雄三氏を初めとした三股町出身で活躍されている方に立志式で講演してもらっておりましてあります。

また、町の教育委員会では、教師自身がまず地域の歴史や伝統文化を知ることが必要であると考え、毎年、新規採用教職員や小学校3・4年の学級担任を対象に、町内の史跡等をめぐる研修を行っております。地域のよさに触れることで、町の教職員としての自覚をさらに高め、地域に根差した教育が一層充実するよう努めているところでございます。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 小学生で、質問の中で答えられました。実際、先ほど演壇のところでもしゃべりましたけども、子供さんの教育をして、それがいかほどこうあるのか、私なりに冗談話で質問をしてみました。中学校の子供ですが、ほぼ答えられないですね。要するに、それは地域に本当に根差したような教育になってないんじゃないのかなと。

私自身の子供の子やから、孫は国分にあります。そこで、城山の下、国分高校の隣が国分小学校ですが、その城山に、ほぼ期ごとに1回は最低登って、そこから先人の教育をする。郷教育じゃないんですが、そういうことで登っていく。その学校の前は立派な用水が流れているんですが、その教育をする。いろんな先人の教育をしながら郷土愛というのを育てられています。

あそこは、いろんな企業があったり自衛隊があったりするんで、半分以上はよその人だそうなんです。そこで、ならばどういうふうに郷土愛をされているのかなといったら、そういうことを子供をしながら、また親もさせるというようなことで、立派な史跡を、あそこは城跡ですけども、城山はないんですが、管理はばっちり行き届いています。頻繁に連れていくことを想定しながら、そういうことをやっているわけですね。

今、小学校の中で、要するに言葉で説明をされているわけですけども、自分のものとしてなっていないのではないのかな。要するに、三股町を誇れるような課程になってないのではないのかなというふうに思っているところです。教育方針がどうだっていうことは、教育委員会の改革の話がごっちゃになって、いろんなことが出てくるので、そこはやめますが。そこで、これから先のことを、それを踏まえた上でお聞きをしたいと思います。

現状は、そういうふうだということで、次は3番の問題に入ります。

の問題として、郷土愛を育むための施策をどう考えていますかということの質問をしております。

町長の施政方針で、町制施行70周年に向けて三股町史の作成に取り組みますとあります。また、本年度予算の説明資料中に、重点取り組み実施事業として町史編さん事業新規とあり、246万5,000円が記載されております。

事業内容の欄に、平成30年の町制施行70周年記念事業の一環として三股町史の編さん刊行を行う。現代に至るまでの本町の歴史を学問的に明らかにして、町民の郷土に対する理解を深めるとありますが、平成30年に向けて、改めて一から調査して新たに解明され記載する事項があると考えられますが、本年度から平成30年までは4～5年あります。その期間で調査・研究を行うということで理解してよろしいのか、町長にお伺いいたします。

議長（山中 則夫君） 教育長。

教育長（宮内浩二郎君） 新規事業として町史編さん事業に取り組むことになっておりますが、1回、30年前に町史がされたというのを聞いております。それを、内容的には改訂というのが流れとしては大きな流れになっております。それから後の部分を内容も見直しながら、それから後の部分をまたつけ加えていくというような流れの中での町史編纂ということでございます。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、それから後というよりも、技術は日進月歩なので、それから前のこと、もしくは、その途中のことでもいい今回新たになるということが、30年間であればなおのことあるんだろうと思いますね。要するに30年史、年数がわかるのは自分が昭和23年生まれで三股町と同じ年ですから、そうすると、今、三股町が65歳、あと5年後ということになります。

そういう考え方でいうと、30年前はどうだったのかな、30年前に刊行したちゅうことは、その前に調査・研究がされたはずですね。そうすると、30年後も、その後のことを足すのではなくて、一からもう一回洗い直して、その刊行物を考えるというほうが、より全体物としてはいいのではないのかというふうに思いますが、再度お願いします。

議長（山中 則夫君） 教育長。

教育長（宮内浩二郎君） 私も歴史的に詳しいことはわかりませんが、地理的に都城地域と大体同じ環境、同じ歴史的な環境に三股もあります。都城市がこの編さんをしております。かなり研究をしております。そういったのも参考にさせていただきながら、今までつくった町史を修正、あるいは見直しという形で、修正、見直しという形で、都城市のその歴史を参考にさせていただきながら改訂という形で進めていく。全で一からということになりますと、莫大な労力、あ

るいは人、人材、いろんなことがかかってきます。5年間で編集するということにつきましては、かなり労力的にも必要になってきます。そういう意味で、30年前のものを改訂というのが基本的なスタンスでございます。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） もう一回確認しますけども、これは単年度ものなんですか、それとも70年に向けて、あと4、5年ありますと言ったように、それに向けて毎年それを調査・研究されて、最後の70周年に合わせて刊行するということによろしいですか、それとも単年度ものとして、平成26年度に70周年記念物として出すということを想定されているんですか、もう一回お願いします。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） 26年度をスタートとしまして、5年後に刊行するという計画で進めております。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） じゃ、ぜひよろしく願いをします。

さて、この郷土愛の中で、前、新聞で不発弾の話がありましたね。あの不発弾は、梶山城の跡でよろしいんですか、確認をお願いします。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） 梶山城の本丸の近くで発見されております。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） ということはですね、地中に埋まっていたものを掘らない限り、多分わからないんだろうと、露出してたのかどうかという問題があるんですが、要するに開発されているんじゃないのかなというふうに思ったわけですね。

梶山城の話は私も2、3回しか聞いてないんですが、大きい紙に城跡を書かれて、立派なものを書かれていました。それで、そういうことが開発として人の手が、歴史として手が加えられてんじゃなくて、人為的に自分の都合で手を加えられてしまうと、後に戻すことはもう不可能ということですね。それについて、要するに町として何かそれを規制する、もしくは買う、後世のものとして残すということは考えられておりませんか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 教育課長。

教育課長（山元 道弥君） ご質問ですけども、実は、現在、今、梶山城の跡地につきましては、杉の伐採が進んでおります。教育委員会としまして、ごく最近それについて気づいたわけでございます。それを受けまして、県の教育委員会と協議しまして、伐採業者のほうに工事のほうの計画書を提出するように申し入れたところです。

これはですね、文化財保護法の第93条に基づくものでありまして、そして、その中で県の教育委員会のほうから自治館長のほうに、顛末書及び工事計画書を提出するようというところで、今、その最中でございます。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 個人に任せておけば、そうなりますよね。個人に任せておけば、協力依頼です、早い話。要するに、個人がいろんなことをやるのに、なかなか難しい。こういうのにも梶山城とか出てくるわけで、そうすると町として、それを例えば買って管理をしていくのが筋ではないのかなというふうに思うんですね。

一番大切なとこ、虎口と書いて、これはココウって読むんですかいうたら、「コグチ」と読みます。弓道では一番大切なところ、虎口ってというんですけども、ここの一番大切になるところ。これをやっぱりそういうものがあるんですよって教えることも、城としてのネックになるところ、強いところ、そうところも教えるためには、ほぼ完全な姿じゃないと、高城のように、ありもしない城をつくって、これが城跡ですわちゅうたって、これは歴史もへったくれもあつたもんじゃない。そうすると、現状のままで現状を管理しながら見せていくということのほうが、より町民にとっては、要するにいいんじゃないのかなと。

先ほど、最初から言うように、郷土愛ということかというと、そのまま見えないところ、昔から完全に管理されていたようなところが放置されたことによって、いろんな問題が出たわけですね。例えば、勝岡城の下、大河内邸の岩が崩れた。あれだって多分昔からあつたのが、堀がそのままになったので水がたまって落ちてしまったということになるんだろうと思います。

要するに、そういうことであれば、史実を市井を、歴史上の人物はこっちへ置いて、品物だけはどうかしないと、何回も言いますが、手を入れてしまったら、もうもとに戻せないということですが、町としてはそこら辺は何か考えていらっしゃるのかなというふうに思うんですが、ちょっと答弁をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 梶山城、大学の先生を含めて大変価値の高い城ではないかというようなご評価をいただいております。

そういう意味合いじゃ、現物、現状のまま維持したいところですけども、開発が一部入っております、やはりあそこの開発といいますか、伐採についてはそれなりの手続、やっぱり史跡としての位置づけがありますので、それなりの手続が必要だというようなことを踏まえながら検討する等、本町としまして、今後、この取り扱いについては史跡としての取り扱いを今後ともしていきたいなというふうに思っています。

それで、これもどんなふうに今後やっていくかということについては、地権者を含めて、地元

ともう一回協議いたしまして進めていきたいと。そして、これも70周年記念事業の一つとして、あそこの保存、これからのあり方についても検討をしたいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひですね、いいのがある、いいのがあるよとちゅうても、ただ民間の人の良心に甘えてというんですかね、覚えちゃってくださいということもなかなか大変かなと。であれば、町として何かの手を打って、そこを例えば公園化して、要するに城の登るところなんかを例えば遊歩道化するような形で、ここで待ち伏せしたらどうだとかですね、ここはこうやったというふうにやるといいんじゃないのかなと。そういうことがあって、初めてここはだめなんですよというのがいいんじゃないのかなと思いますので、ぜひともですね、70周年はあと5年ばかりありますので、それに向けて町としても何か打つべき手がまだほかにあませんか、もう少し何かできないのかということ踏まえてですね、やってほしいと思います。

これは、今、70周年でいる中での話ですから、しかし、とはいえ不発弾が出るようなことや、いろんなことが出てくると、全てを伐採されて全てを台なしにされた後で、あれは大切なもんだったと言われなないようにですね、今、名所旧跡もそうなんです、そういう山城を歩いていくツアーも結構ブームなんだそうです。そういうこと、普通人工的につくられた熊本城を見るという城ツアーもあるんだそうですが、そうじゃなくて、そういう山城を歩くという人たちも結構いらっしゃるんだそうです。それが、がっかりされないように、せっかく大変保存状態がよくて、「物すごい山城ですね」というのを、前、2、3回私もお聞きいたしましたので、そこら辺はぜひとも検討方をお願いをしたいと思います。

さて、次へ行きます。

旧町立病院についてお聞きをいたします。

この旧町立病院は、この町史によると、町長が副町長時代に民間に売却された代物で間違いはないですかね。年数的に、ほぼ符合するんですけども、桑畑町長であったことは間違いはないんですが。

そのときの流れは、病院を継承するというのが大きなメインで、いろんなところから話を聞き、入札希望者からしてコンペ方式みたいな形でやられて、小牧病院にいて、小牧病院から辞退が出て、それからまた戸嶋にいったという流れがありますが、私も元患者の一人としてあそこから追い出されて、ほかの病院にも行っているんですけども、今はほぼ閉まっている状態ですね。であれば、あそこを譲渡した所期の目的は達していないということになります。

それを踏まえると、町に返せと言うべきだと思うんですが、町長はその件についてはどう思われますか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） まず、現状についてのご質問でございますけれども、旧町立病院三股病院の現状について、まずはお答えいたします。

経緯については、今、言われましたけれども、当該病院については平成21年3月31日に町立病院を廃止しまして、譲渡によりまして敬和会三股病院として地域医療に当たっていただいたところでございます。

しかし、同年8月には、理事長が来庁されまして経営上の理由により病床を休止したいとの旨のお話がございます、当時の町長、議長で病院経営継続のお願いをした経緯がございます。その後、病棟の休止、外来のみの診療を経て休院となり、再度、平成23年の6月から再開院されましたが、数カ月後には休院となり現在に至っている状況でございます。

それで、今後の方向ということで、昨年度といいますか、25年の頭のころから理事長にお会いしたいということで、いろいろとアプローチをしたんですけど、なかなか会っていただけなくて、ことしになって理事長にお会いして、今後の旧町立病院のあり方や、そしてまた駐車場の相互乗り入れというような件もありましたので、そういうことの件について意見交換をさせていただいたところでございます。

駐車場の件についてでありますけれども、24年度までは病院駐車場の利用は譲渡時の相互利用を取り交わしていましたので、利用時の申請により特定健診等における駐車場として無償借用をさせてもらっておりました。

しかし、平成25年度に入りまして駐車場が借用できない状況になりまして、また病院施設を今後どのようにしようと考えているのか、理事長の考えを聞きに面会を求めたところでございます。先ほど申し上げたとおり、なかなか会っていただけませんでした。ことしに入りまして、ようやく敬和会理事長と面会し、お話をすることができましたので、遠慮なくお話をさせていただいたところでございます。

話の内容としましては、福祉制度を活用したいいろんな、病院の方向ですね、例えば医療病床、医療療養病床、特別老人ホーム、小規模多機能ホーム等のお話し等もありまして、そしてまた今後、敬和会の方向性に至るお話し等もさせていただきました。

その中で、今後の展開、今後の方向についてでありますけれども、いろいろと経営上の構想を練っていらっしゃるということで、まだ具体化はしていないようでございます。例えば、三股病院を改装しまして、10年は使うかと考えているというお話もございました。いわゆる病院、あるいはほかの福祉関係の施設にして、今、ある建物を活用したいという話もございました。

結論としては、まだ何をやるか方向は決まっていないというお話でございました。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 理事長はですね、風呂敷は広いほどいいというような理事長さんですので、何をされるのかわかりませんというのは、というよりも何もないんだろうというふうに思うんですね。何もないのではないのかな、本当は40床の病床が欲しかったけれども、結果、移すことができなかつた。だから、お荷物としてあそこにあるということが本音ではないのかなというふうに思うんですが。

例えば、あそこを三股町が譲渡したのが1億5,000万円ぐらいたったですかね、戸嶋に譲渡したのはそれくらいだったんですが、であれば買い戻して何か別なものに利用したほうが三股町としてはいいのかなというふうに、あんな立派な建物が、敷地も物すごく広い、2病棟跡、要するに保育園の今度改築もあるようですが、その西側につくったら何ちゅうことはねえなあって、要するに、わかばですかね、あそこは、保育園は。あそこは2病棟跡なのでわかりませんね、わかりやすく言うと、結核病棟があったところなので、何でもかんでもつくりたがらないとすれば、そういうところでもいいのかなというふうに思うので、町として、今後、戸嶋病院が何もしないと、要するに、あれもやります、これもやります、あれもやりますと例えば100並べても、結局、今からですということはないちゅうことですよね。そういうことを踏まえると、改めて三股町として 不履行ですから、それについて何かされるというつもりはありませんか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 先ほど質問の中にもございましたけれども、売買契約書の中ではですね、この病院経営を進めると、病院経営を継続するというのが条件で売買したところでございますが、敬和会のほうでも、当初、やはり病院経営は継続されたということで契約違反には当たらないということらしいです。そういうふうに町としましても認識しまして、ですから、この売買契約の解除には至らない。

ただ言われるように、これを町としてどうするかというご質問でございますけれども、先ほどお話ししましたように、この敬和会では土地・施設の利用について未定ということでございますけれども、各種構想もあるということでございますので、それが風呂敷は広くて何もないのか、しかし、いろんな理事長は今後の計画を練っていらっしゃるのか、その辺はちょっとわかりませんが、我々がお話をしたところでは構想はあるというふうにお話しされましたので、今後の推移を見守りたいというふうに私は考えております。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 継続したから履行したことになるって言われましたけれども、まだそんなに長く継続したことにはなっていないんだろうと思いますね。自分が議員になってから町長に聞いたんで、こういうことは想定できたわけですね。だから、維持をやめたら、病院をやめた

ら返すんですよと1行入れなさいと、それを、いや、大丈夫ですということで走られた。結果、結果ですね、これを別なことにするとすれば、民間企業の土地の買収をただ三股町がお手伝いしたとしか感じられなくなってしまう。

あの土地、あの家をいろんなことに利用するとすれば、いろんな想定ができる。病院に捉われなければあると思うんですが、その履行したことにはならないというのは、町村会でしている弁護士の言い分ですか、ちょっとお聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） ちょうど21年3月、病院譲渡をするときに私が病院の次長ということで担当だったものですから、当時、この売買契約書を締結するときにも実はいろんな面で相談をさせてもらったところです。

当然、最初ありましたように、病院として経営をすることを条件に譲渡しますよというのが、前文の一番上にあります。これについてですね、当然、当時議会の議決を受けるときに、これはどれだけ拘束ができるんだという質問等もありまして、これは町村会の殿所弁護士にも相談をさせてもらいました。これは、譲渡時の条件として譲渡するときには病院として経営することは条件で当たり前のことだと。ただ、この期間が、じゃ町として1年だよ、2年だよ、3年だよというのは契約にうたうことが可能ですかと言ったら、それはちょっと無理じゃないでしょうかということですね、当時はそうでした。

それを議会でたしか説明をした記憶もありますし、結局、その理由というのが、当然、病院経営をやるという意志を持って譲渡を受けたと。ただ、譲渡した後は完全に民間のものになってですね、経営努力をしたにもかかわらず、いろんな外的要因といいますが、内的もあるんでしょうけど、経営が成り立たなくなるというのは当然あることであって、それを契約書にうたうということは違法ではないけど好ましくないんじゃないかと、受けないんじゃないですか、そういうのはという話もあって、当時は病院として経営することを条件にというのは譲渡した当面のことでしょう。ただ、これについて半年とか1年というのはうたえないし、もし契約違反というにはちょっと弱いのかなというのもあって、当時、そういう経緯があったということを覚えています。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） ということは、1カ月ばっかしとったら、後、何に使っていいという論法に聞こえたんですね。だから、そういうことを想定をされる中で、あれを不動産として見られて買われたんじゃないかというふうに、邪推じゃないですけどもするんですが、それについて。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） 当然、そのとき、今、言われたような意見もだいぶ出ました。最初から登記目的で買われて、半年とか1年でやめたらどうするんだというのもあって、実はヒアリングといいますが、当事者の、そのとき二つあったんですかね、入札するところが、海老原病院と戸嶋病院の二つでした。当然、その理事長さんを含め、いろんな将来の活用の仕方というのもヒアリングしております。計画書も出してもらいまして、事務事業計画も出してもらいまして、当然、その中で一般の病院として活用しますよとか、いろんな計画が出ます。その中でですね、当時としては判断をしたと。だから、それが今となってはですね、履行されなかったというのは本当に残念なことなんです、当然、議会からも意見ありましたし、私たちも考えましたし、本当にするかどうかというのは、ちゃんとその当時は調査をして臨んだということになります。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 私も大分しゃべった経緯があるんですが、要するに実際には危惧したとおりになったということですよ。議会でも質問が出て、こうなるのではないですか、こういう危惧がありますよ、どうするんですかと言ったのが本当に現実になってきたということですよ。その医は仁術じゃなくて算術というふうに見られれば、それで終わるのかもしれませんが、実際上の問題として履行されなかったことで、その原価で買い戻すことは可能か不可能か、ちょっとお聞きします。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） 原価で買い戻しがどうかというのは、当然、相手との交渉も出てくるんですが、当時ですね、もう一つ思い出したんですが、議会の説明の中でも、もし病院を続けない場合はどうなるのかという意見もありました。期間をつけて病院経営をやめた場合は町に戻すという契約書もつくっていいんじゃないかという話もあったんですが、実はその根本的なところなんですけども、じゃ病院を一体どうするんだと、それまでに診療所形式でやりましょうとか、指定管理でやりましょうということで、もう一つの医師会病院に指定管理をしたんですけど、医師会病院も半年で指定管理を返上した。それも全て含めてですね、じゃお医者さんがいない今の現状で、じゃ町立病院をどうするんだということになったときに、最終的に、じゃもう民間へ譲渡しましょうという結論になった経緯があります。

ですから、もし病院の必要性という点から、言われるように経営が続かなければ町に戻してもらおうという話も当然そのときにあったんですが、じゃ医者もいない、ほかの医療スタッフはいっぱいいるんですが、医者のいない病院は当然収入を上げないわけですから、じゃどうやって経営していくかということになったとき、最終的にもう譲渡という判断に至ったんじゃないかと考

えております。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） それを踏まえてですね、 番に移ります。

これをですね、病院ではなくて視点を変えて、病院という視点ではなくてほかの施設として、例えば、寝泊まりは十分できるわけですね、病室やから。食事も出せますよね、入院があったわけで。全てあるわけですが、綾町は医院を買い取って合宿所をつくっています。

そういうような、要するに、それがいいと言ってるんじゃないんです。そういうことも踏まえたような形で、町として、そういうふうに戻せと。世の中にいっぱいありますよ、履行せんから返納返上したというのがありますよね。そういうことは可能か不可能か、お聞きをします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 先ほどから申し上げてますように、これは譲渡しまして敬和会の施設でございますので、先ほどから、構想、あるいはのお話もされておりますので、町のほうからこういう新しい構想を持ち込むということは失礼に当たるんじゃないかなろうかと。ですから、今のところは推移を見守るとというのがスタンスであります。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 押し問答になりますけども、できればですね、学校の近くにあって、あの広大な広い土地を持って、何か別の施設を考えるようなこともあっていいのかなあと。そうすると、あそこにある温泉スタンドもこっちへ引っ張ってこれるなあとかですね、いろんなこともできるし、子供たちが、中学校、小学校の高学年はできるんでしょうか、寝泊りができるな、病床はもともと40床あって、もっと2病棟まであったわけ。もともとは60床ぐらいあったはずですから、そういうことも可能ではないのかな。ぜひともですね、そこら辺を考えておいてほしいと思います。

私の質問の中でも言いました、町長は泥水会の役員だったでしょうって、水も出ないで泥水会って、泥の水が出て、それで苦労してできた病院ですよ。町民の住民投票まで発展した病院の名残りですよ。もともとは総合病院でした。私どもは、中学校のときには全てありました、眼科もあれば、産婦人科もあれば、全てありました。総合病院の名残りですよ。

そういうことで言うと、その病院に捉われずに、もう一回、三股町として、ああいう学校のそばにある施設をほかのものに転用できないのか、もう病院としては成り立たないと、言われるとおりです。成り立つんであれば、その後、戸嶋病院がやっているでしょう。そうじゃなくて、履行しないとすれば、返してください。三股町が事後については処理・処分を考えますとすべきであるというふうに思いますので、申し添えておきたいと思います。ぜひとも検討方をよろしくお願ひします。

さて、3番の最後の問題に入ります。

道路標識を、前、高速道路から三股に来る道がわからんちゅうて言ったら、途中から走られて、ここにありますが、ここにありますがやったけども、料金所を出てからすぐはないでしょうという話をやりました。

今回、この文化会館、それから元気の杜、役場に聞かれる人もいっぱいいらっしゃいますね。文化会館はどこですか、あそこですちゅう話ですね。だけど、都城から来ると標識がないんです。どこもない。いや本当と思って、2度目を走って、こっちへ曲がったほうが近いかえちゅうて曲がったら、ありました。鶴田産業のところから右に、斜めに曲がるところに、右に曲がって、すぐの三角のところがありました。茶色で白抜きでした。ここを曲がってから、これを見る人は見らんでも行けるわと思うところがありました。これでは、文化会館はどこですか、元気の杜はどこですか、くるくるこの辺を回れるはずだなというふうに思います。

まず、茶色に白抜きやから目立たない、それから小さいんですが、それについて何かいいアイデア等あれば、答弁をお願いします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） この質問が出まして、早速現地を調査しましたので、報告がてらとともに今後の方向について回答をいたします。担当課長が回答いたします。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） それでは、ただいまの文化会館と元気の杜への道路標識についてなんですが、早速、今、言われましたように、町内にどれぐらいあるかというのを調査を行ったところです。

まず、三股運送から都万道路に抜ける道があるんですが、その左側に1カ所あります。ちょっと小さいんですけど、こんな感じです、左側ですね。それと、あとは、先ほど言われましたように、給食センターのそばのセブンイレブンですね、三角のところにこういう茶色の白抜きがあります。それと、あとは施設の本当の入り口のほうのちょっと手前のところに、福祉センターと文化会館が二つあります。

ということで、あったのはそれだけです。あと町の東側とか北側から三股町に入った場合には、全くありません。それと、都三道路の西側のほうから三股に入る場合も、昔、ジョイフルのちょうど手前の横のところに大きい看板があったんですが、はやまさんが分譲を建てられまして、そこに立っていたのを撤去した関係でですね、文化会館のこんなすっごい大きいのがあったんですが、それも撤去されてまして、実際ないという状況です。

今、指宿議員が言われましたように、電話で説明するのが大変難しい。文化会館は、まだわかるんですけど、元気の杜になると電話ではなかなか言いづらいような状況です。

ということで、言われて見てみると、私たちは知っていますから、そんな思わないんですけど、確かにわかりにくいなということで、何らかの標識、それとどのルートを進むのが一番簡単なのかというのが、大通りに面していませんので、何か北側から来るときは簡単なんだろうけど、東とか、西とか、北から来るときには、どの道路を通すのが一番いいのかなというのも含めて、どこかに何かをつくらないといけないというのは感じておりますので、いろいろ研究をしてみたいと思います。

以上です。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 今はやりのナビをつけりゃ誰でも行けるわという話はこっち置いてですね、それをつけなくても大きいのをつけて、何カ所か、せめて2カ所あればいいのかなあというふうに思ったところでした。要するに、三間道路、今はドコモか何かのショップのところですかね、あそこのところと、さっき言ったジョイフルの西側、どっかあそこら辺にあれば、ドコモショップのところやったら両方から見えるかなというような感じを、勝手に推測をしました。あそこからであれば、途中から曲がることをつければどうにかなるかなというふうに思ったんですが。

できているところは大きな道路に沿っているとはいえ、知っている人しか行けないというような感じですので、小さいこういうこれくらいでは無理です、車を運転してて。歩いとった人は大丈夫でしょうけど。歩いとけば聞けるわけで、やはり大きい施設なわけですから、大きい看板を何カ所かつけてほしいな。要するに、小さいのではなくて大きい、車を運転してて目立つのもっと言うたら雨の降る日に車を運転してわかるようなものをつけてほしいと思いますが、再度お願いします。

議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

地域政策室長（西村 尚彦君） 先ほど言いましたジョイフルのところにあった看板なんですが、実はあれは今は撤去して支柱は保管しております。次につけたいということですね。板はですね、実はそのときは代替地を探しました。せっかく大きい看板ですから、文化会館と椎八重公園と入って町の名所の大きい看板ですから県道沿いなんです。だから、これはどっかにつけたほうが良いということで、かなり民間の土地もお願いしたんですけど、なかなか許可が出ないというんですか、適地がなくて、その辺を含めて、言われますように、元気の杜の看板についても、一番いいのは町有地があるところが一番簡単なんですけど、曲がるとこの手前じゃないと、また意味がありませんから、その辺も含めてですね、先ほど言いましたように、どこにどうというのがというはちょっと検討したいと思います。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひともですね、車を運転している人の身になって、左側の上がないと、右のほうに小さいのがあっても絶対見えないんですね。左側の上のほうに大きいのを付けてもらう検討してもらうように申し添えて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（山中則夫君） 一般質問は、これにて終了いたします。

残りの質問は、あす19日に行うこととします。

・

議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後3時15分散会

平成26年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第5日)

平成26年3月19日(水曜日)

議事日程(第5号)

平成26年3月19日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 重信 和人君 | 補佐 久寿米木和明君 |
| | 係長 山田 直美君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫辰生君 | 副町長 | 石崎 敬三君 |
| 教育長 | 宮内浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 大脇 哲朗君 |
| 税務財政課長 | 山元 宏一君 | 地域政策室長 | 西村 尚彦君 |
| 町民保健課長 | 上村 陽一君 | 福祉課長 | 岩松 健一君 |

産業振興課長 丸山浩一郎君 都市整備課長 下沖 常美君
環境水道課長 鍋倉 祐三君 教育課長 山元 道弥君
会計課長 財部 一美君

午前10時00分開議

議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

一昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言順位7番、福永君。福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

議員（5番 福永 廣文君） おはようございます。それでは、ただいまから一般質問をいたします。

児童館の今後の運営についてということで、質問いたしたいと思います。私は、昭和56年、57年に県の青年団長をしておりました。その当時、県の各委員会の充て職ということで、いろいろな委員を数多くを承っております。その中で、児童館に関する委員会がありまして、私もその中に参加して、三股町には数多くの児童館があるということを初めて認識したところでございます。

この児童館の設置につきましては、当時の大河内町長が、公民館がわりと申しますか、その代用といいますか、そういうことでいろいろな補助金等をもらって設置したようなことを伺っております。その児童館も、蓼池も相当古くなりまして、いろいろ活用するにおいて、今後の建てかえなり、いろいろ考えがあるわけでございますけれども、そのことにつきましてお伺いしたいと思いますので、あとの質問につきましては、質問席のほうからさせていただきます。

議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） おはようございます。ただいま、福永議員により児童館の今後についてということで、ご質問がございました。この質問の要旨にのっとり、順番に答えていきたいというふうに思います。

町内各児童館の建築後の経過年数はというご質問でございますが、現在、町内には10カ所の

児童館がありますが、児童館としての位置づけで利用している館で最も古いのが、昭和41年度に建設された植木児童館であり、最も新しい上米児童館が昭和56年度に建設されております。それぞれの児童館が、築後32年から47年が経過しておりますが、平成17年に今市と東原、18年に宮村と上米、20年に新馬場、21年に蓼池、22年に植木の各児童館を補助事業で改修いたしているところであります。

以上、回答とさせていただきます。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） ただいま、建築後の年数について報告がございましたけれども、32年から、古いものにつきましては47年の年数を経過しているということでございます。今回、保育園等の新築が提案されておりましたけれども、30年から、30年を下回るような年数のものもございました。この児童館について、その耐用年数と申しますか、それについては、一部改築ということは既に行われておりますけれども、建物自体の耐用年数とか、そういうことにつきましての考え方はどうなっているのでしょうか。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 耐用年数についてでございますけれども、鉄骨造が植木児童館と長田児童館、梶山児童館が鉄骨造でございますが、ほかは木造ということになっておりますので、もうそろそろ耐用年数に来ているのかなという状況にはございます。

長田児童館につきましては、もうシロアリが入ったりしておりまして、そういう状況がございます。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） 今、課長の答弁で、もうそろそろ耐用年数に来ているんじゃないかというようなご答弁がございましたけれども、この耐用年数に来ている児童館についての今後について、児童館としてまた新たな新築ができるものなのか、もう児童館としては再建築はできないものなのか、そういうところをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 児童館の建てかえは可能なのかという質問でございますけれども、可能ではございますが、児童館としての位置づけで建てかえを行いますと、児童厚生員を2名配置しなければならないという条件がつきますので、もし建てかえをするとしたら、児童館としての建てかえはない方向でございます。

しかし、建てかえを行う場合でも、先ほど町長が申しましたように、10カ所の児童館が補助事業を使って改築をいたしております。補助事業は10年未満に補助対象施設の利用目的に変更しますと、補助金の返還措置が発生しますので、10年を経過していない児童館の建てかえは考

えておりません。

長田、前目、梶山児童館は10年以上が経過しておりますけれども、現時点では財源的なものもございますので、建てかえは考えておりません。

今後の状況としては、平成26年度に東原と今市、平成27年度に宮村と上米満、平成29年度に新馬場、平成30年度で蓼池、平成31年度で植木児童館が10年を経過することになりますが、10カ所の児童館の利用方法については、放課後児童クラブ、あと、子どもの遊び場として児童館を使われておりますので、その点を考慮して十分検討していきたいというふうに考えております。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） 地元の蓼池につきましては、補助事業で改築後10年というのが平成30年ということでございますので、それまではいじれないといいますが、補助事業の返還とかがございますのでございますので、その後について、今、蓼池はほかに集落館がございませんので、もう児童館を集落館として過去からずっと使っているわけでございますけれども、よその児童館につきましては、集落館と併用しているところも恐らくあるんじゃないかと思っておりますけれども、その地域の状況について、ちょっと報告をしていただけますか。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 現在、自治公民館として利用しているのは、蓼池、新馬場、今市、宮村、上米満児童館という状況でございます。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） 蓼池、新馬場、宮村、4カ所、5カ所ですか、その10カ所のうち、約半分を集落館として活用しているということでございますけれども、もし今後、集落館を新たにということになりますと、この児童館、ちょっと質問の趣旨から違いますね。失礼しました。

それで、なかなか児童館としての再建は、委員を2名置くとかいろいろございましたけれども、なかなか難しいというような考えで、新たにつくるというのは難しいというような考えでよろしいでしょうかね。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 児童館としての位置づけでつくるのは難しいというふうに考えておりますけれども、耐震補強とか、そして、そういう形で補強して使えるものならば、将来的には地域福祉センター兼自治公民館というような考え方もあろうかというふうに思っています。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） わかりました。今後、そういうようなことを考えながら、児童館についてもいろいろ今後、考えていきたいと思っております。

それでは、次に移りますけれども、中学校の現況ということで、聞くところによりますと、最近、中学校の規律が乱れてきているというようなことをお聞きしておりますけれども、さきの卒業式に参りました折には、非常に整然としたすばらしい卒業式が行われたように感じておりますので、この聞くところによるとというのがどこかわかりませんが、教育委員会として、今の中学校の状況について、どういう解釈をしておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（山中 則夫君） 教育長。

教育長（宮内浩二郎君） 中学校の現況についてということでご質問ですが、現在、中学校には808名の生徒が在籍しております。県内一の大規模校であります。部活動におきましては県あるいは九州全国大会出場を果たすなど、目覚ましい活躍が見られ、三股町の名を広めていております。

議員からご指摘がありました中学校の学校生活の様子についてですが、授業においては三股の伝統教育として取り組んでいる黙想・座礼から始まり、子供たちは落ちついた雰囲気の中で真剣に学習に取り組んでおります。私も、実際に中学校を訪問したり、体育大会や立志式など学校行事に参加したりする中で、子供たちが頑張っている様子を目にしております。

このように、生徒が落ちついて学習や生活に取り組むことができているのは、中学校の教職員が授業や学級において、子供たちに活躍の場や心の居場所を与えられるよう取り組んでいる成果であると考えております。

しかしながら、一部の生徒に、服装が整っていないかったり、問題行動を起こしてしまったりする様子も見られます。そこで、中学校では、生徒指導部や学年を中心として、一人一人の生徒の様子や家庭環境などの背景をしっかりと理解した上で、職員が一丸となって家庭と連携しながら粘り強く指導を行っているところであります。

以上です。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） わかりました。一部の生徒においては服装の乱れとかいろいろあるということが、一応、教育委員会のほうでは把握しておられるということでございますね。

折しも、きょう、高校入試の発表が今、既にあると思いますけれども、明日、何か本会議の場で発表していただくということでございますので、三股中学校の高校入試について、期待しております。

教育長も、自分でも校長を以前されておられまして、その当時と比べて、現況と比較してどういふふうに思われますか。

議長（山中 則夫君） 教育長。

教育長（宮内浩二郎君） 1年前まで三股中学校にありましたけれども、たびたび、学校には行っ

ております。当時も、子供たちは落ちついた環境の中で、学習もしっかり成立しておりますし、先ほど言ったような状況で生活しております。ことしもそういった同じような雰囲気、子供たちは一生懸命頑張っておりますし、落ちついた環境の中で頑張っているというふうに思っております。

議長（山中 則夫君） 福永君。

議員（5番 福永 廣文君） わかりました。それでは、三股中学校があすの高校入試の成績が素晴らしいものであるように期待しております。文教のまち三股として、三股中学校の今後も健全な教育をしていただくように、教育長、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

.....
議長（山中 則夫君） 発言順位8番、池田さん。池田さん。

〔10番 池田 克子君 登壇〕

議員（10番 池田 克子君） おはようございます。通告いたしました福祉政策についてと、地域防災力の強化について、それぞれお尋ねいたします。

まず、 についてであります。近年、高齢化の進展に伴い、視覚障がい者のみならず、視力が低下した高齢者など、読み書きに支障がある人への支援の必要性が訴えられております。日常生活を送る上で、読むことと、自己の意思をあらわすための書くことは、必要不可欠の行為であります。しかし、視覚障がい者や、視力が低下した高齢者などには、これが十分に保障されているとは言えない状況であります。例えば、金融機関や役場から送られてくる通知など、社会生活を送るために必要な書類などを受け取っても、目が不自由なために確認できないという事態に悩む人は少なくありません。

そこで、お尋ねいたします。視覚障がい者や高齢者宅への公文書は、どのような字体で発送されているのでしょうか。町長にお尋ねして、あとは質問席にてお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） 池田議員のご質問に回答させていただきます。

視覚障がい者や高齢者宅への公文書はどのような字体で発送されているのかという具体的な、そしてまた実務的なご質問でございますので、この質問に対しては担当課長のほうから詳しく説明させていただきます。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） それでは、回答させていただきます。

まず、視覚障がい者の方々への公文書の発送でございますが、単身居住の視覚障がい者の方は

現在、町内におられませんので、通知文等につきましては、家族の方から伝達していただくということで、通常の文書発送を行っております。

次に、高齢者の方々への文書についてでございますけれども、通常の公文書、介護保険料特別徴収開始通知書とか介護保険料納付証明書については、11から12ポイントの通常の文字を使用しておりますので、不便はないというふうに思っております。しかし、介護保険料額決定通知書とか介護認定等結果通知書等はコンピュータシステムからの印刷でありますし、伝えたい情報の全部を1枚の文書に書き込むために、やや小さい、8から10ポイントの小文字を使っております。毎年、6,800通ほど文書を発送しておりますけれども、福祉課のほうに要望、苦情が上がってはきておりませんので、現在のところ支障はないのかなというふうに思っております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 行政としてもいろいろご配慮はされていると思います。実は、私がある高齢者の方からの相談の電話がありました。早速お伺いいたしますと、1通の公文書を読んでくださいとのことでした。視力の低下で、今はめがねという便利なものが当然あるわけですから、視力に応じてということもありますけれども、やはり、多くの方が視力に応じて、次から次にめがねを買いかえるということも、やはり困難な方もいらっしゃるわけですが、経済的なこともいろいろ考えて。それで、日常的には余り支障はないだろうというような形で、めがねをかけていらっしゃるということですが、やはり字を見るとなかなか読みづらい。ぼやけて見ると、で、また、中の文章の中に、字が読めない部分があるということのことでした。

内容を説明しまして、その件についても納得されましたけれども、このような方が町内にはあちこちにおられるんじゃないかと危惧しておる次第であります。視覚障がい者や高齢者への公文書は、ひと手間かかるとは思いますが、字体を配慮してちょっと大き目にするとかおっしゃってるんですけども、全てではないわけですし、また、読み字自体も、我々の時代もそうですけれども、やはりもっと年配の方になると、やはり漢字自体の読みづらいというような方もいらっしゃるって、漢字に振り仮名をつけていただければなというようなことを考えた次第でございますが、いかがでございましょうか。そのような配慮はできないものですか。いま一度、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 確かに、小さい字等で書かれている部分もございますので、見づらい方もいらっしゃるかというふうには思っておりますけれども、まず、これを1枚に、先ほど申しましたように1枚のおもて紙に全ての情報を入れているようにしているんですけども、これを裏面に持ってきたり、2枚にしたりするということは、システム上、無理ではないというふうには思っておりますが、四、五十万かかるという話でございましたので、また今後、ちょっと検討

させていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 本当に、ひと手間もふた手間もかかるっていうのが、また福祉課でございますので、大変苦慮されている部分は理解できますが、ぜひとも、できることならそういう方向でしていただければありがたいと思っております。

実は、ちょっと次の質問に入る前に、大変申しわけございません、この通告の中で、私が2番目の「昨年」という部分をそのまま掲載していただいた部分があったんですが、これは「昨年」でございまして、「平成23年」の間違いでございました。大変申しわけございません。お手数かけますが、ご訂正をお願い申し上げます。

では、次に続けます。でございます。平成23年に障害者基本法が改正されました。その第22条1項の中に、「国及び地方公共団体は障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない」との文言があります。ただいま、三股町総合福祉計画の素案が策定されておりますが、その中にこの条項はどのように盛り込まれておられるのかお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 現在策定中の障害者基本計画の第4章「施策の展開」のほうに、社会参加に向けた自立生活への支援として5項目を掲げております。その中に、「情報・コミュニケーションの充実」を入れておまして、コミュニケーション支援として、手話通訳やガイドヘルパーとして活動できるボランティアを育成し、そのネットワークづくりや派遣体制の充実に努めていきたいと思っております。また、手話通訳につきましては、平成26年度に県に10万円の負担金を拠出しまして、養成事業を実施する予定でございます。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 確かにその部分で、「社会参加に向けた自立生活の支援」という項目がございます。そして、情報・コミュニケーションの充実を図るということでございますが、手話通訳やガイドヘルパーの養成等が重要な支援になっているようでございます。

先ほども申し上げましたが、障がい者と認定されない高齢者が、視力が著しく低下されているということでもございますので、その部分がちょっと文言の中には入っていないような気もいたしますが、その辺はあくまでも障がい者対策といえばそうであるわけですが、もう一歩進んだ文言が織り込めないのかどうか、そういう方々の対応として考えられないのか、いま一度お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 障害者基本計画という形で策定をいたしておりますので、高齢者の

方々という文字を入れていいのかどうか、まず協議させていただきたいと思います。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 確かに、今おっしゃったように、障がい者対策へのそういうコミュニケーションづくりという範囲では、そういうこともあるかと思いますが、そこはいま一度精査していただいて、文言的に、あるいは何かの方向でできないのか、もう一度ご検討を、さらなるご検討をいただけたらと思っております。

私が先ほどから申し上げているように、次の になります。その方々も含めた支援ということで、 でお尋ねいたします。代読・代筆できる情報支援員の養成であります。こういった読み書きに支障がある人への支援は、共生社会への実現に向けても重要な課題となります。高齢化が進む中、視覚障がい者だけでなく、文字を読んだり書いたりすることが困難な人がふえている昨今であれば、代読・代筆できる情報支援員の養成は喫緊の課題であります。支援員の養成を早急に取り組むべきではないかと思いますが、町長の見解をお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 代読・代筆情報支援員ということでございますけれども、この方々は高齢者や障がい者などで日常生活や学習、趣味の場などにおいて読み書きに不自由のある方に読み書きの手伝いをする方々でございます。本町では今までそのような要望等を聞いていない状況でございますので、今後の状況を見て判断していきたいと思っております。

この情報につきましては、都城市、県内ちょっと聞いてみたんですけども、まだ県内でも取り組んでいる自治体がないようでございますけれども、全国では結構、大きい都市なんかではそういう方々もいらっしゃるようでございますので、今後の状況を見ていきたいというふうに思っております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 本当に、この支援員という方々を養成するというのは大変なことですが、支援員は当然、気軽に誰でもというわけにはまいりません。プライバシーの確保が大切だからこそ、守秘義務の知識や読み書きの支援の技術を学んでもらわなくてはなりません。ですから、支援員として養成し、これが公的サービスとして育ててあげていただきたいのであります。

昨年の4月に障害者総合支援法が施行されました。その中の実施要綱にも、自治体が行う支援の一つとして、代読や代筆が明記されております。先ほども申し上げました当町の地域福祉計画の中に、「福祉人材育成プロジェクトで地域福祉のネットワーク体制の確立を目指す」とあります。これらを生かすことはできないのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 福祉課長。

福祉課長（岩松 健一君） 現在、先ほど言われました総合支援、自立支援法の中にも、同行援護、外出時の視覚的情報支援とか、これは代筆・代読も含むんですけども、地域支援事業の外出支援がございまして、サービス提供は可能な状態にはなっております。また、今現在、傾聴ボランティアというのを養成いたしております、その方々はボランティア団体を立ち上げていただいております。その方々には、傾聴ボランティア、聞くことだけのボランティアのことで、講師を呼んで養成をお願いしているんですけども、この方々にこういう支援員という方法もあるんじゃないかと、支援員の講習を受けていただいてという方法もあるのかなというふうには思っておりますので、これも検討していきたいと思っております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 高齢者には誰にでもなれるんです、高齢者は。障がいという範囲を幅広くとらえたときには、福祉政策として町長は取り組んでいただきたいと思いますが、町長の見解をお尋ねします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 障がい者の方々、あるいは高齢化になって、いろんな障がいが出てくるようなということは、もう当然考えられることです。それに対する福祉施策はどうあるべきかということで、今、ご提言がいろいろございました。そういうものも含めて、そしてまた本町にそういう傾聴ボランティア等の支援もございまして、人材のいろいろな活用の仕方をしながら時代にマッチするような取り組みということを検討させていただきたいと思っております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 本当に福祉政策というのは幅が広く、そして奥が深い、当然でございます。しかし、これは自治体として、やはり町のトップとして、要請があったときには対処するじゃなくて、本当に積極的にいろんな福祉政策の中で、町民の方々がどういうふうになれば安心して、そして喜んで生活できるか、そして人生を喜びの中で全うできるかという重要な福祉政策でございますので、ぜひとも前向きな政策の中で取り組んでいただきたいと思っております。

次に参ります。次は、（2）の地域防災力の強化についてであります。

近年、局地的な豪雨や台風などの自然災害が頻発し、地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団の重要性が注目を集めております。消防団は消防署とともに、火災や災害の対応などを行う消防組織法に基づいた組織であることは言うまでもありません。火災や災害の発生時には、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけ対応に当たる、地域防災のかなめであります。

特に東日本大震災では、団員みずからが被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じ、大きな役割を發揮されました。その中で198人が殉職され、命がけの職務であることが全国的に知れ渡りました。

こうした事態を受けまして、昨年12月に消防団を支援する地域防災力充実強化法、すなわち消防団支援法が成立し、施行されております。同法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として、欠くことのできない代替性のない存在と定義しております。消防団支援法に基づく予算も組まれているようであります。

そこで、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実等について、それぞれお尋ねいたします。まず、一般団員の年間総支給額は交付税措置額の何%に当たるのでしょうか。階級や勤務年数によって違うとは思いますが、平均支給額は年に幾らになっているのでしょうか、お尋ねいたします。議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 日ごろから消防団員の皆様の昼夜を問わない献身的な活動に対して、改めて心から敬意を表するところでございます。消防団員が非常勤の特別職の地方公務員でございまして、報酬及び手当については三股町消防団条例に基づき、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給しているところでございます。

具体的な内容につきましては、担当課長のほうで回答させます。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） まずは報酬についてでございますけれども、年額、一般団員が4万7,000円、機関要員及び交通班員が5万2,000円、班長が5万3,000円などとなっております。出勤手当につきましては、1回当たり2時間未満は1,000円、半日が2,400円、1日の場合が4,700円となっております。

消防長が示す地方交付税算入に伴う階級の区分につきましては、団長、団員であるのに対しまして、本町では団長、団員のほかに副団長、部長、機関要員等、合計11の階級に分けておりまして、一般的には班長以上を幹部職員、その他の団員を一般団員として区別しております。

しかしながら、地方交付税措置については階級別の種別が異なることから、消防団員全員の年間総支給額と交付税措置額で回答ということをお願いいたします。全体ですね。平成24年度で見ますと、町からの年間総支給額、報酬が911万8,000円、手当が1,055万6,000円でありまして、一方、交付税につきましては、報酬部分で670万2,000円、手当分が1,005万2,000円とされています。

交付税措置額に対する割合でございますけれども、報酬が136%、それから手当が105%となっております。

また、平均支給額についてということで、単純に、団員が160名おりますので、160名で割ると、1人当たりの報酬が5万6,987円、手当が6万5,975円となっております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 当町の消防団員の方々は、本当に数々の賞をいただいている、

大変、最高クラスの優秀な消防団員の皆さんであると、これは県民の皆様、誰でもが認めておられますし、私も町民の1人として、大変誇りに思っております。今ほど、回答していただきましたけれども、どこにも負けない手厚い報酬であるのではないかということで、その皆さんがますます活躍できるような、そういう対応をされているかなということで、私も一安心いたしました次第です。

ただ、やはりいろんな経済状況というのは、当然、変化もございます。ですから、何とぞ、そういう意味におきましては、やはり上昇の方向で常に検討いただければと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

では、次に参ります。今回、国の予算で消防団員の退職報償金を全階級で一律5万円引き上げるとなりました。当町としては、その退職報償金についてはどのように予定されているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 消防団員が退職した場合、市町村はその労苦に報いるためということで慰労金の性格として当該団員の階級、そして勤務年数に応じ退職報償金を支給することとされております。本町では、退職報償金事務を、県内5市17町村で構成いたします宮崎縣市町村総合事務組合で共同処理という形をとっておりまして、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に基づきまして、新年度より全階級で一律5万円、最低支給額20万円として引き上げることとしております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 大変、消防団員のその方々が、大変ご苦勞された後の報償金でありますので、できることなら当町独自でプラスされてもいいのかなと、こういう思いもございますが、規定もございませうから、一応、一律5万円アップはするということをお聞きいたしましたので、何とぞその方向でよろしく願いしておきます。

次は についてでございます。全国的に団員数の減少が顕著でありまして、これは随分前の話でございますが、1965年には130万人以上、団員がおられたそうです。そして、2012年には約87万人に落ち込んでいるということでございます。2012年ですから、ちょっと去年当たりのはデータがございませんでわかりませんが、大体そういう数字でないかと思っておりますが、その背景には、高齢化に加えてサラリーマンが多くなって、緊急時や訓練の際に駆けつけにくいとの事情も、団員減の要因となっているようであります。

当町でも他人事ではないと思われませんが、26年度の退職予定者は何人おられるのでしょうか。また、その補充対策はどのようにされるのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 今年度の退職予定者ということで、きのう現在ということでお答えいたします。17名の退職が予定されているようであります。補充者につきましては、各部で対応をお願いしているところでありまして、町においても職員の消防団員の加入促進を積極的に取り組んでいるところでございます。現時点というか、過去においてですけれども、消防団員の定数160人を割るような状況になったことは今までございません。

ただ、今後、国においては加入促進に要する経費について、地方交付税措置を大幅に拡充するという事で言われておりますので、あわせて町のほうも新たな取り組みも重要であるというふうに考えております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 私は、地域は第一部の消防団区域であります。このたび、団員の方がどっかいらっしゃるんですかねというようなご心配を部長さんがされておられました。私も知る限りの情報で、一応、申し上げはしたところだったんですが、なかなか、すぐには見つからなかったようでございますが、幸いにもそう期間をおかずに新たな新入団員が見つかったということで、ほっといたしたところでございます。

そのときに私も感じたんですが、やはり消防団員さんのそういう方々への情報というのも、やはり公民館サイドである程度、どこの何支部にどなたがいらっしゃるとか、そういうものも知ってらっしゃる部分はあるのかなと思ったときに、公民館を通したそういうものを行政のほうからでも公民館長会あたりに、一言でもご協力いただけるようなことができないものなのでしょうかということで、お尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 対象者となる方の個人情報を公民館のほうにつなぐことができないかというような御質問でしょうかね。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） じゃなくて、例えば、公民館は、支部長さんで支部長会だったり総代会があったりとか、いろいろ公民館サイドでいろんな会合をしてらっしゃいます。その中で、やはり公民館としては地域的に大体こういう方がいらっしゃるかなというような情報として持ってらっしゃるかなと思ったときに、ご協力という形でそういう、部長さんお一人が一生懸命あちこち探されなくても、ある程度公民館長さんあたりに、新規団員の方はいらっしゃらんかなというお願いをしやすい方向として、行政からもお願いできないものかなということでございます。

議長（山中 則夫君） 総務課長。

総務課長（大脇 哲朗君） 現在の取り組みといたしまして、自治公民館長さんがほとんど後援

会長という形になっていらっしゃると思います。そういう形で、やはり団員の加入推進というところも消防団の部長と一体となって推進されていると思いますので、そこはうちのほうからまた、年度が変わりますし、そういう話はしていきますけれども、公民館ではもう協力体制ができているというふうには思っております。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） そうなればよろしいんですけども、何かちょっとその辺が。消防団も第一部なんかは地域的には植木とか山王原とか東原とか、そういう方向も第一部消防団は幅広くされてますので、ご自分の住んでいる地域の公民館長さんあたりはその辺がよくわかってらっしゃる部分もあるんですけども、なかなかちょっとその辺、厳しいような部分を聞きましたところですよ。よろしく願いしておきます。

では次、 についてであります。消防団員に地域の防災リーダーとしての育成をということでお尋ねいたします。

消防団員としては常に訓練されておられますが、みずからも防災リーダーとしての資格を持ち、それを地域の防災リーダーの育成に育てていく、大変大事な教育訓練になると思いますが、その計画についてお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 消防団員に、地域の防災リーダーとしての育成をしてはどうかというご質問に回答いたします。

近年、局地的な豪雨や台風などの災害が各地で頻発しておりまして、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大しているところでございます。地域防災力の強化が喫緊の課題となる中、消防団と自主防災組織である自治公民館との連携を強化するとともに、消防団員が地域の訓練等において指導的な役割を担うことができるように育成することが大変重要であるというふうに考えています。

現在、町消防団では、毎年、県消防学校の普通科、中級幹部科、指導員科にそれぞれ入校し、消防、防災についての研修を行っているところでございます。また、町では、資格を認定され、地域の中で防災活動のリーダーとなる地域防災士の育成に取り組んでおりまして、今年度、25年度は町民9名、そしてまた、町職員8人が防災士の資格を取得したところでございます。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 本当に防災士の資格ということで、私も以前申し上げたこともあったんですが、本当に町長さん初め真剣に取り組んでいただいて、徐々に資格の方々がふえていっているということは大変喜ばしいことでございます。これが今回、予算の中にも含めていらっしゃるようですけれども、ぜひこれは、毎年度実施していただきたいわけでございますが、や

はり永遠にということもないのかなということを考えてきたときに、目標の人数とかを考えていらっしゃるのか、防災士資格に対しての取り組みの中で、人数とか目標があればお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 町長。

町長（木佐貫辰生君） 特に今のところ、目標というのは掲げておりません。しかし、地域の自主防災組織、自治公民館、そこに最低1人は、まずは育てたいと。そしてまた、1人ではなかなか、防災士の方々の活動というのも非常に大変なことでございますので、やはりそこに複数の方というふうな方向で考えております。そしてまた、その地域、防災士を中心にしながら、そのサブリーダーみたいな、また、そこを支えていただく方を養成するというような形での取り組み、そしてそこを全体的なネットワークというような形で地域防災力のほうを高めていきたいというふうに考えています。

議長（山中 則夫君） 池田さん。

議員（10番 池田 克子君） 本当に今、自然災害が全国、どこで起きてもおかしくない現状が今の日本列島でございます。現在、この我が三股町においては、大きな災害もなく、本当に喜ばしいことでもございますけれども、本当に地震災害というのはいつ起きてもおかしくはございませんので、ぜひぜひ、そういう地域防災についても自主防災組織においても、こういう地域のリーダーとなる方々が率先して地域の安全を図っていただけたらと願ひまして、私の質問を終わります。

議長（山中 則夫君） 一般質問は、これにて終了します。

それでは、議員の皆様方は、この後、11時から全協議会室で全員協議会を開催しますので、よろしくお願ひいたします。

・

議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時50分散会

平成26年 第1回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第6日)

平成26年3月20日(木曜日)

議事日程(第6号)

平成26年3月20日 午前10時00分開議

- 日程第1 追加議案の取扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑
- 日程第4 討論・採決(議案第1号から第11号、第12号から第14号、第16号から第24号、第26号から第28号までの26議案並びに陳情第1号)
- 日程第5 議案第29号上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第29号)
- 日程第7 常任委員会の視察研修報告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 追加議案の取扱いについて
- 日程第2 常任委員長報告
- 日程第3 質疑
- 日程第4 討論・採決(議案第1号から第11号、第12号から第14号、第16号から第24号、第26号から第28号までの26議案並びに陳情第1号)
- 日程第5 議案第29号上程
- 日程第6 質疑・討論・採決(議案第29号)
- 日程第7 常任委員会の視察研修報告

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |

以上、報告を終わります。

議長（山中 則夫君） お諮りします。本日追加提案されます議案第 29 号については、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

よって、本日追加提案されます議案第 29 号については、委員会付託を省略し、提案されている議案全てを議了後、全体審議で措置することに決しました。

日程第 2 . 常任委員長報告

議長（山中 則夫君） 日程第 2、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 佐澤 靖彦君 登壇〕

総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会に付託された案件は、議案第 1 号、2 号、3 号、4 号、13 号、14 号、17 号、18 号、19 号、20 号、28 号と陳情 1 号、計 12 件でございます。

以下、案件ごとに報告いたします。

議案第 1 号「三股町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例」。

本案は、電算の自庁処理を開始するに当たり本条例を制定したもので、多様化する個人情報の適正な取り扱いについて具体的に定めるものに、国の番号制度の実施に伴い、全部を改正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 2 号「三股町税条例の一部を改正する条例」。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）が平成 25 年 3 月 30 日に交付され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 25 年政令第 173 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 25 年総務省令第 66 号）が平成 25 年 6 月 12 日にそれぞれ交付されたことに伴い、三股町税条例の一部を改正するものです。改正の主な内容は、居住用財産の買換え等の措置の見直しや法令・条例改正に伴う条項のずれによる変更です。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第 3 号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」。

本案は、組織構成の見直しに伴い、一部を改正するものです。内容としましては、総務課の情

報システム係を行政情報化及び地域情報化に対応するため、地域政策室の情報政策係として配置を変更するものです。

審査の過程で意見がありました。町有財産の活用については、検討すべきではないかとのご意見でございました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第4号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」。

本案は、消費税の税率改正に伴い、所要を改正するものです。

審査の過程、意見がありました。4月から消費税8%に引き上げられる条例改正であります、3%の引き上げの影響額は約53万円とされています。町民の立場に立ち、このくらいの金額であれば内部努力で捻出すべきのご意見であります。

慎重に審査した結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

議案第13号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額32億6,528万5,000円から歳入歳出それぞれ9,821万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億6,706万7,000円とするものです。

歳入の主なものについては、医療給付費等交付金を減額補正し、ほか国庫支出金、県支出金及び共同事業交付金を交付決定により増減補正するものです。

また、歳出の主なものについては、保険給付費の退職者療養給付費を減額補正し、共同事業歳出の決定に伴い、減額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第14号「平成25年度三股町介護保険特別会計補正予算（第4号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額20億1,405万1,000円に歳入歳出それぞれ123万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億1,528万3,000円とするものです。

歳入の主なものについては、国庫支出金繰入金を増額補正し、歳出の主なものについては、介護報酬改定等のシステム改修事業業務委託料を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第17号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30億7,544万4,000円とするもので、対前年度比2.2%、6,984万円の減です。

歳入の主なものについては、対前年比で保険税が前年とほぼ同額、国庫支出金が4.5%、県支出金が9.1%、繰入金が45.8%、繰越金が109.7%の増、療養給付費等交付金から

45.7%、前期高齢者交付金が17.3%、共同事業交付金が1.6%の減となっています。

歳出の主なものについては、対前年比で保険給付費が2.8%、後期高齢者支援金等が1.1%、共同事業支出金が1.6%の減、介護納付金が前年度とほぼ同額となっています。

審査の過程で意見がありました。6月議会の委員長報告でも国保税賦課方式の検討を要望しております。将来的には世帯割と資産割をなくし、応能は所得割を、応益は人員割を基本に賦課の検討をお願いしたいとのご意見でありました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第18号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,954万5,000円とするもので、対前年比10.5%、2,281万9,000円の増となっています。

歳入につきましては、保険料、一般会計繰入金を、歳出につきましては、広域連合納付金等を広域連合の見込みにより計上したものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号「平成26年度三股町介護保険特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,538万円とするもので、対前年比は3.1%、6,175万6,000円の増となっています。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金の増が主なものです。

歳出につきましては、保険給付費が3.4%、6,215万1,000円の増となっています。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」。

本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,223万5,000円とするもので、対前年比は1.4%、17万7,000円の減となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第28号「指定管理者の指定について」。

本案は、三股町在宅デイサービスセンターの指定管理者の指定期間が本年度をもって満了することに伴い、公募しない現在の指定管理者であります社会福祉協議会を1年間指定しようとするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情第1号「中小自営業者婦人・家庭従事者の人権保障のため「所得税法第56条の見直しを求める意見書」の採択を求めることについて」。

所得税法第56条は、配偶者等の家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないにより、配偶者・家族従事者の必要経費として所得を認めていない中小自営業者婦人・家

族従事者の人権保護のためにも所得税法第56条の見直しを求める意見書の採択を求めるものです。

慎重に審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

〔建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇〕

建設文教常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、建設文教委員会の審査報告について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第5号、6号、7号、8号、9号、10号、11号、21号、22号、23号、24号、26号、27号の計13件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第5号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」。

議案第6号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」。

議案第7号「三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例」。

議案第8号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」。

議案第9号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」。

議案第10号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」。

議案の概要、これら6議案は、消費税の税率改正に伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第11号「社会教育委員条例の一部を改正する条例」。

議案の概要、本案は、第3次地域主権改革一括法による社会教育法の改正により社会教育委員の委嘱の基準について条例を定めることとなったために、所要の改正をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」について。

議案の概要、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,970万8,000円とするもので、対前年度比15.9%、680万5,000円の増です。

歳入の主なものについては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものについては、職員給与費、処理施設維持管理委託料及び公債費です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第22号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」。

議案の概要、本案は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,724万1,000円とするもので、対前年度比0.4%、15万5,000円の減です。

歳入の主なものにつきましては、施設使用料及び一般会計繰入金で、歳出の主なものについては、処理施設維持管理委託料及び公債費です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第23号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計予算」。

議案の概要、本案は、公共下水道を整備し、生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質改善を図るため、本事業の推進をしている。今年度に整備地域の見直しを行い、区画地域564ヘクタールのうち62ヘクタールを削除したが、引き続き認可区域内の未整備地域の管渠工事や供用開始区域での接続率向上を努め、次の認可区域の申請に向けて準備を進めていく。したがって、平成26年度公共下水道特別会計予算における歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億397万7,000円とするもので、対前年度比29.7%、9,239万7,000円の増です。これは、国の平成24年度大型補正予算による平成25年度の当初予算を大幅に減額したため、結果的に前年度と比較して大幅にふえたものです。

歳入の主なものについては、施設使用料が5,951万7,000円、国庫支出金が9,650万円、繰入金が1億3,579万5,000円、町債が1億140万円であり、歳出の主なものについては、実施設計委託料が2,651万6,000円、下水道管渠工事費が1億9,900万円、公債費が1億1,405万2,000円です。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第24号「平成26年度三股町水道事業会計予算」。

議案の概要、水道事業は、安全で良質な水を安定的に供給することに努めているところであり、平成23年度より新配水池施設整備関連事業を継続事業に取り組んでいるところです。平成26年度の業務の予定量は、給水戸数1万952戸、年間総水量278万4,977立方メートル、1日平均給水量7,630立方メートルと予定しています。

収益的収入及び支出についての予算における事業収益は4,626万7,000円を予定し、このうち主な収益は、水道料金の3億8,966万4,000円であり、収入全体に占める割合は91.3%となります。

また、水道事業費用は3億8,159万3,000円を予定し、このうち主な費用は、職員給与費、減価償却費、施設の維持管理費です。

次に、資金的収入及び支出予算における収入は1億3,170万2,000円を予定し、このうち主なものは企業債です。一方、支出の総額は3億5,626万5,000円を予定しております。主なものとしましては、施設整備更新事業費、施設費、企業債元金の償還です。

施設整備更新事業については、配水池の築造工事及び場内配管工事であり、施設費において老朽管の布設がえ工事が主なものです。

なお、第4条予算の収支不足額2億2,456万3,000円は、当年度分損益勘定留保資金等の財源で補填するものです。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第26号「町道路線の認定について」。

議案の概要、本案は、道路台帳の詳細な点検による、また変更、また県営畑地帯総合整備事業完了に伴う農道から町道へ、さらに開発行為に伴う新規路線の認定を行うものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第27号「都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について」。

議案の概要、本案は、都城市道街区三股線において町道と重複する部分の管理を都城市が行うこととするものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、建設文教の報告を終わります。

訂正を。可決ですね。可決に変更いたします。

議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

一般会計予算・決算常任委員長（池邊 美紀君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会のご報告を行います。

本委員会に付託された案件は、12号、16号の2件でございます。順次説明してまいります。

まず、第12号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第5号）」であります。

本案は、平成25年度の会計年度末を控えて、その決算に備え、各種事務事業の実績見込み、補助事業の決定あるいは内示等により増減補正するものであります。

歳入歳出予算の総額93億8,571万8,000円から歳入歳出それぞれ1,129万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,442万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものについて、ご説明を申し上げます。地方交付税は交付決定により増額補正するものであり、分担金及び負担金は常設保育所の保育料の収入見込み、使用料及び手数料は自動販売機の設置契約に基づき、国庫支出金は、常設保育所運営費負担金の交付見込み、地域の元気臨時交付金の交付決定によりそれぞれ増額補正し、県支出金は、青年就農給付金事業補助金、森林整備地域活動支援交付金などの交付決定により減額補正するものです。財産収入は、町有地

売り払い収入により増額補正するものです。寄附金は、ふるさと納税制度による寄附金を増額補正するものです。繰入金及び町債は、地域の元気交付金の交付決定を受けて財源が確保できたため、それぞれ減額補正するものです。諸収入は、児童手当国庫交付金の前年度精算やオータムジャンボ宝くじ交付金の交付決定により増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。総務費は、財源の組み替えを行ったものです。民生費は、国民健康保険特別会計及び介護保険特別会計のシステム改修により繰出金を、乳幼児医療費、保育所運営費負担金を見込みによりそれぞれ増額補正し、障害者住宅改造成事業補助金や後期高齢者広域連合に対する負担金を執行残により減額補正するものです。衛生費は、都城地域健康医療ゾーン整備事業負担金補助金、予防接種委託料、健康管理センター防水工事、リサイクルプラザ管理費負担金などを執行残により減額補正するものです。農林水産業費は、青年就農給付金事業補助金や森林整備地域活動支援交付金など、執行残により減額補正するものです。土木費は、島津紅茶園切寄線道路整備事業費や住宅リフォーム助成事業補助金などを執行残により減額補正し、公共下水道事業繰出金を増額補正するものです。消防費は、軽四輪駆動消防自動車購入を国の無償貸与車両導入に切りかえたため、不用となった費用を減額補正するものです。教育費は、燃料費、光熱水費等の高騰により増額補正するものです。諸支出金は、公共施設等整備基金に町有地売り払い収入分をふるさと未来基金に、ふるさと納税による収入もそれぞれ増額補正し、予備費は収支調整額として増額補正するものです。

次に、第2表、繰越明許費は、森林整備加速化林業再生事業ほか2事業を合わせて5,275万2,000円を繰り越すものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「平成26年度三股町一般会計予算」であります。

平成26年度の予算編成に当たっては、予算編成方針にのっとり、国・県の予算編成の状況、地方財政計画並びに社会経済情勢の動向を見て予算編成を行ったものであります。

最近の我が国の経済を見ると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢による一体的な取り組みの政策効果から、消費者の購買意欲や企業の設備投資、雇用などが改善し、消費等の内需を中心として景気回復の動きが広がりつつあります。反面、景気回復の実感は、中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ十分浸透しておらず、デフレ脱却も道半ばであります。

こうした中、政府は、平成26年4月に実施する消費税率引き上げに際しては、平成25年10月1日に閣議決定した経済政策パッケージに基づき、反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるための好循環実現のための経済政策を閣議決定し、平成25年度補正予算を編成したとこ

るであります。

平成26年度当初予算は、平成25年度補正予算と一体的に編成され、消費税導入による景気の下振れリスクに対応、デフレ脱却、経済再生と財政健全化の両立の実現を目指しています。地方財政については、歳入歳出総額を対前年比1.8%増とし、地方自治体に交付される地方交付税の総額は前年度当初と比べて1.0%の減額となっています。

本町においては、このような国の動向や県の情勢を踏まえ、さらに一層の歳入の確保と歳出の抑制に努めて予算編成を行ってまいりましたが、本町の自主財源の割合は、基金繰り入れにより伸びているものの、町税等ほかの収入においては増収が余り見込めず、歳出において義務的経費や経常的経費はますます増加しており、引き続き厳しい財政運営を強いられる状況であります。

このため、行財政改革を推進しつつ、新規事業にも積極的に取り組むとともに、地方単独事業など起債事業の抑制や基金残高の減少に歯どめをかけるなど、財政健全化に向けて取り組むという方針で編成いたしました。

まず、第1表、歳入歳出予算の概要について、ご説明申し上げます。平成26年度の歳入歳出予算額は96億4,000万円で、対前年度比4.8%、4億4,000万円の増となっています。

歳入のうち自主財源は31億5,654万8,000円で、構成比32.7%、依存財源は64億8,345万2,000円で、構成比67.3%となっており、前年度より自主財源の割合が3.5%増となっております。

次に、歳出予算における性質別状況については、義務的経費が44億6,316万円で、構成比45.7%、経常的経費が34億5,390万8,000円で、構成比が35.8%、投資的経費が17億7,977万6,000円で、構成比が18.5%となっており、前年度より義務的経費、経常的経費の割合が若干減り、投資的経費の割合が若干伸びています。

次に、第2表、債務負担行為については、情報システムリプレイス事業ほか5件について、数年にわたり債務が発生することから、債務負担行為にそれぞれ設定するものであります。

次に、第3表、地方債については、一般廃棄物処理事業のほか、総額で10億7,218万円の借り入れを予定しているものであります。

次に、歳出予算の投資的経費の主なものについて、ご説明申し上げます。都城地域健康医療ゾーン整備事業として3億5,656万9,000円、クリーンセンター整備事業2億6,583万3,000円、防災行政無線事業2億7,711万2,000円、島津紅茶園切寄線道路改良事業ほか道路整備事業6,238万4,000円、新規事業として、保育園施設整備事業3億1,831万5,000円、上米公園パークゴルフ場整備事業4,800万、西部地区体育館事業2,750万円の予算となっています。

また、投資的事業以外の重点取り組み事業の主なものについて、ご説明申し上げます。総務費においては、番号制度構築事業として1,640万円、例規集精査事業として813万3,000円、ふるさと納税推進事業として826万7,000円などが主なものです。民生費においては障害者相談支援事業430万6,000円、保育士等処遇改善事業特例事業においては2,566万9,000円などが主なものです。衛生費においては、後期高齢者肺炎球菌の予防接種事業285万2,000円、公共下水道事業1億3,579万5,000円などが主なものです。農林水産業費においては三股町で育む日本一種雄牛造成事業352万円、商工費においては地場産品販路開拓支援事業655万円などが主なものです。教育費においては、町史編さん事業246万5,000円、学校支援地域本部事業88万1,000円などが主なものであります。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で委員会報告を終わります。

日程第3．質疑

議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。質疑はありませんか。指宿君。
議員（6番 指宿 秋廣君） 建設文教常任委員長にお聞きいたします。

今回、消費税が5%から8%に上がるということで、議案第5号から11号まで一括して説明をされました。しかし、私は、最初の5、6、7号の議案と8号、9号は明らかに違うと思うんですが、その検討とか、当局、執行部に対する質疑とか、どういう検討をされたのか、お聞きいたします。

議長（山中 則夫君） 建設文教委員長。

建設文教常任委員長（内村 立吉君） 5号から10号議案ですね。これは、建設文教常任委員会に付託された案件でありまして、その中で諮ったものでありますから、その中で解決されたものであります。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） この案件は、先ほど言ったように、消費税が引き上げになる、5%から8%に引き上げになることによる条例改正案ですね。何でそういうことを聞くかというたら、水道料、特にわかりやすく水道料と言いましょうか、水道料は、5%になろうが10%になろうが、設備投資をすると国税に申告すると納税義務者ですから税が返ってくるんですね、設備投資をすると。要するに、これだけ消費税がかかっているものをしましたと。しかし、8%消費税を

取りましたと。その差額、多く出したものについては、国税から還付金があるんですね。

ほかのは、ただ5%から8%になって、町が手数料を取った、それも取りっ放しですね。明らかにスタンスが違うと思うんですが、検討された結果をお願いします。

議長（山中 則夫君） 建設文教委員長。

建設文教常任委員長（内村 立吉君） これは、国の事業に伴うものでありますから、その伴うものに対して諮ったものであります。

議長（山中 則夫君） 指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） 国のものやと言われることで全てこうされていることのようにすけれども、しかし、国保、国税、都城税務署、国税ですね、税務署にこれだけいっぱい出しました、これだけ大変に設備投資をした結果、例えば、水道管をタンクをいっぱいつくりましたという形ですと、ああそうですか、それならその分だけ消費税としていっぱい出し過ぎましたね、だからおたくが8%取られたその差額については還付しましょうというのが国の制度なんですよ。そういうことなので、これとそれとをどう検討されたかということだけをお聞きしているところです。

議長（山中 則夫君） 建設文教委員長。

建設文教常任委員長（内村 立吉君） 先ほども申しましたように、国の事業に伴うものでありますから、その中で私たちの建設文教委員会に付託された案件でありますので、これは可決されたものであります。

議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 総務厚生委員長にお尋ねいたします。

陳情が不採択にということで報告を受けましたが、どういう理由で不採択になったのか、その理由をお尋ねいたします。

議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） 56条というのがあるんですけど、実際、これは白色という形で、57条のほうと、青色申告をすることによっていろんな控除を認められるところから、そういうところからのあれで、それであれば57条のほうに移行すればいいんじゃないかということで結論が出ました。

以上です。

議長（山中 則夫君） 上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 青色申告にすればいいとおっしゃいますが、これは、青色とか白色とかで差別することはいけない。人権問題として、やはりどういう申告であれ、配偶者とかその子供たちが働いた代価というのは必要経費に、必要経費を認めるというふうなことは、人権問

題として各欧米諸国も認められていることで、所得税法56条というのは、昔の明治時代の家父長制度の名残であるというふうなことを聞いておりますので、やはりそこら辺は、もっと女性の人権、働き分を認めてほしいというふうな人権としての憲法の条からも考えてほしかったと思うんですが、そこら辺は審議されなかったんでしょうか。

議長（山中 則夫君） 総務厚生委員長。

総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） そのところは、審議はしておりません。

以上です。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

・ ・

日程第4．討論・採決（議案第1号から第11号、第12号から第14号、第16号から第24号、第26号から第28号までの26号議案並びに陳情第1号）

議長（山中 則夫君） 日程第4、討論・採決を行います。

議案第1号「三股町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第1号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第2号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決され

ました。

議案第3号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第3号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号「三股町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。指宿君。

議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっております第4号についての使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例改正の案件について、反対の立場で討論いたします。

マスコミ等で広く言われていることは、今、安倍総理もそうですけれども、この3%を上げることによって地域に多大な影響が出る可能性がある。だから、経団連の皆さん、給料を少しでも上げてもらえませんかという、マスコミ等で言われています。

一番わかりやすい例で言うと、JP、日本郵政ですか、郵便局がパート10円、月額契約1,000円を引き上げるというふうに報道されています。三股町は、被害者意識が強くて、パートの賃金を上げるとかという話も一切聞かず、ただ自分ところが8%になる、3%の影響額がこれだけだという被害者意識だけを出して、この56万円のお金を内部でどうにかしようということが論議されるべきでなかったのかな。

聞くところによると、自治体によっては、これを一回見送るという自治体もあるというふうに聞いています。執行部としては提案されざるを得ないということでしょうけれども、私自身はこれを議会で否決することによってどっちのメンツも立つのかなというふうに思いますので、反対いたします。

以上です。

議長（山中 則夫君） 討論はありますか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 4号案件に関して、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例には、反対の立場で討論いたします。

消費税法では、一般会計で扱う公共料金については、法律で納入しなくてもよいことになって

おります。国が4月1日から消費税率を上げるからといって、体育館や各公民館などの使用料を引き上げることは反対です。アスリートタウン三股を目指すのであれば、なおさら体育館使用料などを引き上げることには矛盾を感じます。

以上、反対討論を終わります。

議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論はありませんか。福永君。

議員（5番 福永 廣文君） 私は、この案件について賛成の立場で討論いたしたいと思います。

今、いろいろ反対の意見もございますけども、ここを利用する受益者については、恐らくほとんどの方は4月からの消費税の導入ということについては理解しておられると思いますし、受益者が負担する分でありますので、8%の増税については、私はほかのいろんな町内の消費税についてと同じように徴収するべきだと思います。

これをもしその分だけが否決となりますと、やっぱり町の負担が委員長の報告のとおり53万程度で金額的には少ないですけども、やっぱり議会としてこの案件については賛成すべきものと思います。

以上です。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。内村君。

議員（4番 内村 立吉君） 私は、賛成いたします。

やっぱり国、条例でやりますから、この中で、町の財政的な問題でもありますから、こういうことを否決したら、やっぱり国と県とのつながりの中でも変な意識になってくるんじゃないかと思っております。その中で、やっぱり上げるのが当然じゃないかと思えます。

議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第4号は総務厚生委員長の報告のように委員会の否決すべきとの結論のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第4号は総務厚生委員長の報告のように委員会の否決すべきとの結論のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立少数であります。したがって、議案第4号は執行部原案のとおり可決されました。

議案第5号「三股町立文化会館の管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討

論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第5号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第5号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号「三股町立公園条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第6号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第6号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号「三股駅前多目的広場条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第7号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第7号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号「三股町水道事業給水条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 水道事業給水条例の一部を改正する条例に反対する立場で討論いたします。

人間は、水がなければ生きていけません。その水にも8%の消費税をかけるというふうなことはとんでもないことだと考えます。よって、この条例には反対いたします。終わります。

議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第8号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号「三股町公共下水道条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第9号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第9号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決され

ました。

議案第10号「三股町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第10号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第10号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号「社会教育委員条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第11号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号「平成25年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第12号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号は原案のとおり可決されました。

議案第 1 3 号「平成 2 5 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 1 3 号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 3 号は原案のとおり可決されました。

議案第 1 4 号「平成 2 5 年度三股町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 1 4 号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 1 4 号は原案のとおり可決されました。

議案第 1 6 号「平成 2 6 年度三股町一般会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

議員（7 番 上西 祐子君） 2 6 年度三股町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

政府は、消費税率を 5 % から 8 % に引き上げ、国で 8 兆円もの史上最大の増税を国民に押しつけようとしております。年金給付の連続削減、7 0 歳の医療費窓口負担を 2 割に、生活保護費の給付削減など、社会保障費の改悪もめじろ押しとなっており、消費税は社会保障のためという口実は全く崩れ去っております。義務教育教職員定数の削減、米づくり農家への所得補償の半減、地方交付税の削減など、地域経済を支える予算も軒並み削減されました。本町の歳入でも地方交付金が減額です。

政府は、地方消費税を初めとした地方税が増加するので増額になると言っておりますが、消費

税増税に伴って本町の物件費は1億2,442万円の増となっております。一方で、社会保障・税番号制度が昨年成立し、番号制度構築事業費が1,640万円上程されております。税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化、給付削減を狙うとともに、国民監視やプライバシーの漏えいなどが危惧されるもので、導入する必要はなく、反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第16号は一般会計予算・決算委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第17号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第17号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

議員（7番 上西 祐子君） 後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場から討論いたします。

年金削減が行われている中で、保険料の大幅アップとなっており、認めることはできません。

以上、反対討論を終わります。

議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第18号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号「平成26年度三股町介護保険特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第19号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第19号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計予算」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第20号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は原案のとおり可決さ

れました。

議案第 2 1 号「平成 2 6 年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題として、
討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 2 1 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決する
ことにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第 2 1 号は建設
文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第 2 1 号は原案のとおり可決さ
れました。

議案第 2 2 号「平成 2 6 年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計予算」を議題とし
て、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 2 2 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決する
ことにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。議案第 2 2 号は建設
文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決さ
れました。

議案第 2 3 号「平成 2 6 年度三股町公共下水道事業特別会計予算」を議題として、討論・採決
を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第23号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決します。議案第23号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成26年度三股町水道事業会計予算」を議題として、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第24号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） ご異議があるようですから、起立により採決します。議案第24号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第26号「町道路線の認定について」を議題として、討論・採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第26号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号「都城市道の路線と町道の路線が重複する部分の道路の管理について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 27 号は建設文教委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号は原案のとおり可決されました。

議案第 28 号「指定管理者の指定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第 28 号は総務厚生委員長の報告のように原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「中小自営業者婦人・家庭従事者の人権保障のため「所得税法第 56 条の見直しを求める意見書」の採択を求めることについて」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

議員（7 番 上西 祐子君） 個人商店とか、そういうふうなところで働いている人たちにも配偶者とか子供さんなんかも従事している場合に、働き分を認めるというふうなことはもっともなことだと思います。そうでないと、仮に仕事のときに集金なんかに行って事故やらを起こしたときに、賃金保障というのが保険会社からも認められないんですね。だから、病気になっても、それから事故であっても、そういう人たちにはそういうことも認められないというふうなことは全くおかしいことじゃないかなと思います。

やっぱり個人の尊重とか法の下の平等とかという憲法にのっとって家族従事者の所得税法第 56 条の見直しは求めるべきだと考えますので、この陳情には賛成いたします。

以上、終わります。

議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。陳情第 1 号は総務厚生委員長の報告のとおり不採択とすることにご

異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。陳情第1号は総務厚生委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、陳情第1号は不採択と決しました。

それでは、ここで11時25分まで本会議を休憩します。

午前11時14分休憩

.....
午前11時25分休憩

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第5 . 議案第29号上程

議長（山中 則夫君） 日程第5、議案第29号「副町長の選任について」を議題といたします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

町長（木佐貫辰生君） 本日追加上程いたしました1議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号「副町長の選任について」、ご説明申し上げます。

副町長の石崎敬三氏においては、事情により、平成26年3月10日付の退職の申し出が提出され、それを受理したところでございます。

石崎氏には、この3年2月の間、本町行政に鋭意懸命に取り組まれ、町政の発展に大変なご貢献をいただき、深く感謝申し上げます。

今や、地方分権改革による権限移譲や町民ニーズの多種多様化により、所管する行政分野や事務事業はますます増大、拡大している中、厳しい行財政運営を強いられているところであります。

そこで、副町長の人事につきましては、慎重な検討を加えた結果、西村尚彦氏が、人格、識見、力量等から最適者であると判断しましたので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、1議案について、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

議長（山中 則夫君） ここで、西村地域政策室長の退席を求めます。

〔地域政策室長 西村 尚彦君 退席〕

日程第 6 . 質疑・討論・採決（議案第 29 号）

議長（山中 則夫君） 日程第 6、議案第 29 号「副町長の選任について」を議題として、質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、会議規則第 8 1 条第 1 項の規定により、単記無記名による投票で行います。投票の方法については、会議規則第 8 4 条の規定により、第 27 条から第 34 条までの選挙規定を準用します。

ここで、念のために申し上げておきます。これから投票用紙を配付いたしますが、本案に同意の方は賛成、同意されない方は反対と記載し、投票をお願いします。

それでは、議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（山中 則夫君） ただいまの出席議員は 11 名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

議長（山中 則夫君） 投票用紙の漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 配付漏れなしと認めます。

ここで、投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

議長（山中 則夫君） 異常なしと認めます。

投票に当たっては、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入をお願いします。

それでは、1 番、池邊君より順次投票をお願いします。

〔議員投票〕

議長（山中 則夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番、堀内君、10番、池田さんを指名します。

なお、開票事務は事務局職員が行います。

〔開票〕

議長（山中 則夫君） 投票の結果を発表します。投票総数11票、このうち有効投票11票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、賛成11票、反対ゼロ票であります。よって、賛成が多数でありますので、議案第29号は原案に同意することに決しました。よって、議案第29号は全会一致で原案に同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（山中 則夫君） 西村室長の入場を許可します。

〔地域政策室長 西村 尚彦君 入場〕

議長（山中 則夫君） ここで、本会議を休憩します。

午前11時36分休憩

.....

午前11時38分休憩

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

・ ・

日程第7．常任委員会の視察研修報告

議長（山中 則夫君） 日程第7、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

総務厚生常任委員会よりお願いします。総務厚生常任委員長。

〔総務厚生常任委員長 佐澤 靖彦君 登壇〕

総務厚生常任委員長(佐澤 靖彦君) それでは、総務厚生常任委員で研修の報告をいたします。

去る平成26年の1月の28日から30日まで、高知県四万十市の中村商工会議所と、やはり四万十町役場の研修ということで行ってまいりました。

まず、四万十市のほうから報告いたします。

四万十市には、中村商工会議所の専務が庁内の、高台の庁舎をまず見てくださいということで見学し、新しく建てた庁舎でございました。その中で、また議会事務局の説明で議場の見学をさせていただき、かなり広い空間の中のフラット型のイメージを感じ受けました。

四万十市というのは、平成17年に中村市と西土佐村が合併して、人口約3万5,000人の四万十市として誕生しました。幾度となく四万十川の氾濫で市内の洪水になるとときには、この庁

舎が高台にあるために避難所になるというところです。その庁舎の周りからずっと見渡しますと、言われるのが、小京都というところで、小さな京都というような形で表現されまして、その庁舎を中心に碁盤目状になった筋が幾つもあるということで説明を受けました。

その後、四万十市に来て、また四万十川というのがあるということで、ここに来てはやはり四万十川の川下りを体験しないと意味がないということで、その体験をさせていただき、船頭さんの説明を受けながら、四万十川の魅力、迫力、また観光の意気込み等を目の当たりに感じました。

四万十市は、基本のコンセプトというのは、「清流に笑顔がかよう小京都中村」というのをコンセプトにして3つの柱と5つの目標値ということで、3つの柱は、1つ目「賑わいと回遊性のあるまちづくり」、2番目に「安心・安全 住みよいまちづくり」、3つ目に「商店街の再生による魅力あるまちづくり」という3つを掲げております。この柱に基づきまして5つの目標値を達成するためにということで、34の事業計画をして、そのうち28事業は達成して6事業が達成できなかったということの報告をいただきました。その中で、やっぱり市民・行政が一体となって取り組んでいるように感じ受けられました。

やはり四万十市でも観光客は多いものの、宿泊が少なく、通過型観光になっているということで、宿泊は高知市、また上のほうの道後温泉宿泊が大半を占めているということで、その辺がやはり会議所の専務理事が悩んでおられるところでありました。その中でもびっくりしたのが、3万5,000の人口の中に商店街、特に飲食関係、飲み屋さん、食事をするところが300軒ほどあるということでびっくりしたところでした。

続きまして、四万十町の役場のほうに行きまして、四万十町は、平成18年に2町2村で合併して、人口約1万8,000人で、ちょうど四万十市は下流のほうですけど、河口側のほうですけど、四万十町というのは中流に位置して、町の87%が山林に隣接していると。

四万十町では、やはり6つの柱を中心に取り組んでおられまして、まず1つ目が地域ブランドの調査ということで、2年連続四国で1位をとられております。

四万十町も、合併したところの課題ということで、合併後のまちづくりということでこういうふうな資料を渡されました。まちづくりのルールブックというので、これを事細かく説明されたり、細かく説明されて町民にもわかりやすいというような好評を得ているということで、また後でござんいただければと思います。

それと、企画課の主要業務ということで、新庁舎の建設、今はもう古いところであるんですけど、建設と、生活交通ということで、先ほども言ったように、山林に隣接しているということで、生活交通の部分も業務の一環として考えていると。それと、自治区の設置と移住促進ということで企画課の主要業務になっておるところでございます。あと、全国に誇れる観光資源ということで挙げられました。

今現在建設中の庁舎のほうを見学に行ったんですけど、これがまた変わったところで、庁舎の真ん中にJRの窪川駅を中心に東館と西館ということで、線路の上の連絡線で渡して24時間町民が行ける、東館と西館の間を通るといような形での建設中でありました。

今回の研修で、どこの市町とも合併はしたけど、人口が伸び悩んで大変苦労しているということで、やはり四万十町も観光面でも宿泊が少なく、やはりこれから四万十川を利用するアイデアをして、行政、団体、市民、町民が一体で取り組んでいかなければいけないといようなことを言われておりました。

最後に、高知県も東西に長く交通便が非常に不便ということで、宮崎県に置きかえると、宮崎県は南北に長いということで、今回、3月の16日に都農と日向の間も開通しましたけど、その点からするとまだ宮崎のほうが交通便はいいのかなというのも考えました。四万十市に行くにも途中から高速が途切れて、それから1時間半ぐらいかかるといようなところございました。

今、私は、このバッジをしているのが、高知家というバッジがあるんですけど、これは何か1個100円で販売しているということで、タレントの高知出身の広末涼子さんが高知家ということでキャンペーンをしているということで観光大使になっているということで、高知県に移住キャンペーンをすることで、「高知県は、ひとつの大家族やき。」といような形で方言を使っておられますけど、高知県で暮らしませんかといような募集をしながらどんどんふやしているといところで、空港、駅、その辺へ行くと、このバッジをつけた人たちが結構いらっしゃいました。

この研修を経て、やはりいろんなところに研修し、そのいいところを1つでも持って帰って取り入れて、三股町が逆に盛り上がるように、大変有意義な研修であったのではなかったかと思われれます。

以上、総務厚生研修の報告を終わります。

以上です。

議長（山中 則夫君） お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で全ての案件を議了しましたが、12月定例会以後の議長の公務報告は、お手元に配付してあるとおりであります。

ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時49分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午後0時10分休憩

議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

・ ・

議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成26年第1回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 佐澤 靖彦

署名議員 上西 祐子